

① 外部からの資源調達

市政への参画意識の高揚を図る

資金調達の多様化

ミニ公募債の
取り組みを通じて

川崎市の
地域資源の
状況

財政局
財政部資金課主査

澁谷雅彦

地方債の環境

地方分権が進む中、今日の地方自治体の役割はますます重要になっており、自己決定・自己責任の原則のもと、魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

しかし、地方行財政を取り巻く状況はますます厳しくなっており、今後は地方分権の名のもとに自治体間の競争が今まで以上に激化することも予想されます。これからの自治体は自立した形で生き残り、かつ限られた財源により効果的に住民サービスを行うていくことが求められます。住民福祉の向上のために効率的な行財政運営を目指した改革を行うとともに知恵を絞ったまちづくりを進めることが必要となっています。

地方債を資金別にみた場合、大きく分けて財政融資資金等の「政府資金」と公営企業金融公庫資金、市場から資金を調達する「民間資金」とに分けられます。政府資金は国が特定の政策目的の実現を図るために行う投融资活動の計画である財政投融资計

画において地方自治体に対する貸付けとして計上されている資金であり、本市においても従来からこの政府資金を活用してきました。

ところが、平成一三年度から財政投融资改革が実施され、郵便貯金、年金の積立金は国の資金運用部への預託義務が廃止になり、本場に必要資金に絞り、国債を発行して市場から調達するという制度になりました。

つまり、それまでは郵便貯金などの資金が義務的に資金運用部に預託されて、資金が受動的に集まってきたわけですが、改革後は必要な資金は国債を発行して直接とりにいくという能動的な取扱いに変わったという事です。これに伴って財政投融资の全体の規模も縮小しながら対象事業の重点化が図られることになったわけです。

今後、地方自治体に貸付ける政府資金が減少していく状況において、各自治体では、自らの決定と責任において資金を金融マーケットから調達することが求められるようになり、これに適切に対応していく必要があるわけです。

このような大変厳しい状況の中、今後の市政運営を推進していくためには、新しい資金調達のノウハウを駆使した財政の持続可能性が、これまで以上に重要課題となっています。

加えて、起債制度については、地方分権の流れの中で、平成一八年度から「許可制」から「協議制」へと移行されることから、今後、自治体の自己責任に基づき、自前の資金を調達していくことがいっそう求められてくるものと認識しています。

全体として、そういった大きな流れ、大きなシフトがある中で、民間資金を円滑に調達することについては、様々な工夫が必要であり、本市では、地方債の流通性の向上や調達手段の多様化といった複数のチャンネル・手段の確保についての取り組みを進めています。

具体的には、有利かつ安定的な資金調達を図る観点から個人を含めた投資家層の拡大、市場における川崎市債の評価の向上、商品の多様化に取り組んでいるところでありまして、特に個人消化の促進については市民の市政への参画意識の高揚を図るため

にも積極的に取り組んでいるところです。平成一五年度の全国型市場公募債（五年）の個人消化率は三〇％強と全国でも二番目の高さでありますが、これを五〇％まで高めていきたいと考えています。そこで個人消化率に応じてシンジケート団に引受シェアを配分するメリットシステムを導入しました。

ミニ公募債発行の取り組み

ミニ公募債の発行もこうした取り組みの一つであり、市場公募化を推進して、資金調達手段を多様化することが重要でありますが、地域で必要な資金は地域から調達していくということも必要だと考えています。日本では基本的に地方債の個人保有が少なく、その大部分は機関投資家が保有しています。個人の方は比較的安定的に地方債を持っていただけますので、そうしたメリットから今後も個人消化をすすめていきたいということが一つ狙いとしてあるわけです。あわせて市民の方々に行政に参画する意識を持つていただけるということで、こうした効果も期待しているところです。

ミニ公募債は、平成一三年度末に、群馬県が「愛県債」を発行したのを皮切りにこれまで平成一五年度末現在で八六団体、一八八銘柄で四、三〇〇億円の取組みがなされています。また、平成一六年度も各地方自治体において積極的な取り組みがなされておりますので、こういった取り組みの成果として、住民の方々へのミニ公募債の浸透も順調に進んでいるのではないかと考えています。平成一七年度の地方債計画においても一六年度の三、〇〇〇億円から三、

三〇〇億円と一〇%の増となっているところ
です。

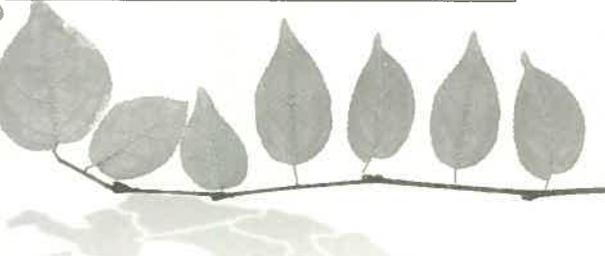
ミニ公募債は特に制度上難しいものはあ
りません。発行するにあたっては

- ① 資金使途（対象事業）
- ② I R の充実（事業 P R）
- ③ 発行条件
- ④ 購入対象者
- ⑤ 発行額、購入限度額
- ⑥ 引受機関の選定
- ⑦ 販売方法

等について検討することが必要になるわ
けですが、これらの検討事項については特
に制限はなく、基本的には各自自治体の自由
な考え方、工夫で進めていくことが可能で
す。

みんなで創る

市民健康の森



◆なぜ「市民健康の森」か
川崎市は少子高齢化が深刻化を遂げて2025年に全国に及
び、多くの福祉課題を抱えている。高齢者、障害者、
外国人労働者等に配慮したユニバーサルな社会の構築が急務
とされ、身体機能強化を公認公認で都市の緑化が有効な
手段と見込まれた。
市民が健康への1歩踏み出すきっかけとして、市民が自ら
のペースで楽しみながら取り組める「市民健康の森」を
「市民健康の森」プロジェクトとして創出した。

◆「市民健康の森」の目的
川崎市においては、市民と行政のパートナーシップによる
市民参加型の社会づくりを進め、市民の健康を促進していき
ます。

1. 森の整備と保全そして創出
2. 健康とレクリエーションの場づくり
3. コミュニティづくりへの寄与
4. 都市環境の改善



KENKOUNO MORI PROJECT

川崎市民健康の森債

12月1日募集開始 募集期間：平成16年12月1日（水）～12月8日（水）
（募集期間中であっても、売り切れとなる場合があります。）

償還日：平成21年12月21日（月）
償還年限：5年（満期一括償還）
発行価格：額面100円につき100円
利率・利回り：11月30日（火）決定予定
利払日：毎年6月、12月の各21日（年2回）
募集期間：平成16年12月1日（水）～12月8日（水）
購入対象者：川崎市内在住または在勤の個人
購入限度額：お一人様500万円まで（購入単位は1万円から1万円単位）
発行日：平成16年12月21日（火）
取扱金融機関：みずほインベスターズ証券、野村證券、日興コーディアル証券、
大和証券、新光証券、三菱証券、UFJつばさ証券、
横浜銀行、川崎信用金庫

特典 購入者全員に「花の巻」をプレゼントいたします。
お問い合わせ 川崎市財政局財政部資金課 TEL:044-200-2182・2183
http://www.city.kawasaki.jp/23/23sikin/home/tr/ir.htm

本市では、平成一五年一二月に「川崎シ
ンフォニーホール債」として初めて発行し、
一六年一二月にも第二回目のミニ公募債と
して市民健康の森の推進事業に係る公園用
地取得事業等の経費に活用するために、二
〇億円を「川崎市民健康の森債」として発
行したところです。

ただし、ミニ公募債は個人を対象とする
市債であり、市債の募集とあわせて対象事
業の P R といった効果をも狙っているわけ
です。どうしても通常の市場公募債に
比べ、募集の手間や事業 P R に経費がかか
ることになります。また、市民が参画しや
すい事業を今後どのように選定していくか
といった課題も考えられます。

ミニ公募債の引受金融機関については、
本市市場公募債引受シンジケート団の構成

金融機関を対象にプロポーザル方式により
市民に対する市債および充当事業 P R や引
受手数料などを提案してもらい、最も評価
の高い金融機関を引受主幹事に選定しまし
た。また、対象事業や募集要件等について
は前年度の購入者アンケートの結果や対象
事業を踏まえて決定しています。

なお、今回の募集にあたっては、市民の
市債に対する認知度を高め、新たな個人投
資家の発掘を図る観点から、引受金融機関
には市債の仕組みや充当事業など丁寧な商
品説明により、新規顧客開拓につながる販
売を要請した結果、本市の趣旨に沿った販
売状況となったものと考えています。

●その他の取り組み

個人消化の推進についてはミニ公募債の
発行に加え、平成一六年度には、従来の機
関投資家向け I R 活動とは別に、新たに、
全国初となる市長による個人投資家向け I
R 説明会を開催しました。市民の皆さんに
対して、市政運営の責任者である市長自ら
が川崎市の将来展望を語ることで、川崎市、
あるいは川崎市債そのものの魅力について
知っていただき、市債の購入を通じて市政
に参画していただくことを主眼としたもの
です。

また、本市の I R 情報を内外に広く発信
するため、本市ホームページ上に I R サイ
トを設ける取り組みや、市の財政状況をお
かり易く解説した市民向け冊子「財政読本」
の発行、個人投資家向けの「市債パンフレ
ット」を作成するなど I R 活動の充実に向
けた取り組みを行っています。

なお、これら平成一六年度の新たな取り
組みは、いずれも市債発行コストを削減し

たことによる本市予算制度上のコスト削減
奨励制度を活用したものです。

●おわりに

地方分権の大きな流れの中で、三位一体
の改革、財政投融资制度改革、地方債制度
改革が進展する状況で、将来にわたって市
債の安定消化を図るため、市債発行の公募
化を推進し、個人消化の促進や償還年限の
多様化などの取り組みを通じ、川崎市債に
対する投資家層のすそ野を広げたいと考
えています。市民に新しい資金の運用先を提
供し、市債を市民に身近なものとするこ
もに、市民の市政への参画意識の高揚を図
り、市民との協働による「うるおいのある
快適で安心な都市づくり」をすすめるため、
ミニ公募債の発行、I R 活動の充実および
超長期債の発行等、資金調達手法の多様化
に取り組んでいるところです。

今後も、これらの趣旨を踏まえつつ、ミ
ニ公募債を継続して発行していきたいと考
えておりまして、平成一七年度については
北部医療施設（多摩病院）を対象事業とし
て発行を予定しているところです。多くの
市民がミニ公募債を通じて川崎市債やその
充当事業についての理解を深めていただき、
資金を通じて市政に参画していただければ
と考えています。

市と市民の間に資金を介しての双方向コ
ミュニケーションが生まれることは意義深
いことであり、これをきっかけに市民が地
域のことを考え、地域へのかかわりから自
身の資金運用までを総合的に考えていた
けるようになれば、地域活性化の意味から
も大きな一歩と考えています。

② 分権改革の成果等を踏まえた資源の活用

川崎市の
地域資源の
状況

分権時代に求められる 自治体職員像

人育成の
取り組みを通じて

総務局
人事課 山本昇二

山本昇二

はじめに

国内外の社会状況が急速に変動する中、地方分権の時代を迎えて、公共サービスの責任主体として地方自治体の責務はますます重くなり、自治体職員にはこれまで以上に、高度な政策形成能力と効率的な業務執行のためのマネジメント能力が求められている。

「行財政改革における「民間でできるものは民間で」という考え方の下で、公共部門が直接サービスを提供する領域は、総体的には縮小するものの、引き続き公共部門が担うサービスをより効率的に提供するためには、その担い手である職員の適正配置と、職員が自らの能力を発揮できる環境を整備することが重要である。

こうした状況の下で平成一六年四月、今後の人材育成と能力開発の具体的展開に向けた基本的な考え方について、「川崎市人材育成基本計画」を策定した。基本計画では、めざすべき職員像（図1）と求められる役割（図2）・能力（図3）を明らかにし、職員が自らの能力を発揮できる環境を

整備するための、人材育成にかかわる制度の課題と今後の取り組み内容を示した。

また、同年九月には、研修のみならず人事を含めた人材育成にかかる責任者として、各局等に人材育成推進管理者（人事担当課長）を設置するとともに、その職務を補佐する人材育成推進主任（人事担当係長）を設置し、職場実態に合った人材育成を全庁的に推進する体制を整備したところである。

基本計画に基づき、人材育成・能力開発にかかわる具体的取り組みを展開しているが、ここでは、平成一六年度における主な取り組みとして、新人事評価制度の試行と職員派遣について紹介したい。そして、内部の人材育成だけでなく、多様な人材の確保についても、最後に触れてみたい。

● 目標管理の手法を用いた新人事評価制度の試行

市民が求める質の高いサービスを提供し、効果的かつ効率的に行政を推進していくためには、時代の変化に的確に対応できる職員を育成するとともに、職員一人ひとりのやる気や働きがいを引き出し、その能力を

最大限に発揮させて、組織目標を達成することが重要になってくる。

平成一六年四月から試行している新人事評価制度は、職員の能力や実績を適正に評価して人事や給与等の処遇に結びつけることにより、職員がより一層能力や資質の向上に努めていける制度の構築をめざすものである。この制度は、業績評価と能力評価の二本立てとしているが、最大のポイントは、目標管理の手法を用いて職員の一定期間内の業績を評価する業績評価を重視したことである。

目標管理は、職員一人ひとりの自発性・創造性を生かして仕事を進め、それを組織の実績・成果に確実につなげていくことをねらいとしているが、職員は、市の総合計画を最上位とする目標の連鎖の中で、全体の方針を把握すると同時に、その流れの中で自らの職務の位置づけを確認することができる。そして、ブレイクダウンされた組織の目標を踏まえて、職員一人ひとりが個人の業務目標を設定し、その達成に向けて主体的な職務への取り組みを進めていくことにより、政策形成能力や創造性の促進な

ど、職員の能力開発にもつながっていく。また、上司は、部下との面談を通じて目標設定において、進行管理役としてリーダーシップを発揮し、動機づけを行うためのコミュニケーション能力を向上させることができるので、職員の実践的能力を育成するOJTの実践にもなる。

目標管理ははじめての試みであり、試行一年目の業務目標設定を終えた時点で、被評価者・評価者である職員七〇〇人（試行対象者の約一割）へのアンケート調査を実施し、ポイントとなる目標設定時の面談に対する感想について、次のような質問を行ってみた。

- ①面談は上司（部下）と話し合うよい機会であったか。
- ②面談を通して上司（部下）と業務目標に対する共通の認識が得られたか。
- ③面談時、上司から業務に対して適切なアドバイスがあったか。（部下に適切なアドバイスができたか。）
- ④面談は全体的に見て、満足できるものであったか。

個々の質問に対する回答結果は省略するが、全体的に見て、評価者（上司）よりも被評価者（部下）の方が満足度は低いという結果になった。このことは、目標設定時の面談において、上司から部下への指導・助言が十分とはいえない状況を示している。また、同じアンケートの自由意見の中でも、評価者が適正・公平に評価できるか不安視する声も多くあり、評価する側に大きな課題のあることが明確になった。このため、引き続き評価者研修等を通じて、評価側の評価能力を向上させるとともに、目標管理をより浸透させていく中で、管理職を

図1 めざすべき職員像

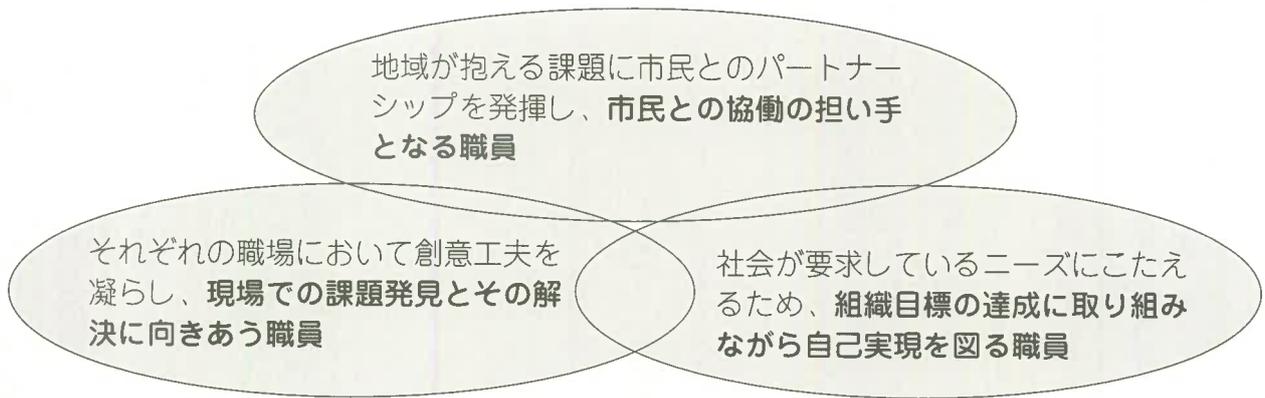
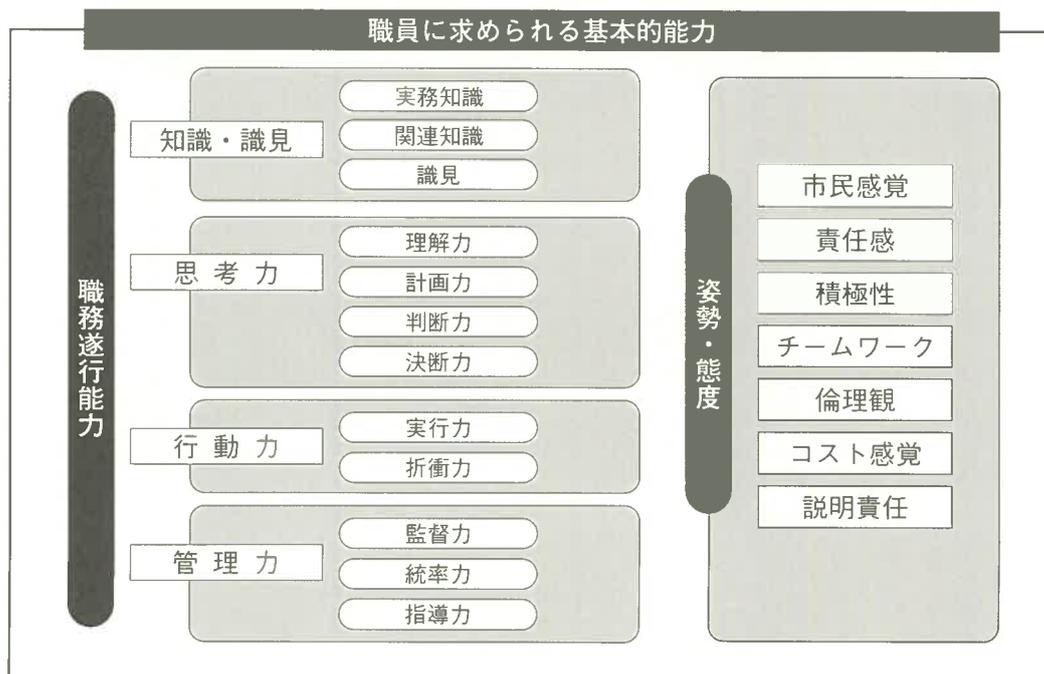


図2 職位に応じた役割期待

職位例	主 な 役 割 期 待
係 員	上司の指示や定められた手続に従い、担当者として業務を迅速かつ正確に処理する。
主 任	係（班）全体の業務を視野に入れ、後輩職員を支援しながら、自ら業務遂行方法を工夫改善し業務を効率的かつ適切に処理する。
係 長	所管業務について、部下に対する指示や適切な業務分担等を行い、職員の達成を支援し関係部門等と連携を図りながら事業を推進する。
課 長	所管業務について、組織目標の設定や部下の取組を組織の成果に結びつけ、関係機関等との調整を図りながら施策を推進する。
部 長	所管業務について、重要度や優先度を見極め部内各課の目標の達成等を支援し、関係機関等との調整を図りながら政策を着実に推進する。
局 長	所管業務について、大局的な見地からあり方や方向性を示し、目標に向かって組織を統率しながら、また、関係機関等との調整を図りながらビジョンを着実に推進する。

図3 職員に求められる基本的能力



はじめとする職員意識改革を図る必要があると考えている。

●職員派遣の効果的な展開

本市においても、先進的な執行方法や幅広い視点からの取り組みを学ぶため、省庁、自治体、民間企業、大学院等への職員派遣を実施しているが、職員派遣には、市の事業目標の達成に向けて業務の一環として行うものと、特定の業務にかかわることなく広く人材育成の観点から行うものがある。多くの職員派遣は、これら双方の性格を合わせ持つが、派遣先における職務経験や研究活動によって、期待される効果には違いがある。

現行の厳しい職員定数枠や予算状況を踏まえると、派遣の目的はもちろん、もたらされる効果についても、これまで以上に吟味していく必要がある。その効果は、職員個人のスキルアップにとどまることなく、職場や他の職員へ広く還元されなければならない。派遣の効果をより確かなものとするためには、次の点が重要になってくる。

- ①派遣先の職務（研修）内容が派遣目的に合致するか。
- ②派遣終了後の配置先（職場・職務）でどのように活用させるか。
- ③派遣職員の意欲をどのように持続させるか。

職員派遣のあり方を整理し、派遣職員の活用をより一層進めるための検討を行うに当たり、今後の効果的な人材育成を展開するためには、職員が自分の能力をどのように開発し、どのように活用してほしいと考えているかという点を把握することも重要であることから、これら②・③の点に関し

て、現に派遣中の職員だけでなく派遣経験者も含め、五四人の職員にアンケート調査を実施した。アンケートでは、派遣期間中の問題点や派遣終了後の市の業務への活用について、派遣担当者としての意見を聴いた。その結果、今後の課題として次の二点が明らかになった。

①情報の共有
派遣前の周知や説明、派遣中の情報提供や交流など、情報の共有が必要である。

②派遣目的および効果の検証
派遣の目的および効果、フォロー体制など、統一的な検証が必要である。

平成一七年度の職員派遣は、これらの点も踏まえ、今後の職員派遣の考え方を整理した上で行うこととし、より人材育成の視点に立って、次のとおり実施することとした。

①派遣職員の選考

より意欲の高い職員に能力向上の機会を広く与えるため、特定の部局での実務経験を特に必要としないものについては、全庁的な公募により派遣職員の選考を行うものとする。

②派遣職員の所属

派遣職員の意欲の継続を図る必要があることから、人材育成推進管理者が中心となつて派遣期間中のフォローを行うため、できる限り特定の部課付けでなく、局付けにするのと同時に、公募による省庁への派遣は東京事務所付け、民間企業や大学院等への派遣は職員研修所付けとする。

③派遣期間中のフォロー体制の整備

各所属長は、派遣職員の勤務状況等を定期的に把握することにより、派遣の効果を随時検証するとともに、派遣終了後の配置

に際しての参考とするため、派遣職員および派遣先の上司等から適宜報告を求めるものとする。

④派遣終了後の配置

派遣職員の知識や経験を組織として最大限に活用できるよう、派遣終了後は、派遣先の業務と関係のある部局を基本に、派遣期間中の勤務状況等も考慮して配置する。

●多様な人材の確保

地方分権の進展に伴い高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するとともに、民間部門における雇用形態の多様化など、地方自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、地方公務員制度においても、任用・勤務形態をより多様で柔軟なものとする。ことにより、行政サービスの一層の充実が求められる。こうした中で、「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律」が平成一六年八月一日に施行され、任期付採用のできる職員の範囲が拡大されたところであるが、本市においても、「川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」が制定され、同年一二月二二日から施行された。国際交流や情報技術の分野で、既に任期付職員を採用している自治体があるが、本市においても今後は、内部では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の活用や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの対応が柔軟にできるようにする。

本市ではこれまで、職員採用試験の受験資格に関して、平成一四年度に学歴要件を撤廃し、平成一四年度には技術系職種における専門課程の履修要件をなくすなど、多様な人材が受験しやすい環境を整備してき

た。また、平成一三年度からは、民間企業等の職務経験者を対象とする採用試験を実施し、柔軟な発想や経営感覚、コスト意識を有する人材の確保にも努めてきたところであり、今後も引き続き、多様な人材の確保に努めていく必要があると考えている。

●おわりに

今回の地方公務員法の一部改正では、職員が大学等での修学のために勤務時間の一部を勤務しない「修学部分休業」についても、「高齢者部分休業」とともに制度化された。これらの制度を実際に導入するには、各自治体での条例化が必要であり、その導入について今後、本市でも検討していくことになる。いずれにしても、民間部門と同様、公務部門においても、任用形態と勤務形態の多様化は時代の流れであり、こうした中で各自治体においては、いかに効果的な人材の確保と育成を図っていくかが問われている。

厳しい財政状況の中で、より効率的な行政を推進していくためには、自治体の重要な資源である「人材」をいかにレベルアップさせるかが重要である。行政における中立性の確保や能率性の追求といった観点から、職員を内部で長期的に育成することが中心であるとの考え方は、今後変わるものではなく、それを補うものとして、高度の専門性を備えた人材を外部から確保するという枠組みになる。公共サービスの担い手である職員の意識改革を図りつつ、即戦力として確保した人材も含めて、効果的な育成と活用を進めていくことにより、市民の信頼と期待にこたえなければならぬと考えている。

② 分権改革の成果等を踏まえた資源の活用

地方分権一括法施行後の本市における
条例策定状況について川崎市の
地域資源の
状況総務局
総務部法制課長

鈴木孝

はじめに

平成一二年四月から施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる地方分権一括法）による地方自治法の改正により機関委任事務が廃止されました。あわせて、自治体の事務が自治事務と法定受託事務とに区分され、それまでの機関委任事務には条例制定権が及ばないものとされてきましたが、新たに区分された事務についてはいずれも条例制定権が及ぶことになり、その範囲は飛躍的に拡大しました。

一方、地方公共団体の自主立法である条例は、地方自治法第一四条第一項の規定により「法令に違反しない限りにおいて」制定することができるものとされているため、当該制定条例と関係する法令の解釈が問題になります（これを「条例制定権の限界」という）。

条例制定権の限界については、公安条例による集団行進等に関する規制が道路交通法七十七条による規制と矛盾抵触するか否かが争われた徳島市公安条例事件において、最高裁判決（昭和五〇年九月一〇日）は、

次のように判示しています。

「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによつてこれを決しなければならぬ。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によつて前者の規定の意図する目的と効果をなら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであつても、国の法令が必ずしもその規定によつて全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じ、別段の規制

を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなら矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえないのである。」

すなわち、法律と条例の目的が同じでも、法律が地方の実情に応じて、別段の規制を容認する趣旨である場合はその条例は適法であり、また、法律と条例が同一の特定事項を規制する場合でも、条例が法律とは別の目的に基づく規律を意図し、法律の意図する目的と効果を阻害するものでない限り、その条例は適法であるとしています。

以上の趣旨を踏まえて、本市においては、条例を制定する場合に、どのように条例制定権の限界について考慮しているか、地方分権一括法の施行後に策定した条例を参考に触れてみます。

● 川崎市長の在任の期数に関する条例

例（平成一五年川崎市条例第一九号）

(1) 条例の内容

川崎市長の在任の期数を連続して三期までとし、四期以上在任しないように努める

ものとしたものです。

(2) 条例を制定した理由

地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとともに、地方分権の進展に伴い、首長の権限・責任が今後とも増大していく傾向にあります。

こうした幅広い事務に関する権限が集中する首長の地位に一人の者が長期にわたり就くことにより、

- ・ 人事の偏向化や職員の任用にゆがみを来す、
- ・ 政策が偏り、財源の効率的配分が阻害される、
- ・ 独善的傾向が生まれ、他の意見や批判に耳を傾けないといった政治の独走化を招く、
- ・ マンネリズム化、組織の活力の低下や硬直化、職員の士気の低下を招く、
- ・ 議会とのチェック・アンド・バランスが保てなくなる、

- ・ 選挙では、現職が圧倒的に有利となり、新人の立候補や当選が事実上困難になる、
- ・ などの弊害が生じるおそれがあるものとして一般的に考えられていますことから、このような弊害を防止するため、条例で在任の期数の上限を定めることとしたものです。

(3) 考慮した点

いわゆる市長選への立候補について、憲法や法律がどのように規定しているかという点です。

まず、憲法は第一五条第一項で公務員の選定・罷免権は国民固有の権利であると規定するとともに、同条第三項で公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定めています。

また、被選挙権は、自ら公職者として国政に参与する権利は、憲法上の権利であると解されています。

この憲法の趣旨を受けて、地方自治法第十九条第三項で「日本国民で年齢満二十五年以上のものは、別に法律で定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。」と規定し、公職選挙法第一〇条第一項第六号で「市町村長については年齢満二十五年以上の者」は被選挙権を有すると規定しています。

さらに、公職選挙法第一一条第一項では、成年被後見人など被選挙権を有しない者を限定列挙しており、被選挙権を有しない者は同法第八六条の八第一項の規定により、立候補を禁止されています。

このように、現行法体系においては、一定の場合を除き「立候補の自由」を保障しているものと考えられます。

したがって、法令に規定する以外の事由で、「立候補の自由」を奪うことは許されないものと考えられますことから、条例第二条では、川崎市長の職にある者に「連続して三期・・・を超えて在任しないよう努めるものとする」と努力義務を課すこととし、憲法や公職選挙法などの規定と調和を保つよう配慮しています。

● 建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成二十五年川崎市条例第二十九号)

(1) 条例の内容

一定規模以上の事業区域において行われる建築行為や開発行為に関して、市、事業者及び地域住民との事前の調整を図るための手続きを定めたものです。

具体的な手続としては、
・事業計画について、近隣関係住民に対し、

計画の説明を義務づけるなど住民参加の手続を規定していること。

・事業計画について近隣関係住民から要望書を提出できることとし、事業者には要望書に対する見解書の提出を義務づけていること。

・環境影響評価の対象事業についても、早期構想段階で構想の概要の揭示を行うこととしていること。

・早期の構想段階において事前届書の提出を義務づけることにより、緑地保全協議等が可能になることなどの点が挙げられます。

(2) 条例を制定した理由

本市においては、急激な都市化に伴い、公共施設の整備や緑の保全の確保などが求められ、昭和四〇年から団地造成事業に対し、要綱による指導を行ってきたところです。

この要綱行政により、良好な市街地の形成に一定の役割を果たしてきましたが、要綱による行政指導には限界があること、川崎市地方分権推進指針によりまちづくり施策の条例化が求められたことなどにより、

(3) 考慮した点

右の(1)は、事業者に対し、建築確認や開発許可の申請行為の事前手続を定めたもので、建築基準法や都市計画法に定めのないものですが、建築確認や開発許可の申請行為そのものを制約するものではないことから、建築基準法および都市計画法の規定の趣旨に抵触しないものと考えています。

(4) 条例の特色

この条例の目的の達成を担保するため、事業者が一定の行為を義務づけることにも、その義務規定に違反した場合に罰則を課すこととしました。

具体的には、

・建築行為・開発行為を行う事業者に、建築確認の申請または開発許可の申請の日までに、条例に定める手続・協議を終了させ、その事業に対する市長の承認を受けるよう義務づけたこと。

・市長の承認を受けずに工事に着手した事業者に対しては、必要な措置を講ずるよう勧告することができるとともに、さらにその勧告に従わない者に必要な措置を講ずるよう命令することができるとしたこと。

・この命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとしたことなどです。

● 斜面地建築物の建築の制限等に関する条例(平成一六年川崎市条例第二十七号)

(1) 条例の内容

いわゆる地下室マンションが周辺の住環境と調和した建築形態となるための規制を定めたものです。

具体的な規制内容としては、
ア 地下室マンションの構造規制として、第一種及び第二種の低層住居専用地域(第一種高度地区)内においては、階数を五以下とすること、第一種および第二種の中高層住居専用地域(第二種高度地区)内においては、階数を七以下とすること。
イ 意図的な盛土の規制として、平均地盤面の位置を操作するための盛土を、原則として制限すること。
ウ 地下室マンションの圧迫感が大きい斜面地の下部に四メートル以上の空地を確保すること。

(2) 条例を制定した理由

昭和五〇年代ころから、本市の北西部に位置する多摩川の崖線や丘陵地における斜

面地の開発が行われるようになりました。

特に、平成六年および九年の建築基準法の改正による住宅地下室および共用廊下等の容積率緩和制度の導入を契機として、交通の利便性が高い地域の斜面地に、階階に居室を有するいわゆる「地下室マンション」の建設が集中し、しかも、近年、従来の階段状から周辺の住環境を損なうような垂直状のものが出現してきたことから、条例による規制を行うこととしたものです。

(3) 考慮した点

右の(1)アの構造規制については、建築基準法第五〇条の委任規定に基づき、条例で定めることにより規制することは可能となっておりますので、法律上ならん問題はありません。

次に、右の(1)イ及びウの規制については都市計画法および建築基準法に委任規定はなく、法に定める規制とは異なる規制を加えることとなります。

都市計画法および建築基準法は、全国一律の最低限の基準を定めていること、本市のおかれている状況を改善する必要があること、現行法令では改善することが困難であることなどの点から判断して、条例でこのような規制内容を定めることは可能であるものと考えています。

● おわりに

以上、三件の条例についてみてきました。さらに最近の議会に自主立法として提案したものと、平成一六年一月議会には「川崎市自治基本条例」、さらに平成一七年二月議会には「川崎市文化芸術振興条例」、「自転車等駐車場附置義務条例」などがあります。

このように、自主立法の制定件数が徐々に増えているのは、まちづくりなどにかかわる国の法令が地方公共団体への委任規定を設け、各自治体の判断で規制を加えることができるようにしていることや、川崎市における独自の政策判断に基づく施策の展開が図られるケースが増えてきたことなどによるものと思われまます。

その背景としては、川崎市のおかれている社会・経済的な環境が「ほかの自治体と同じではない」という当然のことが市民に広く理解され、市民の共通の認識になってきたことではないかと考えております。

それぞれの都市には、歴史的にも、地理的にも、経済的にも、また人口構成（高齢者の占める割合や就業人口など）などにおいても、特徴があります。したがって、各地方公共団体ごとに、それぞれの状況を踏まえた木目の細かな政策の立案が求められています。そういう意味で、今、まさに川崎市の職員一人ひとりの力量が試されているものと思えます。

その政策を実現するための一つの方策として、自主立法の立案があります。その際、必ず、先に示した法令と条例の関係を十分考慮することが肝要です。

繰り返しになりますが、たしかに「条例制定権の範囲」は拡大しているといっても、「条例制定権には限界がある」ことを常に念頭におかなければなりません。特に、市民に対する権利を制約し、あるいは義務を課す内容の条例を制定するときは、このことを忘れてはならないことから、職員は現行法令の趣旨、目的、効果などを十分比較考量して、条例制定の可能性を見極めることができる力を涵養することが求められています。

特集

成熟社会における地域資源とまちづくり

③ 情報技術の活用

Ⅲ 新たな自治体資源の調達

利便性の高い行政サービスの提供をめざして 電子申請実証実験から

情報技術(IT)を
活用した電子市役所の
充実に向け

総務局情報管理部
システム企画課

澤野正憲

川崎市の
地域資源の
状況

はじめに

(1)本市を取り巻く社会状況の変化について

日本のインターネットの普及率は、ここ数年で急速に拡大しており、平成一五年末におけるインターネット利用者は七、七三〇万人と推計され、前年度比一一・三三(七八八万人)の増となっている。また、人口普及率は六〇・六%となり、はじめて六割を超え、国民の五人に三人がパソコン・携帯電話・家庭用ゲーム機などにより、インターネットを利用していることになる。さらに、世帯普及率については、平成一四年末の八一・四%から、平成一五年末には八八・一%となり、九割近くの世帯がインターネットを利用するようになっていた。企業普及率に至っては、九八・二%と既にほとんどの企業が利用している。

こうした、インターネットの急速な普及を背景に、情報技術(以下、「IT」とする)があらゆる場面で活用され、行政においても市民や企業の利便性の向上や行政事務の効率化のために、ITを活用すること

が求められている。

(2)国のIT戦略について

こうした社会状況を後押しする形で、国は高度情報化通信ネットワーク社会の形成に関する施策を、迅速かつ重点的に推進することを目的として、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」を平成一三年一月に施行した。このIT基本法の基本方針の一つとして、「電子政府・電子自治体の推進(行政運営の簡素化・効率化・透明性の向上)」を掲げており、この法律と並行して、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」において、「五年以内に世界最先端のIT国家を実現する」ことを目標に掲げた「e-Japan戦略」(平成一三年一月)等各種計画(注)が策定され、「電子政府・電子自治体」の方向性が示された。

具体的には、「e-Japan重点計画

二〇〇二(平成一四年六月)」で、国民等と行政間の申請・届出等手続きを二〇〇三年度(平成一五年度)までに、ほとんどオンライン化するという取り組み方針が示され、実現に至っている。

また、地方自治体に対しても「e-Japan重点計画二〇〇四(平成一六年六月)」において、ITを活用した質の高い行政サービスを提供していくために、重複投資の回避、システムの標準化・共同化に係る地方公共団体の取り組みに対し、支援を行うことを明示している。

このように、国・地方公共団体において、ITを活用した電子政府・電子自治体の推進は重要な政策課題となっている。

(3)本市の状況

電子自治体を実現するにあたり、国から示される情報化施策や指針・支援に沿いながらも、住民の満足度の向上を目指すことが重要となり、電子自治体構築に向けた基盤整備から、住民が利便性を実感できる具体的なサービスの提供を行うなど、新たな情報化の展開を利用者である市民・企業から求められている。

現在、本市では、平成一六年年一二月に新総合計画の基本構想を策定し、市民本位の情報環境の整備を推し進めていくとともに、「高感度情報都市かわさき」を目指して、市内IT企業を中心とした企業代表で

構成される情報化戦略会議を立ち上げ、地域生活でのコスト削減に貢献するような情報化のあり方について、検討を進めている。

一方、これまでの取り組みについては、平成一四年二月、「電子市役所の構築に向けた方針」を策定し、高度・多様化する市民ニーズへの迅速な対応、効率性・透明性の高い行政の実現を目的とした電子自治体への施策を明示した。さらに、電子市役所構想の方向性を明確化するため、平成一五年一二月に、電子市役所の更なる充実に向けて「電子市役所の充実に向けた方針」地域密着型の電子行政サービスを目指して」を策定した。その中で、①市民本位の行政サービスの構築、②利用者が利便性を実感できる電子行政サービスの必要性を重要課題と捉え、また、「市民の視点を起点とした行政サービスのためには、庁内改革が必要であり、これには、業務の再点検・再構築が必要になる」との理念のもと、「内部事務の効率化」も重視し、両目標を有機的・一体的に推進している。

●本市での電子市役所の構築に向けた、これまでのIT基盤づくり

- (1) ネットワークの整備 情報通信基盤整備のため、本庁・区役所・支所・消防局については下水道暗渠内に敷設した光ファイバーを、事業所については民間の高速通信回線を利用して、全施設間のネットワークを整備した。
- (2) パソコンの配置計画 平成一〇年度からはじまったパソコンの整備は、平成一四年度末には、必要な職員に対し本庁一人一台、区役所・事業所には三人に一台程度の約四、〇〇〇台のパソコンを配置した。平成一五

年度以降については、区役所・事業所の必要な職員一人一台配置に向け整備を行っている。

(3) 情報セキュリティ IT基盤の整備とあわせて、情報の適正な管理とその安全確保が極めて重要な要件となっている。そこで、電子情報の管理や情報システムおよびネットワーク管理について、運用ルールの充実、職員への周知徹底等、情報化社会に対する危機管理の視点から総合的・組織的な仕組みづくりが必要と考え、平成一二年三月「情報セキュリティ方針」を策定した。

また、平成一四年九月、「情報セキュリティ方針」の理念を踏まえ、本市の情報システムおよびネットワークと、そこで取り扱う情報の安全な運用管理および利用に際し、基準となる「情報セキュリティ基準」を策定した。

(4) 文書管理システムの構築 文書処理、決裁事務の迅速化・省力化、また、文書保管スペースの削除等の効果のある文書管理システムを、平成一五年度から稼働している。このシステムは、收受・起案・施行・保存・廃棄といった一連の流れを電子的に処理し、システムのセキュリティを確保する本人認証の機能や、公文書目録をインターネット上に提供する情報公開の機能をあわせて設けるとともに、他のシステムにおいても電子文書保存の機能が利用できる、汎用性の高いシステムである。

(5) 総合財務会計システムの構築 決済事務の迅速化・省力化につながる、総合財務システムを平成一五年度から稼働している。このシステムは、既存の財務会計システムを再構築し、同時に電子決裁の機能を有する文書管理システムに対応し、予算管理

(歳入・歳出管理、資金管理)、決済管理などの財務事務を電子化するとともに、公共工事や物品等の調達や入札に係る一連の手続きを電子化した、総合的な財務会計システムである。

(6) 共通事務システムの構築 共通事務の効率化及び電子決裁に対応するため、旅費管理システムの構築を行い、平成一五年四月から本格稼働している。

●現状の取り組み（IT基盤に基づく電子市役所の構築に向けた展開）

(1) 電子申請実証実験
本市では、平成一四年四月から電子申請実証実験システムの構築をはじめ、平成一五年四月に「ネット窓口かわさき」^(注)としてサービスを開始した。

電子申請サービスとは、インターネットを利用して、オンラインにより申請・届出を行うことにより、申請者が、受付窓口に向うことなく申請が可能で、また、申請業務を電子化することにより、行政事務の効率化・経費節減を図れるものである。実証実験は、本人認証の厳密性が低く、導入の効果やニーズが大きく、また、検証すべき特徴をもった六業務（粗大ごみ収集申込、水道栓の開閉申込、情報公開請求、屋外広告物の届出、住居表示に関する届出、講座・イベント等の申込）を対象に行っている。

実証実験サービス開始後、約二年が経過し、登録者数・申請件数は順調に伸び続け、平成一六年一二月末時点での、申請件数・登録者数の総計はそれぞれ四万二、三六件・二万五、七三〇人となっている。利用者のアンケート結果でも、約八割近くが、

別表 「ネット窓口かわさき」の申請・登録者数

申請業務	男性	女性	法人(携帯)	総計
粗大ごみ収集申し込み	24,515	13,003	0	37,518
水道開栓、閉栓の届け出	1,241	354	(2,740)	4,335
住居表示	13	0	5	18
屋外広告	2	0	2	4
情報公開開示請求	47	1	13	61
講座・イベント・各種申込み	176	204	0	380
総数	25,994	13,562	2,760	42,316
登録者数	17,191	8,464	75	25,730

「とても満足」・「満足」との回答が得られ、市民から高い評価を受けている。

今後、実証実験で得た成果物・市民ニーズを参考に、電子申請を本格的に実施するにあたり、申請処理の迅速化と業務所管課の事務軽減を図るため、各業務システムや総合財務会計システム・文書管理システム等とを、最適な形で連携する必要がある（システム連携基盤の構築）。また、行政内部事務においても、現行の縦割りの業務プロセスを変え、部局の連携を図り「業務の標準化」、「情報の共有化」、「処理の集中

・利用者は、20～40代が圧倒的に多い。・男女比率は、2：1程度。・利用日は日、月の週初めが多い。
・利用時間帯は21時～24時の時間帯が多い。・コンタクトセンターの利用件数は月50件程度。

化による業務の効率化」、「シームレスなシステム間連携（注3）」、「重複の排除」を念頭に置いて受理から回答まで一貫した業務プロセスへの転換を図っていく必要がある。これにより、市民・行政双方に有益な「電子市役所」の枠組みを作り上げることが可能となる。

平成一八年度中の本格実施の第一段階には、約七〇業務について、申請受付のみを対象としたサービスを開始し、平成一八年度中の第二段階として、システム連携基盤の稼働により、各業務システムと連携を行い、これにより、申請・審査・処理が一連の作業として電子的に処理することが可能となる。また、KIOSK端末による証明書発行等のサービスも併せて展開していく予定である。

(2)コンタクトセンターの整備

本市の電子申請実証実験において、コンタクトセンターを委託設置し、電子申請にかかわる問合せを、電話・WEBメールにて受け付けているが、市民の利便性の向上・回答の平準化が図られるなど、有効な効果が認められており、これを市政全般に適用する、コンタクトセンターの整備を行っている。

コンタクトセンターとは、本市への苦情・相談等の問合せに対し、これまで自治体の弊害となっていた、たらい回しを回避するため、受付窓口を一元化することで、「二次対応での完結」、「対応のスピードアップ」、「多様な方法でのアクセス」等による市民サービスの向上を図るとともに、「庁内への市民の声の反映」、「市民ニーズの的確な把握」等庁内業務の改革を促進することができる。

さらに、コンタクトセンターへの問合せおよびその対応から、FAQデータ（注4）を整備し、インターネット上で公開することにより、コンタクトセンター・市民および職員が過去の事例を共有し、利用することができるとともに、電子申請との相乗効果により、さらなる市民の利便性の向上と庁内業務の改革が期待できる。

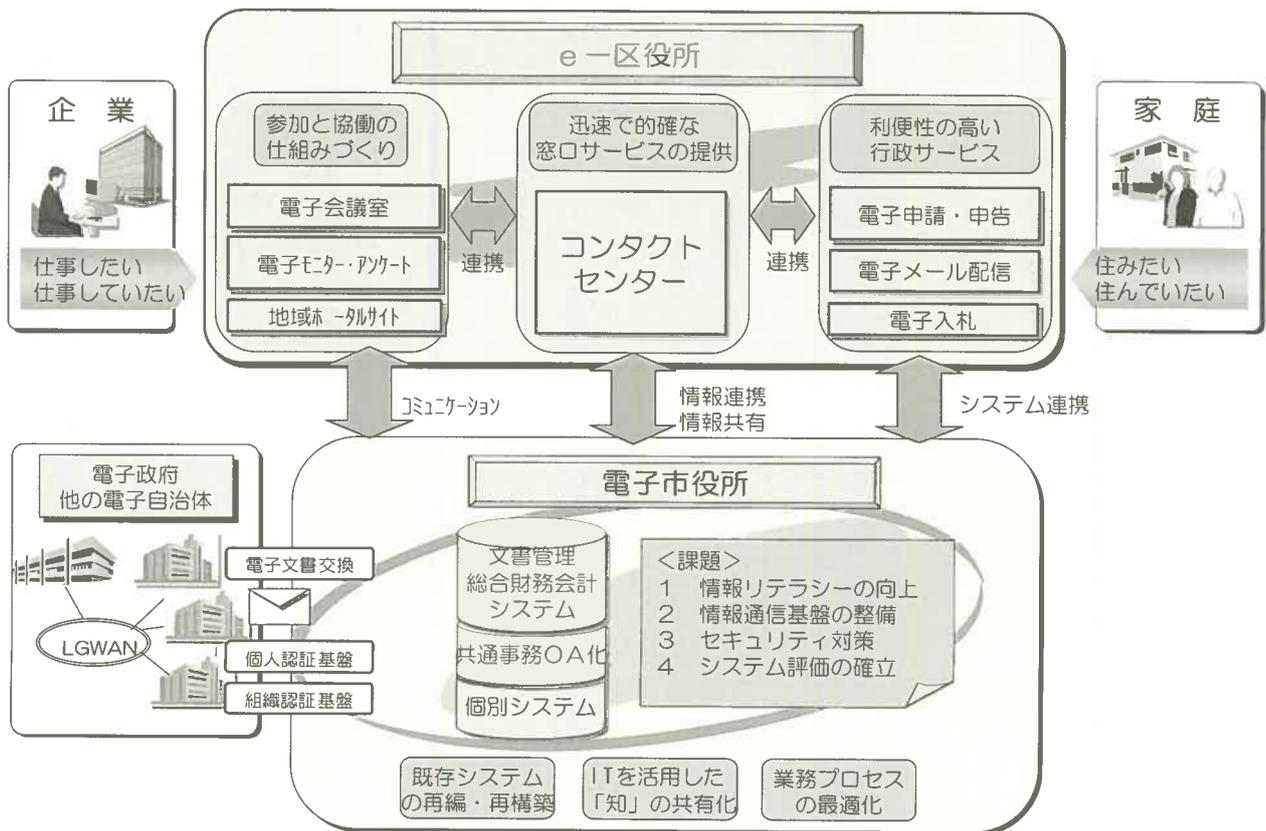
また、FAQの充実がもたらす効果として、業務知識いわゆるノウハウの蓄積も目的としており、団塊の世代が大量にリタイアする二〇〇七年以降において、業務の質を維持しつつ、次世代への知識の継承を図るために有効なものであると考えている。

●今後の展開

本市は、東京と横浜の間に立地し、IT企業・研究所が集積していることもあり、ITインフラの整備が進み、市民のITリテラシーも非常に高い。こうした特性を活かし、これまでの行政主導・自治体の横並び意識の高い情報化推進ではなく、市民との協働もしくは市民・企業主導での独自の視点で新しいIT活用の可能性を模索する。

たとえば、市民・企業・行政が情報の受信を行い、知識・ノウハウ等を交流して新たな付加価値づくりを実現する情報活用基盤「地域ポータルサイト」の構築や、市民・企業と行政との接点を充実していくために、既存の区役所機能にとられない八番目の区役所ともいうべき、ネットワーク上での仮想的な区役所である「e-区役所」の具備化を目標とし、このような施策を、平成一七年度「新情報化基本計画」に明示する。

電子市役所の充実イメージ



まとめ

本市の「電子市役所」への取り組みは、行政サービスを抜本的に向上させるため、IT基盤を構築・活用し、いつでも（24時間）どこでも（マルチアクセス）さまざまな手段や場所（マルチラックセス）さまざまな手段や場所）また、一方通行でない市民との対話を重視した（2方向型）行政サービスを重視した（2方向型）行政サービスを重視している。

また、インターネットの普及とブロードバンド利用者が増加する中で、ウイルスの蔓延や情報漏えい事件が多発し、自治体の持つ情報の取り扱いについて、注目が集まっている。

今後、これまで整備してきたIT基盤をさらに拡充し、C/S（顧客満足度）の高い行政サービス、また、効率的で高度な行政事務を実現するとともに、個人情報保護など、セキュリティにも十分留意した、安全で安心な行政サービスの充実を目指していく。

注1 *e-Japan戦略（平成一三年一月）「行政の情報化」および「公共分野における情報通信技術の活用」を明示

*e-Japan重点計画2002（平成一四年六月）オンライン化実施時期の前倒し等の観点から、現行アクションプランの見直しを実施。申請・届出等以外の手続きに関するアクションプランを策定

*e-Japan重点計画2004（平成一六年六月）・2005年度の目標達成への施策の重点化、体制整備と2006年以降に向けての布石を明示

注2 *「ネット窓口かき」URL
<https://www.net-sinsei.city.kawasaki.jp/ner-madoguchi/sidisp.asp?qi=index.html>

注3 「シームレスなシステム連携」各業務システムを、一見一つの情報システムとして動作するようなシステム間連携

注4 よくある質問とそれに対する回答集

特集 成熟社会における地域資源とまちづくり

IV 自治体資源の配分の変更

本庁から区役所への分権の推進

地域の課題を自ら発見し解決できる
市民協働拠点としての
区役所をめざして

はじめに

地方分権改革の必要性がいわれて久しい。地方分権型の社会とは、地域社会における問題の解決において、決定の機能や権限等を、より狭域の単位に委ね、地域社会の自主的な決定の領域を大きくしていくこと、つまり、市民にとって身近な行政はできるだけ生活の場に近い行政機関で行われることが望ましいと考えられている。この考え方に従い、国、県から市町村への様々な事務、権限の移譲を伴う分権改革が進められてきた。

これは、国と地方との関係であるが、区役所を持つ政令指定都市の場合はどうだろうか。市民に身近な行政はできる限り、市民に最も身近な行政機関である区役所で行うこと、地域のことは地域で責任を持つて決めていくことが望ましい、ということになるであろう。そのためには、本庁の局による「縦割り」行政から、各地域の課題に区役所が対応できる、横断的な「地域割り」行政へと変えてゆく必要が、つまり「内なる分権」改革が求められているので

ある。

実は、本市における区役所のあり方についての検討の歴史は古く、昭和四十七年の政令指定都市移行による区役所設置以降、長らく本市の最重要課題として議論されてきた。本市の区役所の変遷は、まさに「内なる分権」への歩みといっても過言ではない。平成一六年五月の「区行政改革検討委員会」の提言と、それを受けての、平成一七年度以降に向けての区行革の取り組みについて記すにあたって、ここで本市の区役所機能強化の歩みを振り返ってみたい。

●本市における区役所機能・機構の変遷

昭和四十七年に区役所が設置された当時は、次長制による八ヶ九課構成でのスタートであったが、その後、昭和四十九年には（川崎区を除く）、総務部、市民センター、税務部の三部体制となった。

次に、国の臨調・行革の流れを受けて、本市においても昭和六〇年に「川崎市行政改革の大綱」が策定される中、区長の総合調整機能、予算制度の改善、区長のあり

方の検討などが提言された。これを受けて昭和六二年に区長専決権の拡充などが行われた。

また平成元年には、地方分権改革や大都市制度についての議論がされる中で、区役所機能のあり方について、第一次「区役所機能等調査検討委員会（以下「委員会」）が設置され、総務局および市民局において検討が開始された。

この第一次委員会の報告では、「市民の要望に的確に対応できる政策能力を持たせるなど、区役所の機能拡充をより一層進め、単なる行政区の事務所ではなく、自治能力を有した総合的行政機関としていくことが必要となる」とし、区長の職務権限・総合調整機能の拡充、本庁および区役所における行政推進担当部門の機能拡充、区政推進会議の設置、市民参加型の区政企画・実行・評価機関の設置、人事に関する区長権限の強化、区の自主執行予算の拡充および区要望反映システムの構築などが提案された。これを受けて、平成二年度に区政推進担当の設置および区政推進事業費（三千万円）の新設、区政推進会議の設置などがなされ、

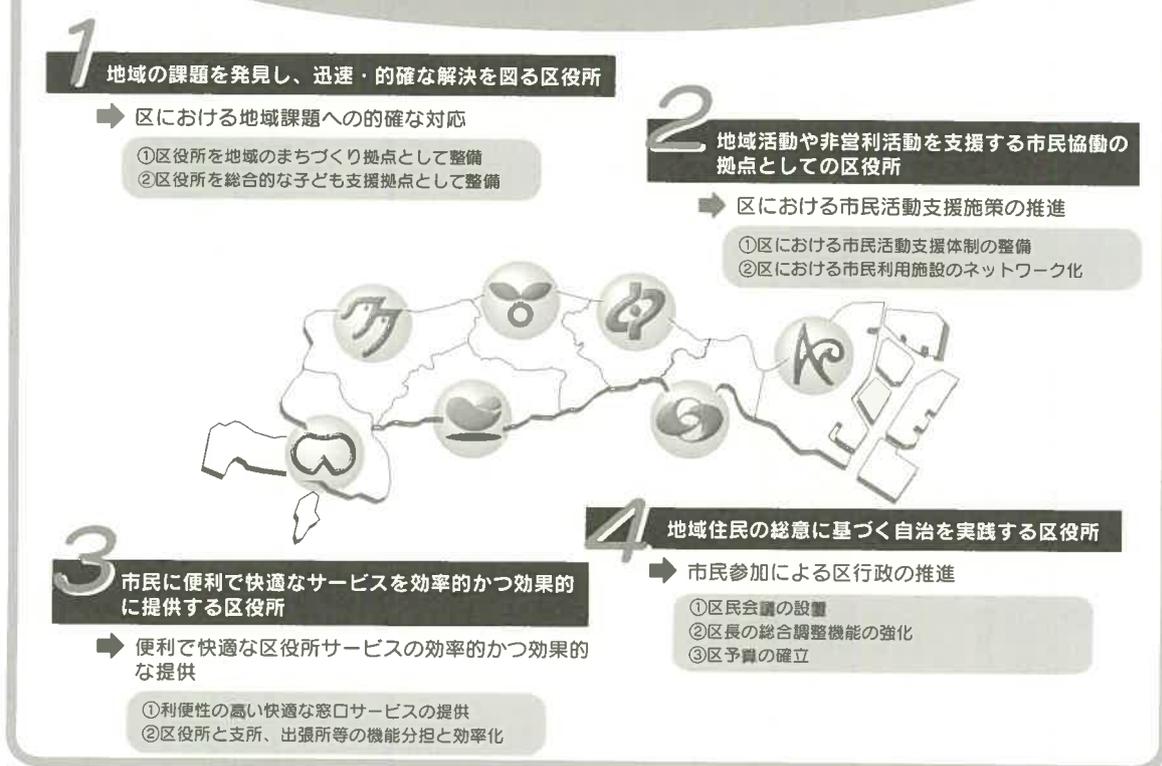
川崎市の
地域資源の
状況

市民局 区政課
区役所機能調整担当 猪俣 聡

川崎市における区役所機能・組織の変遷

昭和47年4月	政令指定都市移行（川崎・幸・中原・高津・多摩の5区体制）
昭和47年7月	「区長会議規程」、「行政連絡調整会議規則」制定（区長の事務事業の連絡調整）
昭和53年8月	区民懇話会設置（区民ニーズを市政に反映させるために設置）
昭和61年10月	川崎および小杉行政サービスコーナー開設（以後、溝口、鷺沼に設置）
平成2年4月	区政推進事業費を創設（1区3,000万円）区の自主執行予算の創設／「川崎市区政推進事業実施要綱」制定
平成2年6月	「区政推進会議設置要綱」制定
平成3年9月	「区要望及び区自主事業の予算化に関する要綱」制定（区要望の予算・事業への反映）
平成5～8年	区づくり白書の策定（市民と行政との協働作業による区計画の策定）
平成6年4月	区政推進担当→区政推進・区民相談室に再編（企画部門の拡充等）／区政推進事業費の変更（1区2,700万円）
平成7年4月	福祉事務所を区役所に編入、3部体制（総務部・区民生活部・区民福祉部）／区政推進・区民相談室→区政推進課、相談・情報S Cに再編（広聴部門の拡充）／区政推進事業費の変更（1区2,500万円）
平成9年4月	保健所を区役所に編入、4部体制（総務部・区民生活部・保健所・区民福祉部）
平成9年～11年	まちづくり推進組織の設置
平成10年9月	区民懇話会を発展的に解消（各区ごとに特色あるまちづくり推進組織へ）
平成11年4月	区パートナーシップまちづくり事業費創設（1区300万円）／区政推進事業費の変更（1区2,200万円）
平成11年10月	「局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱」制定／「区長連絡会議設置要綱」制定
平成13年4月	区政推進課、相談・情報S Cを→区政推進課、地域振興課等へ再編（各区の特性にあわせ）／3部体制（区民生活部・保健所・区民福祉部）
平成14年4月	区政推進事業費、区パートナーシップまちづくり事業費→魅力ある区づくり推進事業費の創設（1区5,000万円）／「川崎市区政推進事業実施要綱」を廃止し、→「川崎市魅力ある区づくり推進事業実施要綱」制定／道路維持担当（土木事務所兼務）設置（道路維持補修費予算の区への移管）
平成14年9月	川崎市行財政改革プランの策定
平成15年4月	土木事務所を建設センターとして区役所に編入→保健所、区民福祉部の統合し→保健福祉センターを創設／3部体制（区民生活部・保健福祉センター・建設センター）／区役所機能強化担当主査を配置（区政推進課）
平成15年～	地域課題予算要求システムの開始（試行）
平成15年6月～	区長が市議会代表質問へ出席
平成16年4月	総務課、区政推進課、地域振興課を総務企画課、地域振興課に再編、／区に企画調整担当を配置（主幹、主査、職員2）
平成16年5月	「区行政改革検討委員会」から提言「区行政改革の基本方向」

窓口サービス機能中心の区役所から
地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ



平成三年度に副区長制の導入による調整機能の強化、区要望反映システムの構築などが実施された。

平成五年度には、「川崎新時代2010プラン」が策定され、また、第二次事務事業総点検の中で「区役所機能の再編整備」、「保健・医療と福祉の連携」が取り組み課題として提示されたことにより、第二次「委員会」が設置された。この第二次委員会においては、「区政推進体制の強化」、「福祉事務所の区役所への編入と高齢者保健・医療・福祉の相談窓口の設置」、「健康・医療・福祉の相談窓口の設置」、などが議論された。これらを踏まえ、平成五年度からはパートナーシップ型事業の嚆矢となる市民自らが区の将来像を描く「区づくり白書」の策定が始まり、平成七年度には区への区政推進課の設置、福祉事務所の区役所への編入と高齢者保健・医療・福祉の相談窓口の設置、区政課の再編整備などが実施され、また、平成九年度には保健所の区役所への移管が実施された。

この中、平成八年度には、第三次「委員会」が設置される。ここでは、これからの区役所機能と組織のあり方を、「地域の総合行政機関としての区役所の確立」、「パートナーシップ型事業の推進」、「市民にわかりやすい区役所窓口サービスの構築」と位置づけ、検討が行われた。具体的には、区役所の情報収集の仕組みづくり、区予算・事業調整システム、区パートナーシップまちづくり事業費の創設、市政だより「区版」のあり方、区民懇話会のまちづくり推進組織への転換、区政推進事業費の科目別予算要求手法の導入、区民福祉部予算のあり方、保健所における予算のあり方、まちづくりを中心とした区役所組織のあり方などが議

論され、順次実施された。

その後も、平成一三年度には、各区の実情に応じた区政推進部門の整備、区自主事業予算である区政推進事業費を増額し再構築した「魅力ある区づくり推進事業費」の創設などが行われ、平成一四年度には、土木事務所の維持管理部門を区役所兼務とし、平成一五年度には、土木事務所を建設センターとして区役所へ編入、保健所と区民福祉部（福祉事務所）を統合し保健福祉センターとする組織再編が行われた。また、平成一六年度には、区の企画調整機能の強化を図るべく、総務企画課が創設されている。

以上のように、本市の区役所は、「地域の総合行政機関」としての機能を着実に強化しつつ現在に至っているのである。

● 区行政改革検討委員会の設置とその「提言」

さて、これまでみてきたように、本市においては長らく、内なる分権化を目指して、区役所を「地域の総合行政機関」とするべく、さまざまな取り組みが行われてきた。しかし、区行政を取り巻く状況は、以前にもまして急速に変貌しつつある。

平成一四年九月に策定された「川崎市行政改革プラン」では、「市民参画による地域主体のまちづくり」が掲げられ、『より積極的な地域主体のまちづくりを進めるために、市民が活動しやすい環境づくりに努め、市民の自主的活動と責任ある自己決定を支援する仕組みを再構築する。また、そうした点を踏まえて、「地域における行政サービスの提供拠点」および「区民と行政の協働の拠点」としての区役所の機能を強化していく。』との方向性が示された。

こうした経緯を踏まえて、平成一五年一月、学識経験者による「区行政改革検討委員会」が設置され、関係局・区を交えて議論を重ねてきた。その結果、平成一六年五月に「区行政改革の基本方向」と題する提言が市長へと提出された。

以下、その提言の内容と、その提言を受けての、平成一七年度以降の市としての取り組みの方向性を記す。

● 区行政改革の基本的考え方と具体的方向

今回の提言では、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則として、地域社会が抱える様々な課題を、市民との協働により解決していくことを目指して、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を区行政改革の基本的な考え方としている。また、この基本方向に沿った改革によって目指すべき四つの区役所像が示されており、その実現に向けて今後具体的な改革を進めていくことになる。

(1) 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所

一つ目の方向性として、「区における地域課題への的確な対応」が掲げられている。

これは、都市化の進行や本格的な少子高齢社会の到来が及ぼす地域社会の変化の中で、道路、河川等の地域環境の整備や子育て支援、教育、高齢者介護等の市民生活に身近な課題について、地域の総合行政機関として区役所が果たすべき役割はますます重要となっており、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則に、地域の課題を自ら発見し、迅速かつ的確な解決を図

っていく区役所を構築する必要があること、また、こうした地域社会が抱える様々な課題を、市民自ら解決していくという動きが活発になっており、このような状況を踏まえ、市民にとって最も身近な「区役所」をこうした課題解決に向けた「市民協働」の拠点として整備する必要があるとの認識に基づいたものである。

これを受け、今後の施策展開としては、
①「区役所を地域のまちづくり拠点として整備すること」、②「区役所を総合的な子ども支援拠点として整備すること」を目指していく。

具体的に、①としては、地域から発信されるまちづくり課題への対応について、関係局・区役所において連携体制を構築すること、地域住民の自主的な活動を活かしたまちづくり活動の支援、開発等に絡む課題への事前対応などを図る体制を整備すること、地域特性を生かした地域環境整備に関する課題への対応として、放置自転車問題などの課題に迅速に対応するため、必要な体制を整備することなどが現在検討されている。

②としては、区役所を総合的な子ども支援の拠点とし、区における子育て支援、保育支援、教育支援など子育て世代を総合的に支援することを目的として、必要な体制を整備することなどが現在検討されている。
(2) 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所

二つ目の方向性として、「区における市民活動支援施策の推進」が掲げられている。今回の提言では特に、区役所が「市民協働の拠点」として位置づけられている。これは、地域において、子育て、高齢者介護、

配食サービス、リサイクル、まちづくり、防犯、防災など、市民が自ら地域課題に取り組み多様な活動が活発に行われており、こうした活動を一層推進し、市民と行政が協働して地域の中で支えあえるまちづくりの風土をつくっていくために、地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所を構築する必要があるとの認識に基づくものである。

これを受け、今後の施策展開としては、①「区における市民活動支援体制を整備すること」、②「区における市民利用施設をネットワーク化していく」ことを目指していく。

具体的に、①としては、区レベルの市民活動拠点として区の独自性を生かしながら、全市レベルの拠点である「市民活動センター」および地域レベルの拠点との機能分担等を考慮した整備を進めていくこと、区レベルおよび地域レベルに求められる拠点機能等を明確にし、その具体的整備手法を「ガイドライン」として策定することなどが現在検討されている。

②としては、各区に設置されている市民館、各中学校区に設置を進めてきた子ども文化センター、老人いこいの家等について、目的別施設としての機能に加え、施設の有効利用を図る観点から、施設間のネットワーク化を図り、市民活動団体へ活動の「場の提供」を行うなどの支援施策をすすめることなどが現在検討されている。

(3)市民に便利で快適なサービスを効果的かつ効率的に提供する区役所

三つ目の方向性として、「便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供」が掲げられている。

これは、市民のライフスタイルや生活スタイルの変化・多様化が進むなかで、住民票等の各種証明書の交付や、市民生活に密接にかかわる問い合わせ、要望等に迅速かつ的確に対応するため、ITの活用等を含めた利便性の高いサービスの提供を進める必要があること、ファーストコンタクト機能（庁舎に入ってから初めて接する窓口の機能及びサービス）の向上を図る必要があること、窓口案内と各業務窓口の連携を強め、ワンストップサービス化を推進する必要があること、さらに、窓口サービスの提供体制の機能整理を行う必要があることなどの認識に基づくものである。

これを受け、今後の施策展開としては、①「利便性の高い快適な窓口サービスを提供する」こと、②「区役所と支所・出張所等の機能分担と効率化を進める」ことを目指していく。

具体的に、①としては、休日の窓口開設あるいは平日の窓口時間延長などの繁忙期対策を充実・拡充し、平日時間内に来庁できない区民の利便性を図ること、高津区および多摩区でのISO9001の取得効果を十分に検証し、市民の視点に立つたサービスの向上に努めること、問い合わせ・要望等を一元的に受け付け、あらかじめ用意したFAQデータベースなどを用いて、迅速に対応する（仮称）総合コンタクトセンターを設置すること、などが現在検討されている。

②としては、現在、七区役所・二支所・四出張所・三連絡所・四行政サービスコーナーの五層による現在の窓口サービス提供体制から、戸籍電算化や証明書自動交付機（KIOSK端末）の導入など、IT化の

推進により、市民サービスの向上および区役所・支所・出張所等で異なる業務管轄の払拭を行い、七区役所を中心とした、市民にわかりやすいサービス提供体制（区内全域を対象としたフルサービスを提供する区役所と、それを補完するサービス提供体制）へと機能整理を行うことなどが現在検討されている。

(4)地域住民の総意に基づく自治を实践する区役所

四つ目の方向性として、「市民参加による区行政の推進」が掲げられている。

これは、区における様々な課題を迅速かつ的確に解決するため、「区において解決できることについては区民とともに主体的に解決していく」ための区長の役割の新たな位置付けや区民との検討の仕組みを整備し、地域における自治を着実に実践できる区役所を構築する必要があるとの認識に基づくものである。

これを受け、今後の施策展開としては、①「区民会議の設置」、②「区長の総合調整機能の強化」、③「区予算の確立」などを目指していく。

具体的に、①としては、区民と区役所が協働してより良い区づくりを進めていくため、区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって、地域で解決するための調査審議を行う区民会議を設置するものである。これは、平成一七年度には全区で試行として設置し、協議を進める中で会議のあり方について課題整理しながら、平成一八年度以降、条例に基づく区民会議としていくことが現在検討されている。

②としては、地域における課題を解決していくために、地域の実情を考慮し、地域

の視点で政策領域を横断した施策の展開、区域内における事業局の計画・施設建設・事業の実施等について、策定段階から区役所及び区民の意見の反映を図るなど、区長による計画等の調整機能の拡充を図るため、「(仮称)区における総合行政の推進に関する規則」を制定すること、また区長権限の強化に見合う区長職の位置付けを検討するものとして、任期付職員の採用に関する条例を活用し、区長を外部登用することなどが現在検討されている。

③としては、区長が実質的な執行権を持つ予算を確保し、この予算を、市民にもわかりやすく示すために、款としての「区役所費」を創設するなど、新たな予算体系を構築することが現在検討されている。

●振り返って

区行政改革検討委員会による提言を受けて一年間、この提言をいかに実現していくかを、総合企画局政策部（区行革担当）、総務局行財政改革実施本部（内部改革担当）、市民局区政課（区役所機能調整担当）を中心に、関係局・区を交えて議論を重ねてきた。

私事で恐縮だが、平成一六年度に区政課に異動し、議論に加わってきた中で、何度か、本当にこれでよいのか、本当に必要なものかなどの思いがよぎったことも事実である。毎年のよう繰り返される区役所の組織改編では、単なる看板のかけ替えではないのかという声もある。

また、資源に限りのある中で、区役所の機能を強化することは、同時に、本庁のシステム化が必要なのは明らかであるが、果たしてどうだろうか、単に事務だけが区役

所へと行くことにはならないか。この一年間、白問自答の日々が続いた。

しかし、この稿を書くにあたって、長年の区役所機能強化の歴史を振り返って感じたことは、これは大きなうねりをもった、一本の川の流れのようなものであるという感慨であった。地方分権改革や行財政改革の流れの中で、多くの先輩方が、「区役所はいかにあるべきか」を模索してきた。今

回の「区行政改革」もまた、その長くたゆまぬ歩みに続く一歩なのである。

今回の提言を受けての取り組みは、平成一七年度以降も関係局・区との議論を重ねつつ、約三カ年を目的に順次実施に移してゆくことになるが、決して拙速となることなく、十分な議論を経た上で、誰もが納得のできる真に地方分権の本旨に適った区役所が実現するよう努力していきたいと思う。

特集 成熟社会における地域資源とまちづくり

IV 自治体資源の配分の変更

溝口駅前 の 自転車対策をめぐって

なぜ高津区の最重要課題として取り組んだのか

溝口駅周辺の放置自転車台数は平成二二年度の調査で全国ワースト五位、平成二六年度も三、三〇七台で市内第一位であった(別図参照)。平成一五年三月に実施された「川崎市政及び区政に関する市民一万人アンケート」でも「区のイメージ」として「放置自転車が多い」が五・九%で第一位であった。さらに「区の将来像を実現するための方策」として、第一位は「区は日ごろから区民の声や情報を集めるべきである」で六九・四%、第二位は「区は地域の課題

注

委員長に辻塚也政策研究大学院大学教授、副委員長に岩崎泰典四日市大学総合政策学部教授、委員として野口貴公美法政大学社会学部助教と高津区区政推進会議委員でもある佐藤順子女子栄養大学講師の計四名で構成される。
平成一五年一月二日の発足、以降平成一六年四月二六日まで計六回の検討会を開催し、平成一六年五月二六日、市長に提言を行った。
事務局は総合企画部政策課、総合企画局企画部企画調整課、市民局地域生活部区政課、総務局行財政改革実施本部の共管である。

川崎市の 地域資源の 状況

高津区役所
地域振興課副主幹

明石憲孝

一四年四月に、区は溝口駅周辺地区の放置自転車等対策を最重要課題として位置づけ、溝口駅南口周辺が放置禁止区域に指定されるまでの間、区長を委員長とする「溝口駅周辺地区放置自転車等対策委員会」を設置することとした。

この中では、限られた権限の中で、区民に身近な行政機関として区役所は「何ができるか」「何をしなければならぬか」、さらに区民ならびに関係の機関と「何ができるか」を中心に対策を検討し、実施に移すこととした。また、副区長を部会長とする部会を設置して、放置自転車に関する実態調査を通じて現状を把握するとともに、取

り組むべき課題などを検討した。

会議は、平成一五年度予算に反映させていくべく、九月までに委員会を二回、部会を五回、駐輪場整備計画合同会議を一回、それぞれ開催した。区長のリーダーシップのもと、区役所と土木事務所が一体となつて、駅周辺の公共用地の仮駐輪場化と正規の駐輪場整備がすすめられ、平成一五年度には五箇所の駐輪場が開設された。また、魅力ある区づくり推進事業費を用いて、放置自転車に関する実態調査が行われ、「対策メニューの具体案と課題」(別表参照)など「溝口駅周辺地区における放置自転車対策」が一二月に報告書として提出され、この活動指針に沿って区役所および関係機関の対策が展開された。

既設駐輪場と平成一六年度に新設予定の南口第三自転車駐輪場によって、駐輪場の総収容台数が南口駅周辺の乗入れ台数の七〇%を超えることから、平成一六年二月には、自転車対策協議会が開催され、南口の放置禁止区域指定が承認された。平成一六年六月末は南口第三自転車駐輪場が完成し、七月一日から溝口駅南口周辺が放置禁止区域に指定されることとなった。

●七月一日南口放置禁止区域指定に伴う対策

この南口放置禁止区域指定にあたって、円滑な駐輪を誘導させるために次の対策を行った。

○六月一七日、委員会主催で地域団体の協力を得て「放置自転車追放キャンペーン」を行った。

○放置禁止区域指定の周知徹底のため、六月一七日〜七月二〇日の朝七時から八時三

●区はどのようにして問題解決に取り組んだか

このアンケートが実施される前年、平成

○分まで、区役所の管理職を動員して誘導啓発活動に取り組んだ。

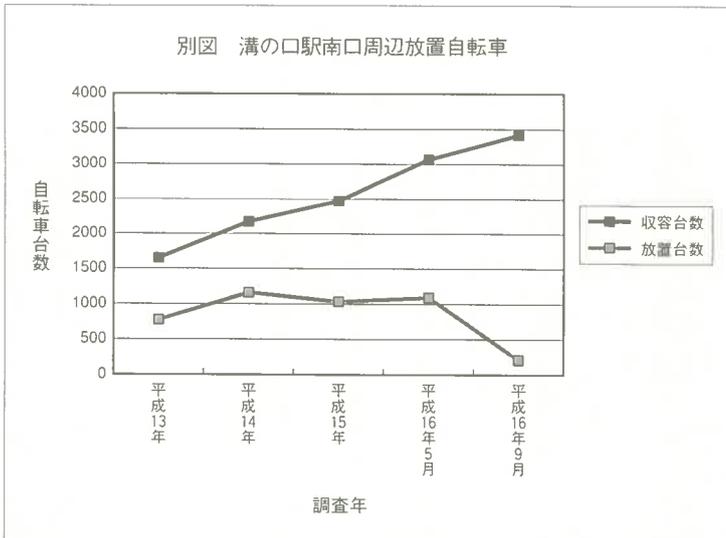
○六月一日～八月三十一日まで高津警察署は、自転車の盗難防止、自転車事故防止の観点から、「二輪車Bicycle作戦」を展開し、早朝の午前七時～八時まで制服警察官による規制を行った。

○高津区交通安全対策協議会では、毎月一日に行う街頭監視を七月八月については、溝の口駅周辺で行うとともに、夏の交通事故防止運動を溝の口駅頭で実施した。

○高津地域交通安全活動推進委員協議会は会の主たる活動として自転車の誘導・啓発に取り組んだ。

○高津区交通安全母の会では、大量動員で放置禁止区域指定にかかるキャンペーン啓

別図 溝の口駅南口周辺放置自転車



別表 対策メニューの具体案と課題

施策	施策の具体策	課題等
マナー意識向上を目的とした広報強化	○啓発チラシや駐輪場マップを用いたPR活動 ○宮前区への意識向上呼びかけ ○秋の交通安全運動等を利用して実施	・広報計画の立案、ツールの作成(チラシ・マップ作成済) ・キャンペーン時期・内容企画等の検討
放置への規制・指導の強化	○南口の放置禁止区域の指定 ○主に通勤・通学時間帯における放置防止指導員の配置(商店街を重点的に) ○撤去回数増○特に、放置禁止区域指定後は撤去回数増	・恒久的な自転車等駐車場の整備が条件 ・人員の確保 ・保管場所の調整、確保 ・撤去等費用の確保
撤去の徹底	○自転車1,500円、原付3,000円からの値上げ	・条例の改正が必要 ・周知のためPR方法等の検討
撤去自転車返還時徴収料金値上	○徒歩圏利用者への自費要請 ○バス利用への転換誘導(サイクル&バスライドの検討)	・要請(PR)媒体・方法の検討、バスサービスの実態把握と改善方策検討
駐車需要の管理	○第一ホテル横多層自転車駐車場の新設に伴う南口の自転車等駐車場の有効化	・放置禁止区域の指定が条件
駐車容量の増加	○第一ホテル横多層自転車駐車場の整備 ○旧平瀬川暗渠後の上部利用 ○東急田園都市線複々線工事後の高架した通路の利用 ○市有地の有効利用	・用地の確保 ・関係部局との調整
臨時自転車等駐車場の整備	○生活文化会館、県合同庁舎、労働基準監督署等駐車場の休日利用	・対象施設管理者との調整 ・他の公共施設、用地の活用可能性検討
ノクティ自転車等駐車場利用促進策	◇スロープの滑り止め(雨の日等) ◇スロープ上への雨よけの設置 ◇24時間営業、もしくは終電まで営業 ◇商店街で買い物をした人への有料自転車等駐車場の割引利用 ◇学割料金の導入	・利用率の動向把握と実施の費用対効果、実施時期の検討 ・防犯、防災対策等ビル管理上の制約条件のクリア ・商店街との調整 ・PR方法等の検討 ・条例の改正必要 ・条例の改正が必要
時間による利用形態の調整	◇商店街や旧平瀬川暗渠後の上部へコイン式の時間管理可能な駐輪施設の設置(例:2時間までは無料、それ以上は時間換算料金を徴収)	

○南口および北口で実施する施策、◇北口で実施する施策、●南口で実施する施策

発活動を行った。

○溝の口駅前商店街振興組合では、七月二八、二九日に北口商店街において「自転車利用マナー向上キャンペーン」を行った。

●成果と評価

平成一六年六月末に南口第三自転車駐輪場が完成したことにより溝の口駅南口周辺が放置禁止区域に指定され、放置自転車の撤去が可能となり、放置自転車を大幅に減少させることができた。

「区は口先だけでなく、やるじゃないか。こんなことはじめてだ」という言葉を町の人からいただいた。このことにより区民

の区役所への信頼感が増したように思う。区役所の動きに呼応して、商店街、警察などが自主的に取り組む動きも現れている。

●今後の展望

これまで、区役所を中心とした放置自転車対策の取り組みを紹介してきた。駅南口側が放置禁止区域に指定されたことにより、平成九年に指定されていた北口側と合わせ溝の口駅周辺全体が一つの放置禁止区域になり、一体的な規制が可能となり、一定の体制は整ったといえる。

ただ、区内では、マンション等の新築により引き続き人口増と自転車利用者が見

込まれているほか、借用していた駐輪場(三二五台収容)が地権者の都合により廃止されるなどのこともあったので、区としても自転車駐輪場建設の努力を継続していく必要があると考えられる。このため、収容力がありながら利用率の低い北口ではノクティ地下駐輪場(収容台数一、三六一台・利用率五九%)と南口では四階五層の第三駐輪場(収容台数一、二二六台・利用率六三%)の利用率の向上に努めるとともに、平成一六年一〇月に開設された東急南

口改札口裏、東急溝の口駐輪場(二六〇台収容)(有料コイン式)等民間駐輪場の参入を促すべく、駅周辺の撤去作業をスムーズに行い、放置を容認しない環境を維持していくことに努めていきたい。

さいごに、高津区の自転車対策については、市建設局自転車対策室の全面的な協力により実施されたことを申し添えます。

本市における政策研修の課題などについて提示するとともに、政策分野別基本計画に関する研究報告、政策法務セミナー、産学の連携を旨とした産学連携研修、さらに韓国・富川市派遣職員、那覇市交流職員の報告など盛りだくさんの内容となっています。

政策形成研修の課題と意義

総務局人事部職員研修所

日笠健二

はじめに

政策形成能力の向上を目的とした「政策形成研修」は、本市だけでなく、全国の自治体で取り組まれている。特に、二〇〇〇年（平成一二年）の分権改革後はますます強化されているとさえいえる。そのスタイルは、一般的に、ある政策課題（研修テーマ）について五〜六名程度の研修生グループが政策分野の現状について調査・研究を行い、将来に向けての有効な解決策（政策提言）を打ち出そうという、未来志向の「政策提言型」研修が主流である。本市においても、平成八年度から「政策課題研修」、「政策形成まちづくり研修」という名称（以下、この二つの研修およびこれに派生した研修を総称して「政策形成研修」という）で、「政策提言型」研修を実施して

おり、これまでに多くの職員の参加を得て、職員の能力開発に寄与してきた。しかし、政策形成研修が定着してきているにすぎない、問題点もいくつか浮かび上がってきた。そこで、本市では、その問題点を洗い出し、平成一五年度から新たな手法を導入して再出発することにした。具体的には、「過去の政策の形成過程をたどる」というものがあるが、平成一六年度においてもさらにこの手法を踏襲している。

本稿では、未来志向であった従来までの研修手法が、なぜ「過去の政策の形成過程をたどる」に至ることになったのか。政策形成研修の課題について分析するとともに、新たな研修手法の意義と課題、そして今後に向けての展望について考えてみたい。

従来までの政策形成研修の課題

職員研修所ではここ二、三年、政策形成研修の担当者になると同時に大きな悩みを抱えるのが恒例になっていた。それは、研修の参加希望者の少なさによる研修生の「リクルート活動」に関してである。平成八年度から本格的に実施をはじめたこの研修は、平成一四年度までの七年間で年間平均二〇名以上の参加者がいた。最近の二年間もなんとか定員を満たしてはいるが、純粋な公募応募者数は減っており、各職場に職員の推薦を依頼したり、意欲ある職員に対して直接勧誘を働きかけるなどの活動によって定員を確保しているのが現状である。財政事情が悪く各職場で人手不足となるなか、職場を離れ研修に参加する余裕がないのではと思う一方で、条例の読み方・解釈、自治体法務の基礎知識の習得をうたう法務関係の研修（注）をはじめ、特別な働きかけをせずとも「満員御礼」になる研修

も存在する。こうした状況を見るにつけて、やはり、これは政策形成研修が容易に研修に参加できないような要因を抱えている。あるいは、研修としての魅力が薄れてきているのではという不安が研修に携わる担当者間で生まれてきたのである。

まず、研修に参加しにくいのは、という点であるが、長期にわたる研修期間（六か月程度）と研修日数（一〇日間程度）が、日常業務に忙しい職員から敬遠されているのではないかと考えられた。期間・日数を短縮すればよいのであるが、有効な研修成果（政策提言）を上げるためには、どうしてもそれなりの日数が必要になる。

本来、この研修は、職員の政策形成能力の向上、さらには、本市全体の政策形成マインドの醸成を目的としているのであるが、いつの間にか、「政策提言」が研修の最大の目的となり、「報告書」や「成果発表会」に多くの労力と時間を費やされているのである。報告書のページ数は多いもので、七〇〜八〇ページもある。これだけの論文を執筆するとなれば、物理的な「書く」という行為だけでも相当な労力である。はたして、最も大切な「内容」を吟味する時間はとれているのか。研修活動のうち大きなウエイトを占めるようになってしまった報告書の執筆作業が研修日程の増加につながり、しかも、このことが必ずしも研修に参加した個人の政策形成能力アップにつながっていないのではないかという思いが生じてきたのである。

そして、研修の魅力が薄れているという不安は、はたして事実そうであるのか。最近の職員研修所が実施する研修への申込者の傾向をみると、先に述べた法務・法律関

係の研修の人気とともに個人のスキルアップを目的とする研修、たとえば、「コミュニケーション」や「プレゼンテーション」といった研修への参加希望が多い。いずれも、一日〜三日程度の短期間の研修であるということも、実務に活かせる具体的な知識やスキルを身に付けたいというニーズがあることは確かである。こうした、研修の目的や得られる技術・技能が明らかである研修に比べると、政策形成研修のそれは不確かで見えない。

もちろん、政策形成研修の目的は、グループ活動による主体的な政策課題に対する調査・研究により、新たな発想（政策提言）を生み出すというものであるから、活動の自由度が高く、研修参加者の自主性に任せたものとなりがちであるが、この研修の特性から考えれば、こうしたやり方は間違



平成16年度政策形成研修の成果発表会の様子

いではない。あらかじめ決められた講義で知識を詰め込むような研修では自由な発想は生まれにくいし、こうした自由度の高さは、研修企画者が想定する以上に研修参加者の能力を引き出す可能性を持っている。しかし反面、具体的に獲得できる能力を事前に予測できにくいという問題もある。政策形成研修に参加することによって得られる「何か」を明確に示す必要はないのか、ということも考えなければならない。

このほかにも、政策形成研修の課題はいくつかあると思うが、以上のような問題を再確認しつつ、なおかつ職員が参加しやすい適度な研修日程を組み、そして、「確実に獲得できる何か」を探る必要があるのではないかと考えたのである。

もうひとつ、この政策形成研修の意義や手法について考えるきっかけとなったものがある。総合企画局政策部が実施する「政策課題研究」である。これは、ある政策課題について、五〜六名程度の職員（研究員）が研究チームとなって、その政策分野を研究して実現可能な政策提言を行うというものであり、そのスタイルは職員研修所が実施する政策形成研修と外見上も、実際の研修（研究）活動においてもほとんどか違くない。しかし、もともと、本市の政策の企画・立案を本務とする総合企画局政策部と職員の育成や能力開発のための研修を行う職員研修所という実施主体の性格の違いもあり、「研究」は「研修」に比べて職員の育成というよりもその研究成果（政策提言）に「重き」を置いており、より実現可能な政策提言を求められている。そうした「研究」チームの政策提言に対

するモチベーションの高さに「研修」が対抗する、あるいは「研究」と差別化を図るためにはどうすればよいのかということも一つ課題としてあった。このことについて職員研修所内で議論を重ね、それならば、職員研修所は職員の育成機関としての特性を活かして、本来の「職員の政策形成能力の向上」という目的に回帰して、職員個人の能力アップを意識した研修内容を考えるべきではないかという結論に至ったのである。

政策形成研修の新たな取り組み

これらの議論を踏まえて、平成一五年度に当時の政策法務研修も含めた政策形成系の研修体系の大幅な見直しを行った。^{注1}そして、政策形成研修についても、冒頭に述べた「過去の政策形成過程をたどる」という新たな手法を採り入れた研修を実施したのである。つまり、未来志向ではなく、過去志向の政策形成研修である。この手法転換は金井利之・東京大学助教授のアドバイスがあった。取り上げたテーマは「新百合ヶ丘のまちづくり」であり、八〇年代にはじまる新百合ヶ丘のまちづくりについて、当時の資料を調査したり、関係者ヒアリングを行うことで、ひとつの政策がどのように形成されていったのかをたどり、それを整理・再構築していくというものである。

「ホンモノ」の政策を研修の素材として扱うことにより、政策形成過程の現実や困難さを肌身で感じることができ、大きな成果・意義があった。そして、平成一六年度は、さらにこの手法を推し進め、政策形成研修をすべてこの「過去の政策形成過程をたどる」という手法に統一したのである。

さらに、平成一六年度の政策形成研修は、前年度の取り組みを踏まえ、従来までの課題を改善すべく、次のような取り組みを行った。

まず、研修テーマであるが、これについては、本市の計画行政を題材にした『自治体における企画と調整』（日本評論社）の著者である成城大学助教授の打越綾子先生を金井先生とともに研修講師として迎え、本市の三つの「政策分野別基本計画」を研究対象とすることにした。特定の政策分野における基本計画を研究対象とするということは、なにより、対象となる政策分野についての知識を深めることになるが、それにプラスして、上位に位置する総合計画や周辺に位置する計画や政策との関連を知る必要がある、それらを含めて計画行政の一端に触れることが可能となる。

次に、研修運営上の変更点として、研修期間と日数をそれぞれ、四か月・七日間として、従来に比べて、短期集中型にした。これは、先に述べた課題に対応して、日数を軽減することにより職員が参加しやすい環境を整えることを主眼に置いている。

さらに、関係者へのヒアリングを研修活動の中心に据えて、ヒアリング重視の姿勢を打ち出した。ヒアリングを行うことは、政策担当者の生の声を聞き、政策立案・形成のノウハウを学ぶ絶好の機会である。また、短時間で効果的なヒアリングを行うためには、聞く側も事前の勉強を欠かすことができず、そうした意味では、文献や資料等の調査への励みにもなると考えたのである。以上のような方針で実施した本研修は、全庁公募により、一六名の研修参加者を得て、三グループに分かれて研修活動を行っ

てきた。その研修成果については、本稿のあとにそれぞれ紹介されているので、ぜひ参照していただきたい。

今後に向けて

一つの政策分野別基本計画について、徹底的な調査・検証を行うことで、その政策分野についての専門的な知識を得ることができ、また、実際にその「計画」にかかわった担当者や関係者のヒアリングにより、政策形成のノウハウを知ることができた。今後、このように過去の政策を検証するという手法を継続すれば、研修参加者が確実に得ることができる知識として、間違いなく効果があると確信を持つということが出来る。そういう意味では、職員の政策形成能力向上を図る研修としての意義を今後也十分持ちうると思う。

今後に向けての課題をあえて挙げるとすれば、政策形成の現実を知ることにより、「過度に現実論にとらわれてしまい、先進的な施策を打ち出せなくなるのではないか」ということである。この言葉は、今回の研修参加者から投げかけられた意見の一つであるが、これは、まさにこの研修の課題を言い当てている。新たな施策は現実の「困難」から抜け出すための「飛躍」が要求されることが多い。「政策形成の現実」を知ることが多いが、現実を知り過ぎることは重要であるが、現実を知り過ぎるあまりに、その現実を容認してしまうような意識が芽生えてしまうことは戒めなければならぬ。このことは、その他多くの研修についても当てはまるものである。職員研修は、現実をわきまえず理想ばかり追いかけても良い結果は生まれないが、新し

い発想を生み出すような柔軟で奥行きのあるようなものでもなければならぬ。政策形成研修はこうした柔軟な発想を生み出す

研修の窓②

政策分野別基本計画事例研究報告①

川崎市地球温暖化対策地域推進計画《改訂版》をめぐって

総務局総務部庶務課

大橋理映／環境局公害部環境対策課 安倍悠史

はじめに

昨年はとりわけ猛暑であり、その異常なまでの暑さとうんざりした人も多いのではないか。新聞では連日、「地球温暖化」という言葉を目にした。地球温暖化とは人間の活動に伴って発生する二酸化炭素などの増加により、地球全体として地表や大気の温度が上昇し、自然の生態系や人類に悪影響を及ぼすもので、その予測される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つである。そのため、国際社会や国内において各種対策が講じられているなか、本市においても地域から地球温暖化問題を解決するための計画が策定された。それが本研修の対象である「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」である。

ことができる研修の一つである。今後もある特徴を活かし充実した研修内容になるよう心掛けていきたい。

「暗黙知」を知る

本研修では過去の政策を検証・回顧する作業を通じて、政策担当者が何を悩み、どのような考えの基に判断をしたのかを追体験することにより、政策の全体構造を理解し、政策形成能力を育成することを目的としている。それには政策の基礎資料の収集はもとより、資料や計画に文章化されていない「暗黙知」の部分を知らることがキーポイントであると考えた。このため本研修では政策担当者へのヒアリングを中心に活動を進めていくこととした。

予想と異なる策定過程

(川崎市地球温暖化対策地域推進計画)

本研修の対象である「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」川崎市の地球温暖化防

注1 平成一六年度、二回に分けて実施した「自治体法務基礎講座」は、一回が、一・二名、二回は九四名の参加があった。
注2 星野宏幹「政策形成能力と職員研修」『政策情報かさき』一六号、P.八二～二〇〇四年

止への挑戦(以下「推進計画」という。)

は、二〇〇二年六月東京都議定書批准、二〇〇二年一〇月環境基本計画の改訂等を受け、温室効果ガス六％削減約束の達成に向けて、二〇〇四年三月、既存の川崎市の地球温暖化対策地域推進計画である「川崎市の地球温暖化防止への挑戦」地球環境保全のための行動計画(以下「行動計画」という)の改訂版として策定されたものである。

その内容は、二〇一〇年の川崎市における温室効果ガスの排出量を基準年レベルに比べ六％削減することを目的とし、市民・事業者・学校・行政の四部会が、それぞれライフスタイル・交通・みどり・廃棄物・エネルギーの五つのテーマについて温室効果ガス削減に向けた具体的な取り組みメニューなどを策定したものである。両者の主な相違点は、それまで具体的な数値目標のなかった行動計画に対し、推進計画では数値目標が設定されたことで目標達成に向け

てより具体的な内容になった点であるが、四つの部会、課題とする五つのテーマ等、基本的な部分については変わっていない。

策定過程について当時の担当者にヒアリングを行ったが、我々の予想していたものとはだいぶ異なっていた。当初、我々は、この計画は行政主導で策定したものだと考えていたが、実際には、行政はむしろ黒子に徹し、内容については各部会がそれぞれ検討したものをまとめたと聞いて、大いに戸惑った。また、明確な数値目標や期間がない行動計画をわざわざ作った理由やその存在意義等、疑問に思う点が多かった。そこで、我々は、推進計画は、その前身である行動計画と本質的に同じものであり、行動計画が根底にあることから、行動計画についてもヒアリングを行うこととした。

子どもから家庭、家庭から地域へ (地球環境保全のための行動計画)

行動計画は、一九九八年一〇月、国の方針も未定、他自治体も必ずしも計画策定について積極的ではない状況の中で、当時の環境局環境企画室が、市の環境基本条例の精神に基づいて取り組んだものである。行動計画のねらいが、地球温暖化問題に対する市民の意識啓発であったのではないかと考えると、前述の戸惑いや疑問点も解消されやすい。

行動計画の特徴の一つとして、将来を担う子どもたちに環境意識を根付かせ、それが子どもから家庭へ、家庭から地域へと広がっていくことも視野に入れ、通常の市民・事業者・行政の三部会に加え、学校部会が設置されている点がある。

二つ目として、明確な計画の期間や数値目標を定めていない点が挙げられる。これは国の方針が未定等の理由により決定できなかった経緯もあるが、それでもあえて行動計画を策定した動機の一つには、今後発展させていく第一次計画として位置付けてまず市民の意識づけを目指したことがある。

それは、これまでの公害問題は、発生源が特定され、被害地域も限定されていたため、法律や条例による規制・指導などの手法で対処することができた。しかし、地球温暖化問題をはじめとする今日の環境問題は、一人ひとりの日常生活やそれを背景とした社会経済システムと密接に関係しており、行政の対応だけでは不十分である。そこで、行政主導で策定する行政計画ではなく、策定段階からできるだけ多くの市民が参加し、川崎市を構成するすべての人たちが主体的に取り組む社会的計画を策定する必要がある。行動計画・推進計画が前述のような手法で策定されたのは、社会的計画を目指して策定されていることによるものであるからといえよう。

研修報告の論点

本計画では、いかにして多くの人に関心をもってもらい、協力してもらおうかが、策定の上でも実効性の確保についても必要不可欠となる。しかし、「市民主体の行政」が求められる現在において、このことは何も本計画に限ったことではなく、様々な計画において重要な要素である。そこで本計画は意識啓発の一手法として環境教育に焦点をあてて報告をまとめた。なお、研修内容の詳細については、本研修の報告書を御覧い



各部会の活動の様子 (2005. 1. 24 第7回地球環境フォーラム)

ただきたい。

おわりに

本研修に取り組んだ数か月間を回顧すると、ヒアリングなどを通じて当時の関係者が抱いていた苦悩や政策に懸ける熱意など、計画の表面には見えない裏側を知る機会となり、計り知れないほどの貴重なものを学ぶことができた。また、様々な業種に従事

している仲間と一つのテーマを研究協議し、交流や共通理解を深めることができた。これらの経験を各自、今後のキャリアに活かせるよう精進していきたい。

「第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をめぐって

健康福祉局健康環境保健課

岩丸和則

はじめに

「第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第2期計画」という。）」は、平成一三年度に介護保険制度の導入に合わせて策定された「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」（以下「第1期計画」という。）の2期目の計画として、介護保険制度導入後の課題に対する事業の見直しと導入後の高齢者を取り巻く状況を反映して、平成一四年度に策定されたものである。私達は、この第2期計画を題材として、行政等の各主体間における政策形成過程を追体験し、政策分岐点はどこにあったのかを今回の研修を通して探った。

三つの視点

第2期計画の政策分岐点を探る上で、次の三つの視点に注目した。

第一点目は、計画策定部門と事業担当部門の関係性という視点である。第2期計画は健康福祉局長寿社会部が事務局となつて

策定されたが、長寿社会部内に計画担当と事業担当が設置されていた。事業担当は、既存事業を守り、既存事業から事業展開することを重視する傾向があるのに対し、計画担当は既存事業の見直しや新規事業を展開することを重視する傾向があり、このような両者の相違点に注目した。第二点目は、国と地方および本庁と区役所における関係性という視点である。福祉施策の大半が補助金による国の統制を受ける一方で、第2期計画では全国に先駆けて新規事業を立ち上げるなど、国の施策の影響を受けながらも独自の新規事業を立ち上げる先進的な特徴もみられた。また、「魅力ある区づくり推進事業」によって、現在、各区役所で高齢者施策が展開されているが、その中には本庁において全市展開できなかった事業がある区役所で実現し、その後全市展開された事業も含まれている。第2期計画ではこれらの事業展開が紹介されており、区役所機能の強化が進む中で、今後の行政運営に大きな示唆を与えてくれる。地方分権が叫ばれて久しいが、国と地方および本庁と区役所における相互の関係に注目した。第三

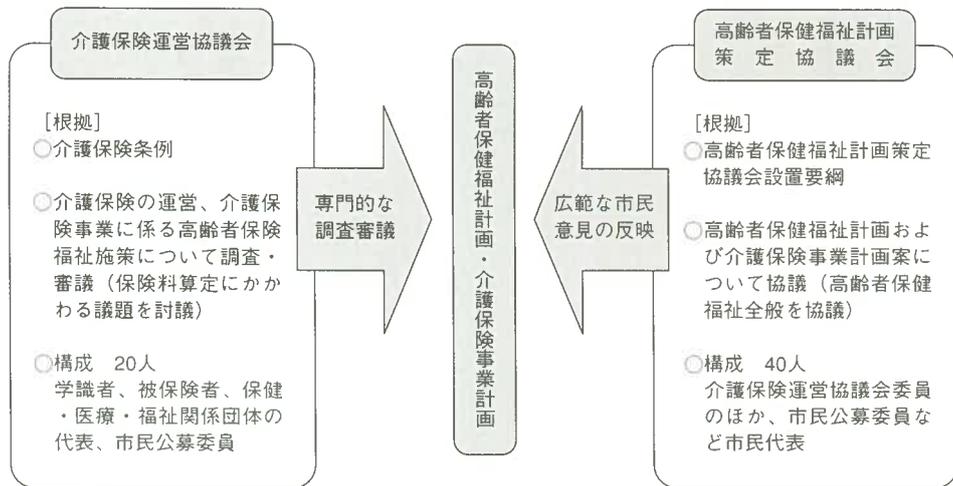
点目は、市民と行政の関係性という視点である。介護保険制度導入は措置制度から保険制度への変更であり、保険料を納める市民との合意形成はこれまで以上に重要となつてきている。第2期計画でも計画策定のために市民や事業者代表を委員として構成する委員会が設置されたが、そこでの委員としての役割や意見の反映という点に注目した。

政策形成過程の追体験と検証

当時の担当者や関係者へのヒアリング、庁内アドバイザーを通じて入手した関係書類等様々な情報や資料をもとに、具体的な政策形成過程を追体験し、先に述べた三つの視点に基づいて検証を行った。まず、川崎市における高齢化の現状と高齢者施策の歴史を踏まえ、措置時代の平成五年に作成した「第1次高齢者保健福祉計画」や

第1期計画の策定過程を検証した上で、行政内部の体制、事業者や市民と協議する高齢者保健福祉計画策定協議会等の設置や同策定協議会や市民協議会での協議の経過など、第2期計画の政策形成過程全体の流れを追った。さらに、第2期計画に載せられた個別事業の一部について、行政等の各主体間において、どのような議論が展開され、第2期計画に反映されたのかといった細部

高齢者保健福祉計画策定に向けた体制



の合意形成過程も追った。最後に全体のまとめとして、先に述べた三つの視点から分析を行い、今回の報告書が今後における計画策定の参考となるよう努めた（研修内容の詳細については、本研修の報告書をご覧いただきたい）。

おわりに

今回の研修を通じて、川崎市の高齢者福祉分野での政策形成過程におけるいくつかの特徴を見ることができた。その中で最も印象的だったのが、「人で仕事をすると」といった言葉である。

第2期計画を作成するにあたって、川崎市は国に職員を派遣していなかったために、派遣している他の自治体と比べ国の動向が把握しづらい状況にあったにもかかわらず、一部の職員と長年川崎市の高齢者福祉に関わってきた大学教授などのつながりによって、それらの自治体と遜色ない計画書ができあがった。また、職員個人の独自ネットワークによる情報収集等によって、全国初の事業も実施することができた。これらのことをある職員は「（川崎市は）組織で仕事をしているというよりは、人で仕事をしている」と答えていたが、このような特徴によって、他の自治体と比べ遜色ない計画書や新しい事業展開ができたということである。この点は非常に興味深く感じられ、将来、私達が政策形成する上で参考となるものであった。

「川崎市住宅基本計画」をめぐって

高津区役所建設センター管理課

澤田充生

はじめに

第三班の研修対象の「川崎市住宅基本計画」は、住宅・住環境に関する基本計画であり、この計画は、政策分野別基本計画としての性質を有し、現在までに策定（平成五年）から一年が経過し、二度目の改定の作業中である。

今回の研修において、政策分野別基本計画は、『一定の政策分野ごとに既存の「所管体系」を超える「政策体系」を構築しようとする計画』という定義がなされている。

第三班では、既存研究を考慮し、第一回平成一年五月の改定から今回の平成一六年六月改定素案に着目し、その過程の追体験を行っている。

研修内容の詳細については、報告書に記述することとし、ここでは、追体験の中で行われた、班の中での主な議論を中心に今回の報告書の構成に至る経緯を述べ、研修を振り返ってみたい。

研修における議論について

① 政策分野別基本計画について

第三班では、まず、政策分野別基本計画立案の意義について議論があった。

それは、政策分野別基本計画は、分野ごとの総合的な計画と位置づけできるが、総合的な施策としては既に総合計画や都市マスタープランにも同様の性質があり、上位関連計画では、なぜ十分でないのかといったことに関して理解を深めたいと考えたためである。

そのため上位関連計画の問題点とそれに対する基本計画の特徴を比較することで、政策分野別基本計画の計画実現性に対する有効性を班として検討することとなった。

② 研修の切り口について

研修の切り口についても班内で議論があった。それは、政策研究レベルの学術的な研究を行うには時間的制約もあり、ややもすると、単なる感想に終わるのではないかと、もちろん、追体験の中で感想を持つこと、

それ自体は重要であるが、貴重な研修機会をより充実した成果にするための議論であった。最終的には、計画の改定作業における詳細を記す追体験とともに、計画自体の検討として、「持続可能」という視点をもつて分析を試みている。

この「持続可能」という言葉については、一つの計画（最終的には事業）が、単に継続するためのいうなれば延命措置のような仕組みを意味しているわけではない。

川崎市住宅基本計画のような政策分野別基本計画は、対象とする分野ごと、ここでいうところの「住宅問題」の解決を目的としている計画である。

そのため計画効果の確認はもとより、対象分野ごとの新たな問題・課題に対しても継続的に対応できる機能が必要である。

そこで、これらの機能を「持続可能」な機能とし、その視点に立つて今回の計画改定作業の中でも大きな位置づけである審議会・既存制度への対応（特定優良賃貸住宅制度）・計画策定担当課の変更の三点について考察を行っている。

③ 行政の役割について

今回の基本計画の改定で、官から民へ計画の主体の移行も謳われており、その中でハードからソフトの施策への転換が図られている。

この中であって、実際どこまで行政がやるべきなのかといった議論があった。

追体験研修とは、若干異なる議論であったが、行政に大きな変革が必要とされる時代にあって、班員一人ひとりが、自治体政策の役割について模索していることを実感するような議論であった。明確な解答を得るには大き過ぎるテーマであるが、「官と民」そして「公と私」の役割分担について議論があったことは、研修の収穫の一つであったことは間違いなく、また、このような議論がなされることは、基本計画自体が今後の自治体の政策形成の重要な位置づけを担う可能性をもっている証左の一つではないかと考える。

報告書の内容

前項のような議論を経て、本報告書では、次のとおりの構成となった。

「第一章 政策分野別基本計画」では、政策分野別基本計画について、上位関連計画との比較の中で、その特徴を見出し、「第二章 川崎市住宅基本計画の形成過程」では平成一六年度改定に至るまでの経緯を述べ、「第三章 平成一六年度改定素案」では平成一六年度改定の詳細について、資料とヒアリングを基にまとめている。

そして、「第四章 さまざまな視点からみた計画改定」では、担当者の視点からみた計画の改定と、計画論として班の中で議論された持続可能な仕組みとして、先述の

三点について考察を行っている。

まだまだ、経験の浅い行政職員の報告書であり、読者の方々からみれば、至らない点も多々あると思われるが、本報告書が計画改定の行政資料になれば幸いである。

おわりに

この追体験を通して、政策分野別基本計

画の重要性を認識するとともに、その基本計画の策定および改定は、様々な庁内外の関係者との議論と調整という、膨大な作業の基に成り立っているということが、ヒアリング調査の中で実感することができた。

また、今回の改定作業から川崎市住宅基本計画自体が、「持続可能」な機能を持ち、かつ実行性のある計画として理解することできた。

さらに、同世代の行政に携わる職員同士が、実際の改定作業に触れ、様々な議論ができたことは、班員一人一人にとつて、得がたい経験であり、研修の大きな成果であった。

研修の窓⑤

最新の自治体法務の課題を 実践的に学ぶ

川崎市議会事務局調査課

松本聡

川崎区役所保健福祉センター
保健福祉サービス課

真田良子

高津区役所保健福祉センター
保護課

滝口和央

研修の概要・特徴

自治体法務ゼミナールは、『分権時代の“政策法務”を目指す「自治体法務」の基本を、今日の生きた課題に対するグループ研究およびゼミ討論を通して研修』することを目的として（職員研修所の実施要領より）、講師には行政法学の第一人者として著名な川崎市代表市民オンブズマンで東京都立大学名誉教授の兼子仁先生を迎え、平成一五年度から行われているものである。

夏から春までの約九か月間、勤務終了後の夜間に月二回のペースで行われた研修で

あるが、参加職員数は、一五年度が一七名、一六年度が二一名となっており、新人職員から中堅職員まで、各部署から幅広く参加している。

この研修の大きな特徴は、「ゼミ形式」を採用していることである。具体的には、初

ば、法律の専門家や行政の法制担当職員から一方的に話を聴くという座学形式が多いが、各人の自発性・主体性が求められる本研修はそれらとは大きくスタンスが異なっている。

本稿では紙幅に限りがあるため、これまで発表された研究テーマの中から三つのテーマを紹介し、あわせて研修のメリット、今後の課題等にも触れてみたい。

グループ研究から

(1) 公の施設の指定管理者制度における問題点

別表 16年度研究テーマ一覧

グループ	研究テーマ
1	ポイ捨て防止条例についての考察
2	第三者による住民票、戸籍の附票の写し及び戸籍謄本の請求書を本人に全面開示すべきか否か
3	放置自転車の撤去と処分をめぐる法問題の検討
4	情報二条例の下における公文書の作り方と取り扱い方
5	保育園の入園選考基準をめぐる法的検討事項
6	公の施設の使用不承認に関する裁判例の研究
7	公の施設の指定管理者制度における問題点
8	自治基本条例の意義及び効用

本研修では一五年度から継続して取り上げたテーマである。一五年度の研修時には地方自治法の改正からまもなくであり、管理委託制度から指定管理者制度への移行について整理した。一六年度はさらに一歩進



ゼミナールの様子

めて、指定管理者制度導入時における問題点を研究した。
具体的には、①個別法の規制緩和に触れながら指定管理者制度を導入するのかもしれないのか、②既存外部団体との関係をふまえ

公募をするのかしないのか、公募に条件をつけたり公募をしないとすればそれは妥当なのか、違法性はあるのか、③利用料金制度を導入するのかしないのか、④指定管理者に対しての損害賠償請求はできるのかどうかなどといった制度運用面での研究を行った。

また、一概に指定管理者制度の導入是非を検討するのではなく、各施設の種類・特性ごとにどのような運用をしていけばよいのかという視点からも研究を進めた。

(2)ポイ捨て防止条例についての考察

このグループでは、いわゆるポイ捨て防止条例が全国で検討・制定されてきた歴史的な背景や、条例の規定文言と罪刑法定主義との関係、さらに、違反者対策として何が可能なかといった点を研究し発表を行った。

全体討論の中では、手数料の徴収、罰則の定め方について議論が行われるとともに、講師からアンケートという形で次のような設問（三択形式）が出された。

- a、処罰条例は市民の意識啓発の効果が期待できるので良い。
- b、おどかし罰則よりも地域の声かけを重んずる指導条例のパターンを評価すべき。
- c、(中間的に)行政で実効性を図る「過料」方式の規制条例を評価すべき。

この設問に対する参加者の意見分布は、A説なし、B説五名、C説一名であった。B説については、ごみを捨てる人を減らすことはもつともだが、ごみを捨てる活動をすることを増やすことも重要ではないかという意見があった。また、C説については、実効性を確保するには罰則は欠かせないが、廃棄物処理法における野焼きや不法投棄の

罰金は非常に重く、ポイ捨てに当てはめるのは現実的ではないので「過料」方式を支持するという意見があった。

(3)情報二条例の下における公文書の作り方と取り扱い方

このグループでは、情報公開条例・個人情報保護条例などについて研究し、事例発表を行った。

たとえば、行政機関では、許認可申請の際の提出資料として、企業に任意報告書を提出してもらうことがあるが、この報告書に対し市民から公開請求があり、その情報を公開した場合、法人側は今後行政側に協力しなくなる恐れが出てくる。こうなると自治体の情報収集に歯止めがかかり、産業界や環境行政などにブレーキをかけることにもなりかねない。

そこで研修発表では、情報収集をする際の取得公文書の見直しが必要になるという観点から、様式は個別の行政目的にあわせて、過大な法人秘情報にならないようにすべきであり、適切な情報項目設定が必要であるといった解決策の提案を行った。

その他学校の職員会議録、生活保護のケース記録などの文書管理について、自治体の審議会答申を踏まえながら問題点をあげ、課題解決に向け何をすべきかなどを検討した。

研修のメリット

以上のように、研修で取り上げたテーマは個々の実務に即した具体的な内容となっている。もちろん、研修一般の効果として、職場や年齢が異なる様々な参加者が出会うことで、ひとりひとりの視野が広がること

は重要であるが、本研修では、それぞれが自らの研究テーマに取り組みと同時に、討論を行い、講師による講評を受ける中で、最新の自治体法務の課題を実践的に学ぶことができた点が大きなメリットとなつてい

うだろうか。分権によって自治体の横のつながりの重要性が増している中、政策法務分野で職員同士が知識・技量を高めあう貴重な機会になるのではないだろうか。

研修の窓⑥

川崎市企業等合同(産学連携)研修報告

地域に開かれた「連携研修」の試み

総務局人事部職員研修所

町田智子

さらに、ゼミ形式の効果として、自分たとえばその職場の職員だった場合はどうするか、あるいは市民の立場だったらどうかなど、様々な視点に立つて具体的に問題を考えることができた。これは人事異動により職場が変わることが多い我々自治体職員にとつて、研修では個別具体的なテーマを学びながらも、法的思考の基礎体力づくりができたということである。またこれは、区役所改革を進め、地域に密着した行政を目指す本市の職員として、市民と行政の間で起こる様々な問題の解決策を法的な角度から捉える力を養うことができたともいえるだろう。

おわりに

本研修は九か月間(参加者によっては二年連続で)というロングラン研修であり、ここで得た成果は、即効型ではないが今後の仕事の基礎や考え方の柱となるものが多かった。終了後には全参加者により研修報告書が作成され、成果物として庁内に配布される予定である。

このような研修が今後も継続されることを望むが、より発展させるといふ意味からの提言として、たとえば、他の自治体との共同ゼミ(デイベート等)を開催してはど

うだろうか。分権によって自治体の横のつながりの重要性が増している中、政策法務分野で職員同士が知識・技量を高めあう貴重な機会になるのではないだろうか。

ほかに、ゼミの参加者として市民を招くことなども考えられる。行政は市民とともに自治を進めるパートナーであるが、時には法的に対立する当事者ともなる。とも

にゼミの場で学習を行うことにより、緊張感と現実感が増していくのではないだろうか。

職員研修所では現在、「人材育成・能力開発はオープンなネットワークの中で」というフレーズを掲げ、さまざまな研修を行っている。

あらためて述べるまでもなく自治体を自立した政府とし、地方を対等・平等な関係とした分権改革は新たな段階に入ってきている。国際化・分権化はいまや世界的な流れであり、地域社会の姿を正確に捉えよう

る能力を持った職員の育成は、特定の政策分野に限らず、いまや自治体職員であれば誰にも求められる「常識」になりつつあるのではないかと思われる。

とすれば、つねにグローバルな視野から時代の変化をみておく必要がある。国内外の社会経済の動きを様々な文脈のなかで捉え、また、企業を含めた市民との関係も、これまでのように、いわゆる規制する側・される側、お願する側・される側、といった一方的な関係ではなく、より開かれた関係として、ともに地域をつくるパートナーと捉えることがますます重要になってきている。こうした時代の変化に柔軟に対応でき

本稿では、「地域に開かれた研修」という趣旨のもと、市職員だけでなく地域の企業社員、大学院生がともに参加する「企業等合同(産学連携)研修」について報告したい。

一三年度から共同研究型「産学連携研修」としてスタート

本研修は、平成七年に民間企業管理職と本市の新任管理職を対象に、主として人材育成や組織経営といったテーマのもと二日間、討議を行う研修にはじまり、平成一三年度、新たに大学院生もメンバーに加え、市の対象者を若手と中堅職員へと改め、長期間にわたる研究型研修に移行、研修名も通称「産学連携研修」として、新たなスタートをきった。

背景には、一九九〇年代半ば以降、大学等技術移転促進法(TLO法)等の法整備がされてきたことにより、「産学連携」が多様な面から注目をされてきたことや、平成一三年、本市と地元大学である専修大学との間で人材育成にかかる相互連携につい

ての「覚書」を締結したことなどが挙げられる。

先進的・社会課題、地域共通の課題を 研修テーマに選定

異なった立場のメンバーが一定期間共同して調査研究を行うには、市職員のみならず産業界、学問の世界のいずれからも研究心をそそられるようなテーマ設定がポイントになる。もちろん、テーマと本市の政策課題との連関についても十分留意しておくなければならず、研修を契機に、とりわけ庁内で議論が喚起されることも期待される。本研修では、「産学連携研修」としてスタート以来、研修テーマを専門とする講師のほかに、庁内のベテラン政策形成指導者（注1）を研修コーディネーターとして依頼しており、テーマ設定時からアドバイスを受けながら進めている。これまでの研修テーマについては「表1」を参照されたい。

研修の特徴

本研修の特徴は、一つにはメンバー構成も一つにその進め方にある。

メンバー構成については、市職員が多勢を占める中に企業社員等がゲストとして加わるのではなく、研修活動の単位である六〜七名の小グループが「異業種混成チーム」となり、三者がフラットな関係で議論を行うという点に特徴がある。しかし、集まったメンバーは、研修テーマに関する基礎知識、研修での獲得目標等、研修に対する温度差もあり、ベクトルは必ずしも一致しているとは言い難い。はじめてのグル

〔表1〕 これまでの研修テーマ等

年度	研修テーマ	受講者数（所属別内訳）	研修期間
13	環境ISO（管理規格）	22人（企7、大4、市11）	11/29～3/4
14	市民との新たな対話手法 「リスココミュニケーション」	16人（企7、大2、市7）	11/26～3/20
15	CSR（企業の社会的責任）と 地域社会	15人（企5、大5、市5）	1/19～3/16
16	グローバルコンパクト・かわさ き版を考えよう	18人（企7、大3、市8）	1/12～3/9

〔表2〕 16年度研修の概要

1日目	<p>〔目的〕 研修テーマにかかわる基礎知識の習得 メンバーの顔合わせと問題意識の確認、研究の方向性確認</p> <p>〔内容〕 基調講義と班別ディスカッション</p> <p>◎講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇「川崎市臨海部における国際環境特別区構想とUNEP連携について」 講師：牧葉子氏（川崎市総合企画局都市再生・臨海部整備推進室主幹） ◇「グローバルコンパクトとは何か」 講師：野村彰男氏（国連広報センター所長） ◇「地球環境保全とかわさきコンパクト」 講師：末吉竹二郎氏（川崎市国際環境施策参与、国連環境計画・金融イニシアティブ〔UNEP FI〕特別顧問）
2日目	<p>〔目的〕 各班の研究状況の相違と近似の確認、情報交換 コーディネーターからのアドバイス</p> <p>〔内容〕 班別活動と中間情報交換会</p>
3日目	<p>〔目的〕 研修成果の報告と講評、フロアディスカッションを含めての学び合い</p> <p>〔内容〕 班別報告、講師から講評</p>

ープディスカッションの様子は、一定程度の共通理解の上で行われる市職員同士の研修に比べれば相当に様相を異にする。お互い大変ではあるが、異業種交流型研修の緊張感、言い換えれば醍醐味がここにあるともいえる。

次に、研修の進め方であるが、本研修は、本市における他の研究型「政策形成研修」と同様に、一つの社会課題、政策課題をめぐって、自主的に調査研究を行う研修スタイルをとっている。しかも、日程全体をあらかじめ設定するのではなく、全体研修を「オープニング研修」「中間情報交換会」「報告会」の三日間のみ（注2）とし、それ以外

は、研修活動の単位となる小グループの自主性に任せるという方法をとっている。これは、勤務事情の異なるメンバーであることを前提としたものであるが、各研修日の間に、必要に応じて自主研究日を設けることができることとしており、その「研究日」は、一四年度研修では各チーム一〇回にも及んでいる。一五年度は研修期間そのものを大幅に短縮したことにより五回程度となつたものの、参加可能なメンバーのみで行った企業へのヒアリングなどを除けば、研修生が集合できる時間はどうしても夜間中心とならざるをえない。日常的な情報共有、意見交換を電子メールによって行うことに

より一定程度の補完を可能とするものの、顔をあわせての議論、発表に向けての準備は不可欠である。異業種研修運営の難しさの一つである。

研修の鍵・「研修生」の募集

市職員の研修生募集は公募により行う。テーマや異業種交流に関心を持ち応募してくる職員は新規職員から副主幹級までさまざまである。また、大学院生についてはこれまでの人材育成交流の実績ある専修大学、法政大学の大学院生から、教授や事務局を通して推薦してもらう。企業社員については、テーマに応じて、関連する企業団体等に参加を呼びかけるが、その際の市の関連部署の協力は不可欠である。また、職員研修所からは企業窓口へ赴き、研修の意図を伝えながら直接的な営業活動を行う。本研修は企業社員の参加なくしては成立し得ない。いかに参加のメリットを感じてもらえるか、最も重要なプロセスである。

研修の成果

本研修では、その最終日に研修成果を発表するための報告会を行う。開催にあたっては、研修生の上司や関連部署の方を招くだけでなく、他都市の職員やひろく企業などに呼びかけ、オープンなものとしている。本研修の過年度参加者が発表会を機に集まり、懇親を図るのも本研修ならではの姿である。発表会は各グループからの発表だけでなく、発表後の講師の方々の講評、またそれを受けてのフロアディスカッションを行い、発表会自体を学びあいの場と位置づ

け、「地域から学び、地域に還元する」とをねらう。

一六年度研修テーマは「グローバルコンパクト」

このように行ってきた産学連携研修であるが、今年度は研修テーマとして、国連が提唱している「グローバルコンパクト」^{注3}をとりあげた。

二一世紀の大きな課題である「持続可能な社会」を築いていくために、市民、企業、自治体がネットワークを組みながら地域課題をさぐり、どのように協働して課題解決に取り組んでいくかが今、改めて問われている。このテーマを選んだ理由の一つには、こうした点、つまり自治体だけでなく企業や政策研究を行うアカデミーにとっても「共通言語たりえた」ということである。また、「グローバルコンパクト」の基本的考え方、規制やルールを意味するものではなく、企業の自発性を期待することに主眼があり、一五年度の研修テーマに選んだ「CSR（企業の社会的責任）」という考え方も深く関連のあることも、このテーマを選んだ理由の一つであった。持続可能な地域社会を形成するためにいま何が必要か、その「何か」を導き出す示唆にあふれたテーマだということにある。

もう一つは、市では今後、国際環境特区構想とUNEP（国連環境計画）連携のプロジェクトの一つとして、民間主導の社会責任ルール、「かわさきコンパクト」の策定を検討しており、研修の研究成果が今後の市の政策立案の参考となる可能性が高いという点に注目したということもある。研

修の概要については、「表2」にまとめた。

一六年度研修に際しての留意点

職員研修所では平成一五年度の政策形成研修の再構築の考え方として、「報告書の作成が目的ではなく、研修過程において個々人が《何を得たか》ということこそが大切」であることを示してきた^{注4}。本研修も同様に「政策提言を行うことや本格的な研究レポートを作成することよりも共通体験、対話や議論を大切に、合意形成を行って欲しいこと」を、研修のスタートあたり研修生に伝えることとした。また、今年度の研修テーマについていえば、概念整理が熟しておらず、事例研究等が極めて少ないものであることから、研究テーマを絞り込むことの困難を予測し、事務局としての「報告イメージ」をあらかじめ示すことにした。つまり、「報告書」は提言である必要はなく、基調講義を聴いて各々が感じたこと、また、調査や話し合いを通じて抽出された「論点」を挙げ、国連「グローバルコンパクト」の基本的な考え方を学び、その考え方を川崎という地域につなげることの意義、必要性についてまとめることに重点をおいてほしいということを伝えたのである。

政策実現が目標の第二ではない

政策提言を行う研修の報告会では必ずといっていいほど「成果の実現化方策」についての質問を受ける。言い換えればそれほどまでに高レベルなレポートがまとまるのであるが、誤解を恐れずにいえば、これま

で研修という場合は政策実現を前提とした活動ではなく、自由な議論と共同研究の場としての機能を重視してきたといえる。

一六年度のテーマについていえば、今後の政策課題と関連させたことで、ある程度の実現可能性を担保できてはいる。しかし、本研修のように、多様なメンバーが限られた時間の中で議論を深め、政策提言を行うことは実質的に困難であり、研究を深化させ、より実現・実践可能なレベルな提言を行うようにするには、少なくとも半年間程度の研究期間が必要となる。しかしながら、とりわけ企業社員の方々にその時間を「異業種研修」のために提供してもらうことは現実的ではない。本研修の設計において何を重視するかについては、今後、この研修にかかわってくる人々とともに、より実りあるものにするため、話し合いを深めていくべきであろう。

現時点においては研修の本旨は「グローバルコンパクト」という《共通言語》を利用しながら、様々なメンバーの知恵、知識を持ち寄って、自由な議論、研究活動をしていくことにある。そして、企業社員、大学院生、市職員が、あくまでインタラクティブな双方向の関係として、地域をともにつくり育てる者同士として、相互の立場を尊重し、信頼を築きあい、実感的パートナーシップを足もとから創りあうこと。研修の過程で得た知識やネットワークをきっかけに、それぞれの事業活動、研究活動、行活動にいかせるようなヒントを得て、「地域連携」を実感的に習得すること。これらが職員研修所からみた研修の「成果」になると考えている。

おわりに

平成一三年度からこのスタイルで行って四年目。グローバルリレーションをはじめ、急速な時代の変化を意識しつつ取り組んできた本研修は、未だ試行錯誤のなかにある。研修生からのレポートや、報告会参加者の感想として多く寄せられるのは、産学から産・学・公・民へ、つまり、市民やNPO・NGOを巻き込んだ研修機会とすべきではないかという意見である。地域連携を担う人材育成を研修の側面からどうかかわっていけるか。今後の本研修がどのように成長・発展すべきか、このこともまた「連携」の中で検討されていくべきであろうと考えている。

注1 庁内コーディネーターの役割は、政策形成の考え方や、異業種共同研修の進め方などのアドバイスを行うということにある。とりわけ研修期間中盤に行う「情報交換会」において、各チームに最終報告に向けてのアドバイス行うことは研修活動にとって極めて重要である。指導者には職務経験、政策形成指導の経験がともに豊富な総合企画局の牧葉子主任に依頼している。

注2 平成一三年度研修においては「初日と成果発表会」の二日だけを既定の研修日とした。なお、初日の講義は誰もが聴講できる公開講座として実施している。

注3 「グローバルコンパクト」とは、一九九九年、アナ国連事務総長が世界経済フォーラムの席上で提唱し、二〇〇〇年に発足した原則で、その趣旨は、グローバル化した世界経済が引き起こしかねない様々な問題を解決するために、企業等が人権、労働、環境、腐敗防止の四分野・一〇原則からなる「コンパクト（協約）」を支持し、地球市民としての立場からその役割を果たすというものである。現在、一五〇〇以上の企業、労働組合、市民社会組織が参加、日本からは平成一七年一月現在、二八企業が参加している。

注4 星野宏幹「政策形成能力と職員研修」『政策情報かわさき』一六号参照。

選挙権のない住民が垣間見た オーストラリアの選挙

財団法人自治体国際化協会シドニー事務所勤務・総合企画局広域企画課

川村昌子

はじめに

財団法人自治体国際化協会に派遣され、シドニー事務所に赴任してから一年半が過ぎた。そこで生活しているとはいえ、二年の限られた仮住まい。アパートを借りて住んでいるが、私あてに届く郵便物は公共料金の請求書などに限られている。Eメールの普及もありダイレクトメールさえ、ほとんど来ない。

ところが、ある日「この住所に住んでいる方へ」という封書が郵便受けに入っていた。時折りこのような形で広告が届くことがある。少しセキュリティのしつかりしているアパートでは郵便受けも鍵を持った人でなければ入れないところに設置されているため、戸別配布したい場合は郵便という手段をとらないと届けることができないためである。しかし、その封書は広告ではなく、連邦選挙委員会からであった。

オーストラリアの選挙制度

オーストラリアの選挙は強制選挙である。一八歳以上のオーストラリア国民は選挙人登録をして選挙の折りは、投票しなければならぬ。投票しないと罰金（状況に応じて二〇ドル（一、六〇〇円相当）ないし五〇ドル（四、〇〇〇円相当）以上）が科せられる。

そういったことは、以前から知識として知っていたが、住民票制度もないのに選挙人登録しなければどうやってその人がそこに住んでいるということを特定して罰金を科すのだろうと不思議に思っていた。疑問をぶつけた現地スタッフに、「税金の番号や電話や電気、ガス会社の協力により探し当てていくのだ」と言われて、電話会社のプライバシーポリシーにこのような場合は情報を提供すると書かれていたことを思い出した。私が受け取った郵便物もその手段のひとつであるわけだ。

手紙には、「この住所ではどなたも選挙人登録がありません。別添の登録用紙に必要事項を記入して登録するか、選挙人登録しない（できない）理由を書いて同封した封筒を使って返信してください」という趣

旨のことが書いてあり、白紙の登録用紙が二通同封されていた。もちろん私はオーストラリア国民ではないので、「オーストラリア国民でないから該当しません。」というところにチェックをつけて返送した。ほかに該当しない理由として例示されていたのは、「ここは事務所で、住まいの住所で登録してある」といったことだった。なお、選挙人登録用紙は連邦選挙委員会事務所のほか郵便局、連邦選挙委員会のウェブサイトにからも入手でき、一度の登録で連邦、州、自治体選挙に登録できる。用紙には住所、氏名、生年月日、性別、直前の登録住所などを記載する（写真1）。私がこの手紙を受け取ったのは、一〇月九日にあった連邦選挙の投票日二か月ほど前のことだった。

投票の仕組み

選挙の投票日、投票所周辺にはある種の祭りのような楽しい雰囲気が出されていた。すべての投票日は土曜日の朝八時から夕方六時までと決められている。自分が投票すべき投票所は前日の新聞に掲載される

ほか連邦選挙委員会のウェブサイトにも揭示されていた。当日投票できない人は事前に事前投票所で投票するか、事前申請により郵便投票ができる。投票できないという理由には「仕事」や「出産を控えている」、「病気」というもののほか、「投票所から八km以上離れている」というものがある。大きな病院や高齢者介護施設には投票所が設置されるか、来訪する移動投票チームを介して投票できる。このように投票がしやすくなるような様々な配慮がなされているように感じられた。

投票の仕組みも興味深い。今回の選挙は下院一五〇名と上院の半数（定員七六名）が対象で、下院の選挙については、投票用紙の候補者名の脇にある枠に最も適当と思われる人から順に「全員に」番号をつけて投じる（写真2）。一つの選挙区からは一人が選ばれる。たとえば三人の立候補者がおり、有効投票数が六〇、〇〇〇票あったとする（過半数は三〇、〇〇〇一票）。山田氏、田中氏、鈴木氏と候補者がいたとき、各票で「1」（優先順位第一位を意味する）をつけられたのはそれぞれ、一五、〇〇〇、二三、〇〇〇、二二、〇〇〇票だったとする。この段階で最も得票数の少なかった山田氏の落選が確定し、山田氏に投じられた票の「2」に従い、一五、〇〇〇票を、田中氏と鈴木氏に振り分ける。ここでそれぞれ、六三、〇〇〇、八七、〇〇〇票だったとする。これを各自が「1」で獲得した票とあわせると田中氏二九、三〇〇票、鈴木氏三〇、七〇〇票ということになる。この時点で、鈴木氏は過半数を獲得したので、鈴木氏が当選ということになる。このようにして、できるだけ多くの投票者の意思を反映する

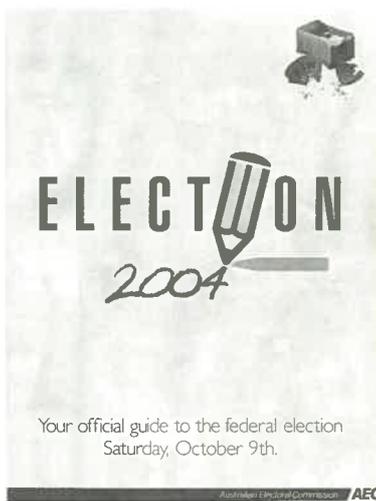


写真3 上院の投票用紙見本 (パンフレットより抜粋)

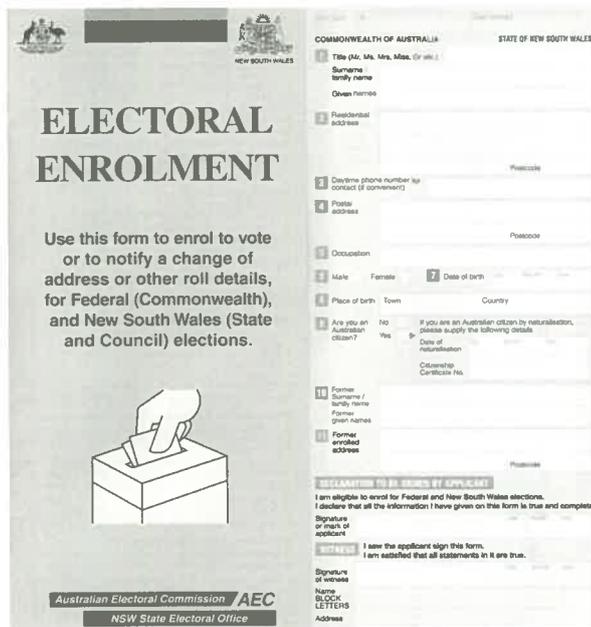
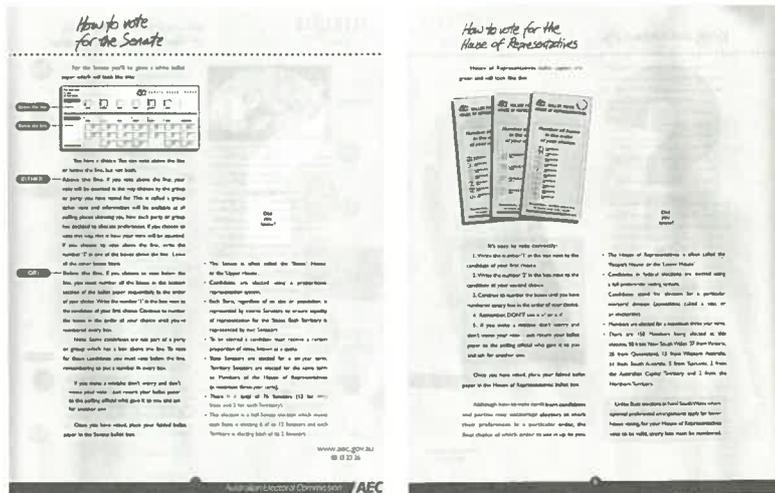


写真1 選挙人登録用紙

写真2 下院の投票用紙見本 (パンフレットより抜粋)

ようにしている。

上院は、投票用紙が上下に分かれており、上側には政党名が、下側には政党ごと候補者名が記載されている(写真3)。投票用紙の上か、下かいずれかを使う。上側を選んだ場合、「ひとつの」適当と思われる政党のみに対して「1」をつけ、残りは空欄にしておく。下側を選んだ場合は「すべての」候補者に対して、適当と思われる順に番号をつけて投票する。政党が選択されている投票用紙は、政党が事前に公表している指名順に従い候補者が票を獲得したのとして扱われる。各候補者は当選基数(有効投票数/改選定員+1)以上の票を獲得した時点で、当選が決まる。この時点で定員に当選者が満たない場合は、当選基数より多く得票した分を当落が決まっていない候補者に振り分ける。つまり、当選者が得票したすべての票が示す「次順位の候補者(二番目がすでに当選していれば三番目、ということ)」に振り分け、その票数を(得票数÷当選基数)÷得票数に掛け合わせたものとすでに獲得している自分の票とを足し合わせる。その結果、当選基数以上の票を獲得すれば当選。当選する候補者がいなければ、最も得票数の少ない候補者の落選が決まりその票を「次順位の候補者」に振り分けて、ということを繰り返す、すべての当選者が決まる。

この仕組みは自治体の選挙でも同じで、議員の定員は一二名(四選挙区、各選挙区三名)や、一〇名(選挙区なし)と、ひとつの選挙区で定員が複数のため、最後の議席が決まるまで時間がかかることが多い。昨年三月に自治体の選挙があったが、三、四日経てようやく全議員が確定していた。

これらの選挙制度に関する知識は連邦選挙委員会(Australian Electoral Commission) www.aec.gov.auのホームページからも得たが、大部分は連邦選挙委員会の作ったパンフレットから得たものである。そのパンフレットは、それほどセキュリティのしっかりしたアパートではない我が家の郵便受けに投げ込まれていたものである。また、選挙前日の新聞には、どうやって投票用紙に記入すればいいのか、投票は何時からかなど、各ページというのは言いすぎだが、あちこちに連邦選挙委員会の広告が載っていた。最初の時点で最も多く得票していた候補者に達していなければ「次順位の候補者」に投じられた票により、二番手三番手に負けてしまうという仕組みがわかった時は、ちよつと驚いた。

日本のように選挙区を広報車で「山田太郎に清き一票を!」と連呼して回るような姿も見られず、今回の連邦の選挙でも、開票時間を過ぎるとどのテレビ放送局も「そつて」「開票速報」を報じるということはなく、五局ある放送局のなかで、日本のNHKに相当する局と民放の二社が選挙がらみの放送をしていただけで、他局は映画などを放映していた。選挙権のない私にも、新聞や地道な広報のおかげですんなり選挙制度が理解できたわりには、とても静かに過ぎていった選挙であったことが、印象深かった。

一年の研修から垣間見た 韓国と日本の文化のちがいがい

富川市交換公務員・総務局交流推進課

李廷植

派遣生活を通じて自分を再発見

人間は誰でも一生のうちに三回の転機が訪れるという話がある。たとえば社会で出世をすることや、財をなすことなどのような、人生をよりよい方向に進路づける大きな転機が一生の間に三回来ると、それをいつ掴むのかということにより、人生の進路が決まるといふことだ。

私の場合、妻と出会い、幸せな家庭を築いたことがはじめの機会であり、二つ目の機会は、今回川崎市に派遣されて研修生活をするに際し、自分の過去を振り返って、人生を新たに固めることだと思う。期待感と不安感ではじまった派遣生活がいつのまにか一年が過ぎ、研修報告を書くようになり、ふと歳月の早さに驚くとともに、その間の様々な生活上の出来事が思い出され、感動が一杯になる。私の今までの人生の中で、今回の日本の派遣生活は私にとって、もつとも意義深いものであったと思う。それは新たな自分を発見し、単身生活の中で体を鍛錬する契機にもなり、これからの自

分の人生に大きなプラスになるだろうということだ。この意味ある派遣生活において川崎市職員が多くのことを手助けしてくださったことに感謝している。

日本と川崎市を見ながら

私が日本語を勉強する前、日本に関する知識といえば、学校時代に歴史の授業で学んだもの、たとえば、地理的に古代以前から続く日本との様々な交流関係史、そして現代については、第一回東京オリンピックの開催を成功させ、今や世界有数の経済大国になった歴史的事実についてだけであった。ところが、私が五年前に、日本語の勉強を始め、日本の文化と生活についても関心を持つようになり、機会があれば、日本へ行きたいと思うようになった。そういうわけで、二〇〇〇年五月にベンチマークの調査と一〇月に職員のホームステイで日本に来る機会があった。さらに二〇〇二年には七月に九州から東京まで旅行をしたこともあった。このように私が派遣職員として川崎市役所に来る前に、三回も日本

に来る機会があったが、来る度に、市民たちの活気が溢れる生活の様子に親近感が湧いてきた。また、川崎についてはきれいで、にぎやかな街の様子と川崎駅をはじめとする南武線の各駅を中心とした商業地域が印象的だった。さらには川崎市南部の浮島をはじめとする工場地帯と、多摩川沿いの緑地と体育施設をはじめとする北部の豊かな緑地環境がとて調和がとれている感じがした。しかし、去年四月、派遣職員として来たときはまた違う印象を感じた。それは韓国のドラマ『冬のソナタ』のブームが起つていたということだった。人（日本人）に会うたびに『冬のソナタ』について質問されてあわてたことが一度や二度ではなかった。実は、私は『冬のソナタ』について知っているものが何もなく思えた。その時私が韓国人として非常に情けなく思えた。このように韓国のドラマ『冬のソナタ』などの流行が、日本での韓国のイメージアップに貢献しようだが、これを単なるブームで終わらせず、日本と韓国、そのなかでも川崎市と富川市が永遠に友好関係を持続していくことを願っている。

私が日本で感じた韓国の習慣と違う点は、思考方式や文化等、数多くのものがあるが、そのほとんどが衣食住に関連があるものである。服を着る方法とか、食事習慣とか、家の構造等、様々なものがあったが、一年間生活しながら自分なりに日本と韓国が異なる理由を考えて見た時、そこには合理的な方法があるようだということに気がついた。

日本文化についての新たな理解

○時間を大切に使う（惜しむ）生活習慣…いつも出勤時に感じることであったが、ひどく電車が混雑していても本や新聞を読んだり、イヤホンで音楽を聞きながら時間を活用しているのがとても印象的だった。また、とても速く歩いているサラリーマンや学生たちの姿がはじめはおかしく感じるほどだった。そんなに急ぐならばもう少し早く家を出ればよいものと思ったりした。しかし後で分かったが、それが日本人の生活習慣であることだった。今はすっかり習慣づいてしまつて反つて私の方が日本人を追い越すことがあったりして我ながら驚いてしまう。

○壁と話しながらの食事…鎌倉へ旅行したことがあった。そこで昼御飯を食べるに食堂に入った時、食卓が壁を向いて座つて食事をする構造に驚いた。壁を見ながら食事をすると胸が息苦しくなり消化が出来ないような気分だった。これこそ空間を最大限に活用した構造であり、一人とか二人だけが食べに来るための食卓の構造だと思つた。

○銭湯の女主人に身体検査を受ける…韓国で日本の文化について話す時、一番多い話

題がお風呂の文化についてだろう。現代では混浴という言葉は、とうの昔の話だと言われる。私が住んでいる近くにある銭湯での経験であるが、他の銭湯と同じだと考えながらいつものように服を脱いで風呂場に入った。しかし、石鹸を持っていなかった。石鹸を買うために風呂場から外へ出た。ところが脱衣室に女主人がぼつんと座っているのが見えた。入るときは気がつかなかったが、そこが番台であった。それではびっくりして「服を着て石鹸を買えばいいのか」、「服を脱いだまま買えばいいのか」と少しためらった。脱衣室の中を見回したら人々が服を脱いだまま平然と女主人の前を行ったり来たりしていた。はじめはびっくりしたが、私も服を脱いでそのまま石鹸を買って風呂場に入った。疲れを癒すために毎週銭湯に通っていたが、どう考えてもおかしい。今でも銭湯に入るときは女主人に身体検査をされている気持になってしまふ。

○「お祭りを通じて市民精神の結集」…お祭りは韓国にもいろいろな種類があるが、私が日本に来て珍しいと感じたものの一つがお祭りだった。お祭りはどこかの地域で必ず行われているので、ほぼ一年間継続して行われている感じがした。また御輿を担いで歩いたり、市民が参加して一緒になって踊ったりしている姿を見て、市民の一体感を深める場だと感じた。

行政研修について

川崎市と富川市は九八年三月から友好都市協定に基づいて相互職員派遣を実施した。私は七番目の派遣職員である。この友好協

定および職員派遣の目的は、両都市の先進行政の研修と都市の海外広報だろう。行政研修はそれぞれの都市にある良い制度と施策を研修して、自分の都市の施策に活かすためにとても良い制度だろう。しかし両国間の文化的な違い、すなわち住民意識や法的制度が大幅に異なる場合は、推進が難しいこともあるので、先進行政の優れた事例を紹介だけに終わってしまうこともある。

私は新総合計画策定、自治基本条例制定、生涯学習、職員研修、自転車対策等を研修分野に選んだ。まず、新総合計画策定は大きな転換期になる諸情勢の中にあつて持続型社会に向けた都市経営を指すものだと聞いた。そして自治基本条例は、地域の課題を地域で解決できるようにするために市政運営のルールを決めるものだとした。その計画を推進しながらタウンミーティングを開催し市民の意見を集めて内容に反映するといった方法がとてもすばらしいと感じた。タウンミーティングに出席した時、

市民が積極的に意見を発表する姿を見て富川市とは違う雰囲気を感じた。また、川崎市の自転車に関する制度は体系的かつ効率的に運営がなされている。富川市も自転車の利用者がどんどん増加しており、川崎市の自転車保管所と放置自転車問題について研修した。今後川崎市で研修した先進自転車対策の運営の成果を富川駅をはじめとする駅周辺や大型商店周辺に導入して、市民が自転車を便利に利用できるように、また市民の健康と公害予防のための自転車利用活性化策を立案しようと思っている。そして、市民館で行っている様々なプログラムを作る時は、市民が一緒に参加して意見を集めて決定するので、参加する市民が大勢



李 廷植氏が市民アカデミーで発表する様子

だと思った。私も生涯学習の市民アカデミーに出席して派遣生活について発表したが、その時、参加した市民から韓国について多くの関心が寄せられたのは意外な驚きだった。

最後に

二〇〇四年は、とりわけ猛暑と台風に見舞われ、大変な一年だった。特に台風で甚

大な被害を受けた地域住民と国民が力を合わせ災難を克服する姿を見て感動した。そのような中で無事に派遣生活を終えることができ、ほっとした気持ちでいる。今後、川崎市と富川市が永遠に友好都市として成長するためには、お互いに努力することが一番重要であると考えている。それには、双方が常に関心を持ち続け、両市の市民と職員が往來することではないだろうか。また

は持続的な職員相互派遣を通じて両都市の関心と市民団体や職員の相互訪問等の交流事業を行い、両都市の友好関係の維持を図ることが何よりも重要であると考え。私

も両都市の友好増進のために何ができるか分からないが、帰国後であっても、退職後であっても永遠に川崎市と富川市、日本と韓国の友好増進のために努力したいと考え

ている。今後も川崎市と富川市の友好関係が永遠に持続することを願う。一年間派遣生活に多大な協力をいただいたいて、心から感謝を申し上げます。

研修の窓⑨

沖縄県那覇市と川崎市との交流

川崎市での派遣研修をふり返って

総合企画局政策部(那覇市派遣職員)

儀間規予子

はじめに

さる四月一日に辞令交付を受け川崎市総合企画局政策部に着任して、早いもので一年が過ぎようとしています。時の流れの速さに驚くとともに、着任した翌日から、自治基本条例検討委員会・報告書案作成委員会があり、業務説明・業務資料もなйма、緊張して検討委員会に参加したのを懐かしく思い出します。

川崎市と那覇市は平成八年五月に友好都市協定を締結しましたが、交流は大正時代に沖縄から川崎の紡績工場に多くの人々が就職したのにはじまり、戦後、現在にいたります。川崎市在住の沖縄県人により、「川崎沖縄芸能研究会」が発足し日常の様々な場面で沖縄民族芸能が披露されるなど、川崎市は県外における沖縄文化の拠点として

那覇市と深い関わりを持つてきました。こうした中で平成一四年から那覇市から川崎市への職員派遣を開始し、これまで私を含め三人の研修生が政策部への配属になりました。

今年度、川崎市総合企画局は、一〇年後の市の姿を示す「新総合計画」の策定、自治の基本を定め市民自治の確立を目指す「自治基本条例」の制定と、組織として重要な一年を迎えました。

社会経済環境の変化を受け、市民ニーズの多様化・複雑化が進み、従来の公共サービスのある方などが問われている中で、自治体を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。行政職員として、自らの頭で考え、主体的に行動し、少しずつでも前に進みたい。そういう思いで川崎市への派遣を応募し、実際に川崎市に来て、よりその思いが強くなりました。

このような貴重な時間、与えられた機会、出会えた人々に感謝し、市政に携わる者として、この経験を今後に生かせるよう、わずかですが残された日々を大切にしていきたいです。

自治基本条例の策定

地方分権改革は、平成一二年四月いわゆる地方分権一括法が施行されたことを契機に、国・地方間の制度改革から、市民の生活の場である自治体における分権改革へと新たな段階を迎えています。こうした状況を背景として、政策部では、これまで川崎市が積み重ねてきた自治や参加の様々な取り組みを踏まえながら、改めて地方分権の時代にふさわしい市民と自治体の関係、市政運営の基本理念や原則、そしてこれらを実現するための基本的仕組みのあり方等を

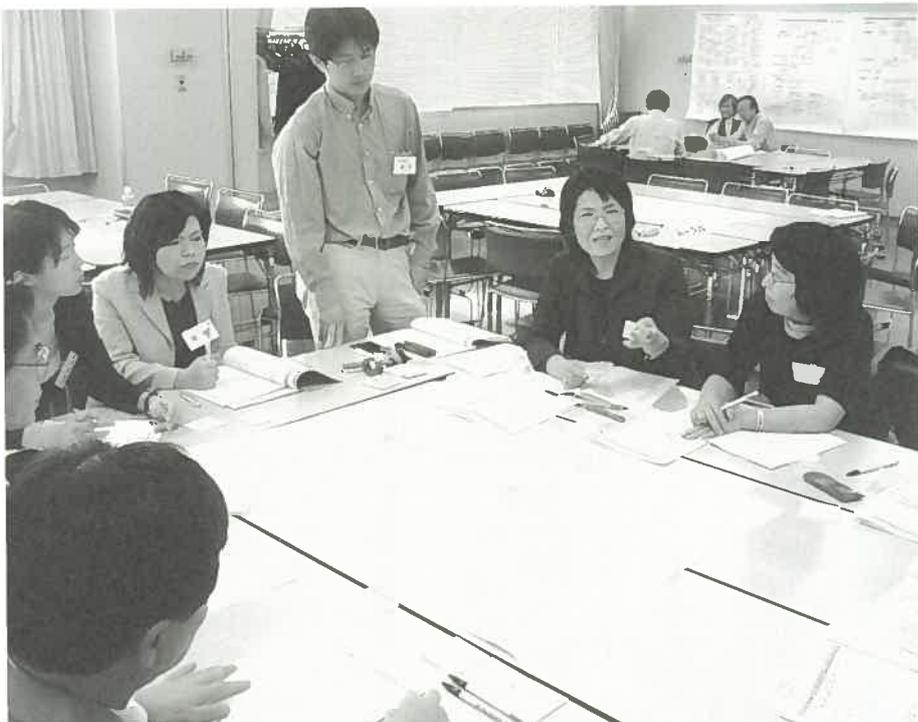


沖縄の海

明らかにし、市民の信託に基づく市政運営を行っていくために、平成一五年一〇月より市民自治制度検討委員会を設け「自治基本条例」の策定、「住民投票制度」の創設、「区行政改革」に向けた取り組みを行ってきました。

平成一五年一〇月に設置された自治基本条例検討委員会は、公募による市民委員三〇名と学識者委員四名で構成され、「自治基本条例策定の意義」や「自治基本条例策定の目的」、「自治基本条例に盛り込むべき内容」等について検討してきました。

私は平成一六年四月二日の報告書案作成委員会からの参加でしたが、その後も四月に市民討議(中間報告会)、七月に最終報告書(案)市民討論会を開催し、検討委員会での議論とその検討結果に対して広く市民の意見を聞き、またその結果について議



自治基本条例検討委員会市民討議（中間報告会）のようす。右から4人目が筆者



自治基本条例検討委員会最終報告書(案)・市民討論会場

論してきました。検討委員会・報告書案作成委員会・グループ別討議など、あわせて今年度だけでも五〇回以上の会を開き、時には深夜に及ぶこともあり、市民と学識者と行政が議論に議論を重ねてきました。その議論の結果として八月一七日に市長へ検討委員会としての最終報告書を手渡したのです。

その検討報告をうけ、行政側で条例化作業を進め、九月三日に条例素案を公表し、パブリックコメント、タウンミーティング

での市民意見を踏まえた上で議会に提出された条例案が一月一六日に可決成立し、政令指定都市としては初の「自治基本条例」となりました。

自治基本条例検討委員会の特徴として、
 ①市民の手作り、新しい会議の仕方、
 ②多様な意見、対立する意見の調整に対する不満・要求と解決策の妥当性、
 ③自治に関する基礎的な概念の見直しの三点があげられます。行政による「たたき台」なるものを使わず、運営についても検討委員会・世話

人会が担ってきました。また、一口に市民委員といっても、地域特性や世代の違いなどから様々な意見がある中、対立意見を調整・解決することの難しさを感じました。検討結果は「市民提案」として尊重されなければなりません。が、「市政に主体的にかかわること」としての参加と、お互いの自由と人格を尊重する「個人の権利と自由」との間には緊張関係があり、両者の調和をどうとるのかという難しい問題に直面しました。また、自治とは、議会とはといった基本的なことについてあらためて考えさせられました。

市民自治創造・かわさきフォーラム

川崎市では、一五年にわたり「市町村シンポジウム」を開催し、全国へ向けて政策発信を行ってきましたが、そのシンポジウムが、平成一四年度から「市民自治創造・かわさきフォーラム」に形を変え今年度で三回目を迎えます。

それまでの市町村シンポジウムは、「地方の時代」を掲げ、行政主体で実施していたのですが、市民自治創造・かわさきフォーラムは、地方分権一括法が施行され、国から地方へという時代の変化の中で、市民自らが自治について考え、新しい自治型社会の創造と行政・市民の協働関係、そして市民間の人と情報のネットワークをつくることを目的とし、企画、運営、事業実施のすべてを市民に担ってもらおうというものです。

今日、公共サービスの提供において、市民と行政とが対等な立場で事業を実施していくことが求められるなかで、その現実はいくらも果たしてどのようなものであるのか、あらためて気づかされることも多く、市民、行政、企業など大勢の人が参加し議論を展開する貴重な「場」であると実感します。

政策課題研究事業

政策課題研究は、主に若手職員により、市の具体的な政策課題を調査・研究する機会を確保し、課題への対処方法を学び、また研究の過程で市民や関係団体へのヒアリング・地域調査等を行うことで実現可能な政策立案を行う人材育成を目的とした事業です。各局が抱える政策課題をテーマとして選定し、新たな政策提案に向けて集中的に調査・研究を行うことで、施策化が必要な

課題へ迅速に対応でき、過去の研究成果のいくつかは具体的に事業へ活かされています。

今年度は、海外研究・国内研究一チームずつ、計二チームにより研究が行われ、私自身は、事務局兼国内チーム研究員として、「地域活性化への『集住』を中心としたアプローチ」をテーマに研究を進めました。八月委嘱式、実際の研究は九月開始、最終的に市政への提言として報告書をまとめるのが三月という短い研究期間であり、また、平成一四年九月からの行財政改革プラン遂行の中、職場状況、職員配置など、研究事業を取り巻く環境は厳しいものがあります。しかし、問題を頭で考え、考えをまとめ文章化し発表する「場」があるということ、職場において目的意識と緊張感を持ちながら自由に発言する場があるということは、那覇市職員である自分からするとつらやましくもあり、また自分の至らなさを痛感する時間でもありました。

政策部での業務を通して

会議等を通じて、自治体が市民の知恵を集め、協力を得て効率的な行政運営を行い、地域の特性を生かして活力ある社会を築くため、「市民参加」を促進することは重要であるけれども、積極的に参加する市民以外の多数の「沈黙する市民」の意見はどうするのか、どのようにして合意を形成し幕らしやすい地域社会をつくるため課題解決を図るのかといった問題は、市民参加だけで解決するものではない。そして、行政には、「誰が何のためにやるのか、それが本

当に必要なのか」ということを常に考え、目的とビジョンを明確にし、地域課題や市民と正面から向き合う姿勢が必要であり、また、行政と地域住民との「協働」とは、日常における地道な活動の積み重ねであり、その過程こそが大切なのだという思いを強くしました。

研修の窓⑩

英国の文化政策による都市づくりと地域管理

ザ・ラウリープロジェクトにおけるエリアマネジメント

はじめに

近年、我が国における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済の構造的な変化の進展に対応するために、行政と民間が協働して個性的な都市づくりから地域管理までを一貫して取り組むエリアマネージメント(注1)が各地で展開されている。

川崎市では、二〇〇四年七月に川崎駅西口地区(注2)にミュージアム川崎シンフォニーホールがランドオープンされた。市制八〇周年の節目にあたり、音楽を中心とした多彩な文化芸術活動の創造により、活力と

市民と行政にはそれぞれの役割と責任があります。行政の専門家である職員は、市民の声・情報・力を借りながら、地域の課題の全体像を明らかにし、それに基づいて政策を立案・実行する役割と責任を担っています。そのためにも、行政職員としての高い意識と知識が必要なのだと思います。

今年度で、那覇市からの国、自治体等への派遣制度がいったん終了となります。川崎市では、先進市と言われる川崎市の様々な場面を直に目にする事ができ、感謝しております。本当にありがとうございます。また、お会いする機会をたのしみに。

川崎市政策課題専門調査員研究

川崎市政策課題専門調査員

石川宏之

一体となつて新たな川崎市像をアピールしている。

そこで本稿では、行政と民間が協働して文化政策による都市づくりを行っている先進事例として英国のグレーター・マンチェスター大都市圏にあるサルフォード市(注3)のザ・ラウリー・プロジェクトにおけるエリアマネジメントの実態を明らかにし、川崎駅西口地区で文化政策と再開発事業による一体的な都市づくりを進めながら地域管理するための手がかりを得ることを目的とする。

調査は二〇〇四年四月からザ・ラウリー・プロジェクトに関する文献資料を収集し、その事業に携わった職員(注4)に対して二〇〇四年九月に聴き取りを行った。

サルフォード埠頭の再生とザ・ラウリー・プロジェクトの経緯

(1)サルフォード埠頭開発地区の経緯

ザ・ラウリー・センターは、サルフォード埠頭開発地区の中心地、マンチェスター・シップ運河沿いのウォーターフロントにある(図1)。英国が世界の工場と呼ばれた時代にマンチェスター・シップ運河は、大型船がマンチェスターと北西部の工業中心地へ帆走するためにリバプールからサルフォードまで約三五マイルの長さに渡って建造された(表1)。一八九四年にビクトリア女王がマンチェスター・シップ運河をオープンさせると、その運河わきのドック

によつてサルフォード埠頭一帯は急速に発展していった。一八九六年に運河に隣接するトラフフォードパーク工業団地に手工業・輸出用織物・機械類の工場が建設され、二〇世紀半ばのピーク時にはそこで七万五〇〇〇人の労働者が働いた。その結果、サルフォード市の人口は二〇世紀初頭までに七〇〇〇人から二二万人へ大幅に増加し、埠頭一帯が景気づいていった。しかし第二次大戦後の産業構造の変化や水上輸送から陸上輸送への移行で埠頭全体が衰退していき一九八三年にサルフォードのドック（船着場）が閉鎖されると、一九八五年に失業率が三〇%以上に暴騰した。

ドック閉鎖前年の一九八一年にサルフォード市では、政府に働きかけて埠頭一帯をエンタープライズゾーン（業務振興地域）（注5）の指定を受け、そのインセンティブを活かして民間投資を呼び込み、一九八五年から一九九六年までに三億四〇〇〇万ポンドが投資された。

サルフォード埠頭再生の鍵は、水辺の景観を活かした基盤整備と文化事業であった。まず、一九八三年にサルフォード市がマンチェスター・シップ運河会社から大部分のドック（約九〇ヘクタール）を取得した。一九八五年にはサルフォード埠頭開発計画を発表し、政府からの助成を受けてそこに放置された倉庫や老朽化した住宅を取り壊して土地を更地にした上で民間のディベロップパーに分譲し、一九八六年には道路の整備工事を開始した。一九八八年にはマンチエスター・シップ運河のドックを清掃し、水に酸素を加えて魚が住める水質に戻した。そして一九九九年にはマンチエスター市中心部からサルフォード埠頭までつなぐメト

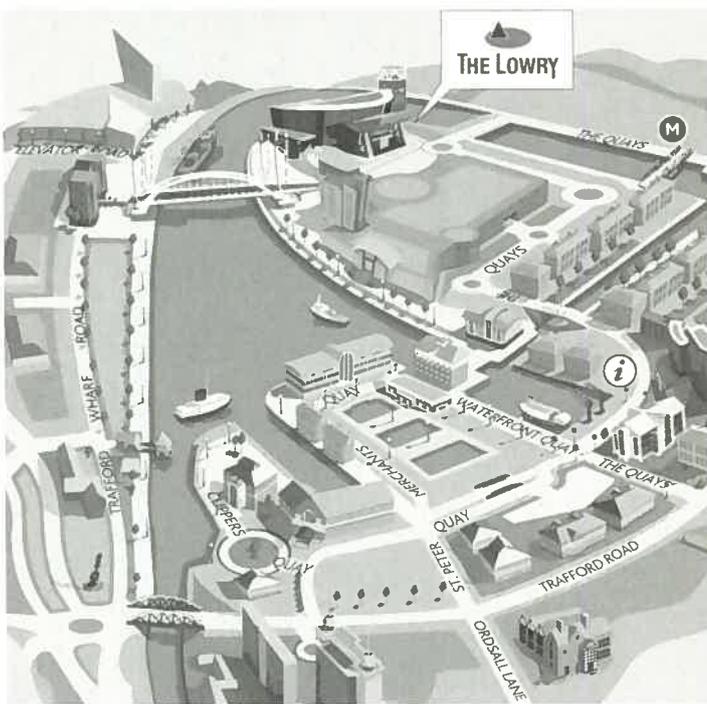


図1 ザ・ラウリー・センターの位置

表1 サルフォード埠頭開発地区の主な歩み

年	出来事
1894	ビクトリア女王がマンチエスターシップ運河をオープンさせる
1952-74	年間に1,600万トン以上の約5000隻の船が運河に碇泊する
1981	サルフォード埠頭がエンタープライズ・ゾーンに指定される
1982	サルフォード埠頭のドックが閉鎖される
1983	サルフォード市はマンチエスターシップ運河会社からドックを取得する
1985	サルフォード埠頭開発計画が発表される 政府から3年間の基盤整備事業に対する補助金の同意が得られる
1986	道路の建設工事が始まる
1988	運河の水質を良くし、魚を放流する 開発方策計画にザ・ラウリー・センターとメトロリンクが提案される
1991	サルフォード市がJ・スターリングにザ・ラウリーの基本計画を委託する
1994	ザ・ラウリー・プロジェクト・チームが発足する
1996	ザ・ラウリー・プロジェクトがミレニアム・コミッションに選定される ザ・ラウリー・センター・トラストが設立される
1997	ザ・ラウリー・センターの建物の建設が始まる
1999	メトロリンクがサルフォード埠頭まで延長される
2000	マンチエスターシップ運河を渡るフットブリッジが完成する ザ・ラウリー・センターがオープンする
2001	デザイナー・アウトレット・モールがオープンする
2003	デジタル・ワールド・センターがオープンする

ロリンク（軽高速交通システム）が延長され、その結果、民間投資によるオフィスビルやホテルなど業務機能の集積が順調に進み、良質な住宅が建設された。

(2)都市再生のためのザ・ラウリー・プロジェクトとトラストの活動内容

二〇〇二年にグレーター・マンチエスター大都市圏では英国連邦の陸上競技会を開催し、それに伴って高速道路を建設し、大規模に都市周辺を再開発してきた。その一連としてザ・ラウリー・プロジェクトはサルフォード八番埠頭に道路や歩道橋、文化・商業・業務施設を段階的に建設した再開発事業である（図1）。特に文化施設のザ・ラウリー・センターは、サルフォード埠頭再開発地区のランドマークプロジェクトとして計画され、芸術と教育、観光を振興するために提案された。

先ず一九九一年にサルフォード市は世界的に有名なジェームス・スターリングとミカエル・ウィルフォード（注6）にザ・ラウリー・センターのための基本計画を依頼したが、一九九二年にスターリングが急死したため、建築家としてウィルフォードが就任した。一九九六年にナショナル・ロットアリー・ファンド（注7）から補助金を得ることが保証されると、サルフォード市は今後中心となつてこのプロジェクトを進展させるには不適切と判断し、同年にザ・ラウリー・センター・トラスト（以下、トラストと略す）を設立させた。

これまでサルフォード市ではマンチエスター市で生まれた二〇世紀の画家LSラウリー（注8）の絵画や素描約三五〇点のコレクションを収集し、小さなギャラリーでそれ

らを展示していた。しかしザ・ラウリー・センターに二つの劇場の他に一つのギャラリーを設けることになつたので、LSラウリーのコレクションを常設展示することを条件にトラストへ無償で貸し出した。

トラストは、施設を建設するためにコンサルタント、経営に関するビジネスアドバイザーを雇い、一九九七年には斬新なデザイン建築物の建設を始め、二〇〇〇年四月にセンターをオープンさせた（図2）。

ザ・ラウリー・センターの使命は、多くの人々に優れたパフォーミング・アート（舞踏芸術）とビジュアル・アート（視覚芸術）に親しむ場を設け、教育や文化活動を通じた新たなコミュニティを創造することである。建物内には二つの劇場があり、毎週オペラ・バレエ・コメディなどが催さ

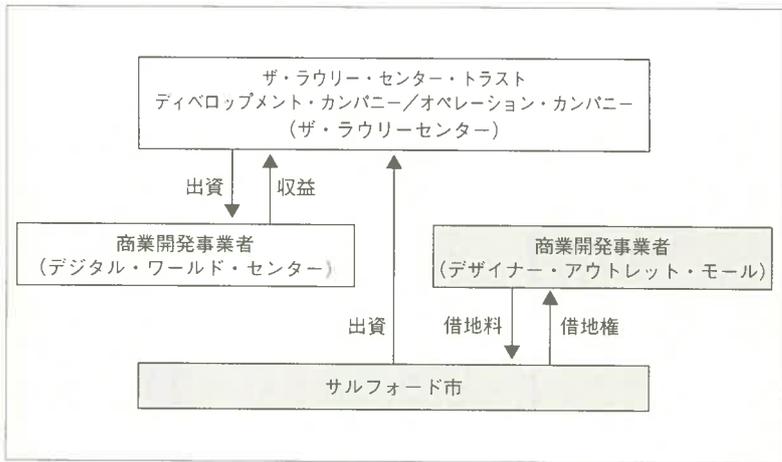


図3 複合事業によるザ・ラウリー・センター・トラストの財源



図2 ザ・ラウリー・センターの外観

れる。また、ギャラリーではLSラウリーの絵画コレクションが展示され、地元の学校と家族連れに人気があり、スタッフが学校教育と連動した美術に関する教育活動を行っている。また家族コーナーでは子どもたちが描いたり、読んだり、踊ったりでき、学習活動を通じたコミュニケーションを取り組んでいる。開館した初年度は、年間一〇〇万人以上が訪れ、今日でも七万人の来館者数を保っている。

(3) ザ・ラウリー・センター・トラストの組織形態と八番埠頭のエリアマネジメント

トラストは教育を目的とする法的なチャリティー団体に登録されているが、その組織形態はとも民間企業で、建物を建設するディベロップメント・カンパニーと、施設を管理運営するラウリー・オペレーター・カンパニーの二社から成り立っている。

トラストの理事会は、サルフォード市職員から三名、ビジネスや芸術に関する経験者四名から構成され、芸術的、教育的な視点から全般的に渡って運営方針を立てる。ザ・ラウリー・センターの管理運営に関してはオペレーター・カンパニーのチーフエグゼクティブ（代表取締役）、ファイナンシャル・ディレクター（財務部長）、コマーシャル・ディレクター（施設管理部長、マーケティング・ディレクター（営業企画部長））が中心となって行っている。特に劇場で催される演目については専属のアートイステティック・ディレクター（舞台監督）により地域社会の期待に応えた質の高いプログラムが組まれている。常勤職員は一二四名であるが、劇場の催し物によっては臨時職員を含めると三〇〇人になる。

トラストでは、開館してから五年で採算

の見合うビジネス計画を立てており、今日では自己収益でほとんどの運営費を賄っている。トラストの経営方法は複数の事業を行い、ギャラリーは無料であることから収入が無いが、劇場の販売チケットや会議室の貸し出し、企業の商業宣伝などから収益を上げている。しかしこれらの事業だけでは赤字なので、外部から収益を持ち込んでいる。たとえば、ディベロップメント・カンパニーと商業開発事業者が共同出資してデジタル・ワールド・センター（注9）を隣に建設し、その収益の五〇％をザ・ラウリー・センターの運営費に充てている。またサルフォード市がデザイナー・アウトレット・モール（注10）の敷地を提供し、商業開発事業者からその借地料を得ることで、間接的にトラストに回っている（図3）。他にもサルフォード市は、無償でザ・ラウリー・センターの敷地を提供し、LSラウリーの絵画コレクションを保管することでトラストを支援している。

(4) 公的資金の投入と事業効果

ザ・ラウリー・プロジェクトの総事業費は一億六〇〇万ポンドに達し、サルフォード埠頭の経済復興に貢献している。表2からサルフォード埠頭全体における仕事数を見ると増加傾向にあり、地域経済に大きく影響を及ぼしていることがわかる。

またこのプロジェクトの成功の要因は、中央政府から多額の公的資金を受けられたことで、その結果として多くの人々に質の高い文化事業を提供することができた。表3からサルフォード埠頭の基盤整備とザ・ラウリー・プロジェクトに対する公的資金額を見ると、一九八五年から二〇〇二年の間で一億四五〇万ポンドに達し、その中

にはナショナル・ロットアリー・ファンドのほかにEU地域開発基金、イングリッツユ・パートナーシップ、ノースウエスト開発公社、トラフォード・パーク開発公社からの補助金が含まれている（注11）。さらに民間資金を見ると二〇一二年までに総額五億五〇〇万ポンドの投資が見込まれており、多くの民間資金を呼び込むことに成功している。これらの投資により住居地区の地価は、ザ・ラウリー・センター建設前では一エーカー当たり約二〇万ポンドであったが、現在は三〇〇万ポンドになっている。

民間と行政との協働によるエリアマネジメント

これまでにサルフォード埠頭の再生とザ・ラウリー・プロジェクトの経緯・トラストの活動内容・組織形態・公的資金の視点から文化政策による都市づくりと地域管理の取り組みを見てきて、以下の三点の特徴が見られる。

- (1) 公的資金の投入と自治体主導の基盤整備
長期的な都市づくりに対する民間投資は大きなリスクである。そこで先ずサルフォード市はEUや政府からの公的資金を受けて主体的に都市基盤を整備し、水辺を生かした魅力的な都市づくりを進めてきた。また具体的にサルフォード埠頭開発計画を策定し、政府へ働きかけてサルフォード埠頭一帯をエンタープライズゾーンに指定してもらったことで、多くの民間企業はサルフォード埠頭の将来性を見込んで新たな都市づくりに投資できたと考えられる。
- (2) ランドマークとなる建物のデザインとコンテンツ

(*予想数)

表2 サルフォード埠頭開発地区における仕事の創出

年	1987	1990	1996	2002	2012
仕事数	255	1,030	4,525	10,000	*8,000

(*予想数)

表3 サルフォード埠頭開発地区における投資の概算

	年間	公的資金	民間資金	合計
サルフォード埠頭開発計画	1985-1996	40	300	340
サルフォード埠頭とザ・ラウリー・プロジェクト	1996-2002	105	105	210
次の10年間	2002-2012	0	*100以上	*100以上
合計 (単位: 百万£)		145	505以上	650以上

ザ・ラウリー・プロジェクトの効果は、人を魅了するセンターのデザインとコンテンツによってサルフォード埠頭に多くの人々を集め、多様な民間投資を呼び込んだことである。現代的な建物の外観は多くのマスメディアに取り上げられ、グレーター・マンチェスター大都市圏を中心に広範囲の民間企業に興味を抱かせた。また劇場では専属の舞台監督により地域社会の要望に応えた質の高い演目を催し、ギャラリーにおいては地元

と縁のある芸術家の作品を展示してセンターの特色を打ち出し、英国中の人々に強い関心を抱かせた。ゆえにザ・ラウリー・プロジェクトは、サルフォード埠頭を再開発するために触媒的な役割を担い、文化施策による新たな都市づくりに貢献したと思われる。

(3) ザ・ラウリー・センター・トラストによる地域管理

公的機関は営利事業を行えないが、民間企業は採算性の悪い文化事業を受託しづら。そこで教育を目的にしたチャリティ団体としてトラストは設立され、民間企業の感覚を持った営利事業を計画し、収益の見込める事業を兼ねることで全体として採算の成り立つ仕組みをつくった。そして開館後には営利事業から収益をあげることで質の高い文化事業と安定した経営を維持することができたと考えられる。

以上のことから川崎駅西口地区で文化政策による都市づくりを展開するには、都市づくりから地域管理まで一貫して取り組む組織体が必要と考えられる。たとえば権利者と川崎市から成るまちづくり協議会を設立し、長期的な都市づくりの事業計画を策定する。そして非営利的な文化事業費を賄うために地元企業と協働して民間非営利団体を設立し、統一管理者として文化ホールの他に商業・業務施設の管理運営を行い、全体で採算がとれる事業を行う。こうした都市づくりから地域管理まで一貫して取り組んだエリアマネジメントが、今後の川崎市においても有効であると思われる。

謝辞 本調査研究を進めるにあたり小林重敬教授(横浜国立大学)並びに高見沢実助教授(横浜国立大学)にご助言を頂いた。

また(財)自治体国際化協会ロンドン事務所と川崎市総合企画局政策部にご助力を仰いだ。ここに記して感謝の意を表したいと思う。なお本調査研究は、平成一五年度大久保忠和考古学研究助成金の補助を受けて実施されたものである。

注1 エリアマネジメントとは、一定の広がりを持った特定エリアについて継続的な都市づくりから地域管理まで一貫した活動のことである。また、「都市づくり」は開発行為に関わる活動とし、「地域管理」とは当該地区の継続的な発展を目指す活動とする。たとえば、六本木ヒルズにおける森ビル(株)や晴海一丁目の(株)晴海コーポレーションは、統一管理者として再開発事業から完成後の共同利用施設の維持管理を一貫して取り組んでいる。

注2 川崎駅西口地区(約二三・二ヘクタール)はJR川崎駅に隣接しているが、老朽住宅団地や大規模工場跡地等の低未利用地で、道路や公園等の都市基盤が不足している。この地区は都市再生緊急整備地域に指定されており、特に大宮町地区(約八・二ヘクタール)では、川崎市・民間企業都市再生機構が連携して商業・業務・文化ホールの複合施設や都市型住宅を建設し、再開発地区計画制度による一貫したまちづくりを進めている。

注3 サルフォード市は、面積約九七キロ平方メートル、人口約二万五千人で、グレーター・マンチェスター(大都市圏)総面積約一三〇〇キロ平方メートル、人口約二六〇万人)内の一自治体である。

注4 被調査者は、Mr. Steve Thorncroft (Property and Construction Director of the Lowry Development Company) である。

注5 エンタープライズゾーンとは民間投資の活用による都市再生を目的とし、一〇年間の限定された期間に商業用資産に対する固定資産税が免除され、エンタープライズゾーン計画に適合する内容の開発行為には高さ三七メートル以上の高層建築物を除き、原則として個別審査無しで計画許可が与えられ、行政手続きの迅速化など、日本における都市再生特別措置法の参考になった制度である。

注6 ジェームス・スターリング(一九二一-一九九二)は英国のグラスゴーに生まれ、一九五六年に設計事務所を設立する。一九七一年にはマイケル・ウィルフォードとパートナーを組み、ドイツのシュトゥットガルト美術館やロンドンのテイトギャラリー(クワッド画廊)など古典主義的な表現をとる一方、モダニズムのテクノロジカルな表現の先駆者として英国でも屈指の建築家である。

注7 ナショナル・ロツタリー・ファンダは国立宝くじ基金のことで、英国政府では、新世紀のはじまりを祝う二〇〇一年の事業としてそれを財源にしたミレニアム・プロジェクトを策定した。それは、英国国内か

ら五つのテーマ(都市の再生、コミュニティの支援、持続的環境の助長、科学技術の促進、教育への投資)に開いて募り、審査の上で適切と認められた計画案に対して補助金を助成する制度である。英国国内で三〇〇〇箇所以上に助成し、その内二七の主要事業に対して一五〇万ポンドから五〇〇万ポンドまでの資金が助成された。

注8 L.S.ラウリー(一八八七-一九七六年)は、マンチェスターで生まれた。彼の絵には工場を背景とした変わりゆく町の風景の中にマッチ棒の様な人々が描かれている。

注9 デジタル・ワールド・センターは、先進的なデジタル技術を開発している中小企業のために六七〇〇平米の最新設備を提供するオフィビルである。ザ・ラウリー・デベロップメント・カンパニーと民間企業が、一億二〇〇万ポンドを出資して共同経営している。

注10 デザイナー・アウトレット・モールは、一万一〇〇〇平米に及ぶサルフォード市の敷地にショップや映画館、レストラン、食料品店などを含んだ商業施設であり、年間三〇〇万人以上(二〇〇一年)の人々が訪れた。

注11 一九九九年五月にイングリッシュ・パートナーシップは、都市の再生と開発のために政府によって設立されたイングリッシュの再生公社で、経済的に衰退している地域を復興させることと住宅を供給することに努めており、サルフォード埠頭では、初期における基盤整備の資金を助成した。またトラフォード・パーク開発公社は、対岸のトラフォード・パーク工業団地とサルフォード埠頭八番地を結ぶ歩道橋の建設費の半額の五〇万ポンドを負担した。

●参考文献
小沼博司・大橋理映、「重工業地帯の再生と創造」もうひとつの都市再生、「平成一四年度政策課題研究」川崎市総合企画局政策部、一〇〇三
財団法人自治体国際化協会「英国の地域再生政策」CLAIR REPORT No.1513、二〇〇四
財団法人都市みらい推進機構「検証イギリスの都市再生戦略」風土社、一九九一
高野昇三「現代イギリスの都市政策」顕堂書房、一九九六
日本政策投資銀行ロンドン駐在員事務所「英国のロツタリーファンダ・ミレニアムプロジェクトによる地域経済の活性化と今後の課題」二〇〇〇
Salford City Council, Salford Quays Milestones 2002, 12.
The Lowry Centre Limited, Your Day at the Lowry, 2002.
ザ・ラウリー・センター www.thelowry.com
ミレニアム委員会 www.millennium.gov.uk

矢上川の再発見

幸区「さいわいリバーウォッチング」から広がる

さいわいリバーウォッチング実行委員会委員長・矢上川で遊ぶ会代表

庄司佳子

●さいわいリバーウォッチング大盛況！

「あつ、カワセミだ！」参加者の双眼鏡が一齐に動く。美しいコバルトブルーのカワセミが姿を現した。

昨年一月三〇日、晴天のもと、「さいわいリバーウォッチング・かるがも探鳥会」が実施された。川辺の探鳥会としては大人数の六〇数名という参加者が、一〇名ずつの小グループに分かれ、講師の説明を熱心に聞いている。参加するのは、地域の小学生から大人と幅広い。

さいわいリバーウォッチングは、二〇〇三年度からはじまった事業。幸区の魅力ある区づくり推進事業のひとつとして、区民による実行委員会が企画し運営している。幸区の自然を活かし環境学習を推進する目的で、区内を流れる矢上川にスポットをあてた事業である。二〇〇三年度は、月に一回、二回の実行委員会、事前打ち合わせ会、現地打ち合わせ会を経て、年三回のイベントを実施した。

私は、矢上川で活動する「矢上川で遊ぶ会」から実行委員会に参加し、連携している。矢上川で遊ぶ会が過去に行ってきた

さまざまな事業を参考に、初年度は多くの区民に幸区の自然の魅力に触れて身近な矢上川を再発見してもらうことを目標にした。

●体験を通して川と親しむ

夏は、矢上川に入つての底生動物の採取や、追いこみ漁や投網による魚調査「矢上川生きもの調査」。冬は、たくさんの野鳥が訪れる矢上川の魅力を活かしたバードウォッチング「かるがも探鳥会」。子育てで有名なカルガモにちなんで、親子で来て欲しいと名づけられた。春は、芽吹き、花開く野草の可憐さ、たくましさを観察し、最後には野草の天ぶらをそばとともに食すという「野草観察会」を実施した。いずれも体験型のイベントだ。

どれも大好評で、「来て、触れてみたら、とってもいい川だ。大事にしたい」という新しい矢上川ファンを増やし、区民の中に矢上川の存在を知らせることが出来た。

参加者に満足してもらええるイベントを実施できたのも、小人数のグループに分かれ、そこに一人ずつ講師がつく、というさいわいリバーウォッチングの編み出した方法が決め手だ。自然をかき乱さない人数、てい



2004年11月「かるがも探鳥会」。「天気も最高、野鳥も最高、スタッフの心遣いもベスト」とうれしい参加者の声も。

見川流域ネットワークキング、矢上川で遊ぶ会との連携のたまもの。地元の自然を良く知った豊富な講師陣、学生スタッフの協力が得られているからである。また、国土交通省京浜河川事務所とも連携し、資料提供などをしていただいている。

二〇〇四年度は、前年度の実績をもとに、さらにステップアップした取り組みとした。そのひとつに、川崎市立塚越中学校一年生の学習で、矢上川の自然について話し、質疑応答するという環境学習協力を実施した。部活や受験で忙しい中学生にも、ぜひ区内の自然に親しみ、自然を守っていく意識を持ってもらいたいと、実行委員会は意欲的に受け入れている。地域振興課が、連携の要となつている。

個人的には、区から流域へと視野を広げた活動、特に流域の中原区・高津区・宮前区との連携や、歴史など他分野との連携などをとり入れ、活動をより深め、広めていきたいと考えている。

流域とは、降った雨が一つの川に集まる範囲のこと。流域という視点では、鶴見川流域水マスタープランの実現が欠かせない要素となる。国土交通省が中心となり、各地方自治体、流域市民、流域事業者による、流域という単位での水循環の健全化を目指したプランが二〇〇四年八月にスタートした。平常時に川に水が流れない現在の状況。緑地の減少による湧水の枯渇や雨水氾濫に

●連携がキーワード

一日のイベントに六〜八人という豊富な講師陣をお願いできたのは、NPO法人鶴



「矢上川に入るのははじめて。とっても楽しい！」2003年夏、「生きもの調査」で魚とりをする子どもたち

よる都市型災害の激化、水辺とのふれあいの場の減少、多くの課題を総合的に組みなおす画期的なプランだ。さいわいリバーウオッチングの果たす役割も大きいと考える。

● 矢上川が変わる

呼応するようにして、矢上川の源流では、「犬蔵一号公園」が今年秋に完成する。そこに至るまでは、犬蔵土地区画整理組合、川崎市、NPO鶴見川流域ネットワーキングの協働がかかせない。昨年から、管理作業も進行し、九月のクリーンアップ、一月の植樹祭が実施された。

五反田橋上流側の堰には、神奈川県川崎治水事務所により魚道が設置される。オイカワが上流を目指して矢上川を上る日も間近だ。上野川橋上流では、鶴見川流域水マスタープランモデル計画のひとつとして川崎市により三面コンクリートの底をはがす試みと観水階段の設置、災害時用のポンプ車が矢上川の水を吸い上げることができるよう階段を設置するなどの画期的な取り組みが実施される。

川崎市内鶴見川流域の湧水調査が今年度行われたが、矢上川流域にはまだ豊富な湧き水も多数あり、枯湯寸前の貴重な湧き水も多い。本来は、これらが矢上川の平常時の水量を豊かに支えるはずのものだ。調査に参加して流域を歩いたが、流域市民の暮らしが水に直結している姿をつぶさに見ることができ、感激した。私たちの生活がいかに自然の水と切り離されているかに、あらためて驚いた。

● いろいろな形で、矢上川の魅力を発信しよう

矢上川流域は、知れば知るほど、面白い。

奥が深い！また、流域という単位は、かつては自然に行われていた、大地のどこほかに沿って暮らすという古くて新しい視点を私たちに与えてくれる。私の所属する矢上川で遊ぶ会では、湧水探検隊や、流域歩き、犬蔵一号公園活動を通して、流域の魅力を広めていきたいと考えている。

矢上川で遊ぶ会の活動も、早いもので来年で一〇年になる。野草観察に端を発し、クリーンアップをしたのがきっかけとなり、近隣の川崎市・横浜市住民が集まり発足したのが一九九六年四月。

月二回の土曜日に定例会を行い、一回は鶴見川との合流地点、鷹野大橋下の「ミクリわんど」のクリーンアップと生きものの観察、もう一回は野草・魚・鳥の自然観察会、クリーンアップ、流域探検を中心に活動している。子どもたちが遊べる水辺を創出したいという思いから、遊ぶ会と命名した。

近隣の小学校の総合学習などに協力し、矢上川・鶴見川の生きものや環境についての学習のお手伝いもしている（二〇〇三年度「コカコーラ環境教育賞奨励賞」を受賞）。ここで一番に伝えたいことは、自然・生きものとの共存ということ。暮らしやさまざまな学習の一番根っこ部分を支えるものだと考え、矢上川で遊ぶ会では、環境学習を大変重要な活動として位置づけている。暮らしの中から、環境について考え行動する人を増やすことは、さいわいリバーウオッチングの目指す環境学習と合い通じる。

さいわいリバーウオッチングによって、新たな矢上川ファンが生まれた。この事業が地域の人的・物的資源を掘り起こし、つなぐ場となることを願っている。

「地域資源」としての公園を活性化するには

環境局緑政部中部公園事務所主査

荒井康弘

はじめに

昨年の等々力緑地は、二年越しの「川崎フロンターレ」のJ1昇格で話題になることの多い一年でした。前シーズン勝ち点1点でJ1に届かなかったチームとサポーターが一丸となって今シーズンJ1復帰を果たしました。このようなチームの活躍は「川崎」の名がマスコミなどを通じて全国に発信され、チームを応援することにより市民の一体感が醸成されるなど地元にとっても大きな成果がありました。「川崎フロンターレ」のがんばりは、「川崎」のイメージアップや、市民の地元「川崎」への愛着が増すことなどの効果があり、J1においてもチームが上位争いに加わるような活躍が期待されるところです。

今後は対戦カードが増え、各試合開催時に多数の観客が来場することによる交通渋滞が予想されることから、その対策が課題のひとつとなっています。試合観戦を楽しむに來場する方々に気持ちよく観覧して帰宅いただけるよう、等々力緑地内の施設管理や駐車スペースの確保また交通情報の提

供など、スムーズな運営を確保していくための方策を関係機関と協議し、対応していかねければならないと考えています。

●公園事務所の業務について

中部公園事務所は、市内に四か所ある公園事務所のひとつとして、幸区および中原区内の公園と街路樹の管理を担当し、市内約一〇〇〇か所の公園のうち約一八〇公園を受け持ち、公園の除草清掃、施設や遊具等の管理のほか、公園内での催し物を行う際の使用許可、運動施設の利用受け付けなどの業務を行っています。近年、公園事務所で管理する公園の数は、マンシヨンの建設に伴い新設される公園が「提供公園」として管理を引き継ぐことが多いため、毎年増加する傾向にあります。

維持管理に関する苦情や要望は、毎日のように寄せられますが、その数は市内全域で年間約四〇〇〇件にもほり、終日その対応に追われることが少なくありません。その主な内容は樹木の剪定、遊具の補修、ごみの不法投棄による片付け、ホームレスやたき火への注意など多岐にわたっています。

樹木の剪定に際しては、高木の下枝上げや株物の刈込みを行い、見通しをよくするなど公園を明るく危険のない場所として管理することも心掛けています。このように多くの公園を管理するため、公園事務所としては、限られた人員と予算の中で、いくつかの公園をまとめて処理して効果を上げるよう努力を続けていますが、どうしてもすぐに対応することができず、しばらくして再度催促の電話がかかってくることもあります。

年々増えていく公園を、安全で快適にそして緑豊かで潤いのある場所となるように対応しておりますが、公園事務所の努力や工夫だけでは限界があることも事実です。そこで、市民の方の協力が必要になってくるわけですが、現在においても、公園緑地や街路樹に関する愛護活動や協定による自主管理花壇活動、さらには地元公園利用者の管理運営組織による維持管理活動など、公園を地域の財産として大切にしていく意識を高めていくための様々な取り組みが続けられています。たとえば利用されにくくなった公園に花壇をつくることにより、かつての魅力ある公園が復活したという事例もあり、これらは「公園活性化」のための有効な方策のひとつとして、より広げていく方向で検討されています。

●これからの公園のあり方

これからは、いかに地域の財産としての公園の価値を保ち高めていけるか、市民と一体となった管理を行っていく機会や仕組みを設定していくことが必要です。そのことにより、公園を良好な状態に維持していく当事者としての意識も芽生えていくので

はないでしょうか。

また、少子高齢化や余暇時間の増加などライフスタイルの多様化に伴う公園の利用方法の変化（運動施設の増設やバーベキュー場や犬の運動場などの設置要望が近年増えています。）など社会情勢の変化に対応した新しい公園利用のあり方についても、様々な方法を模索しながら、かけがえのない「地域資源」である公園を地域の環境浄化の場のひとつとして有効に活用していかよう努力していきたいと考えています。



公園の市民自主管理

地域力の重要性

新潟県中越地震被災地の取材から

共同通信社横浜支局川崎通信部

渡辺真衣子

昨年、夏の集中豪雨に相次ぎ大地震に見舞われた新潟県中越地震被災地を数回取材する機会があった。合計約三週間という短い期間ではあったが、災害時における「地域力」の重要性を改めて感じた取材だった。現在、多くの自治体で災害対策の見直しや強化が図られたり防災シンポジウムが開かれたりしている。そうした行政力や個人の防災意識とともに、住民同士が助けあう「地域力」をいかに高めるかも川崎市など大都市の災害対策の大きな課題の一つだと思う。

中越地方の密接なコミュニティからなる「地域力」は避難生活の様々な場面で発揮された。腰を抜かして逃げられない高齢者や倒壊した家屋の下敷きになった人を地域の人たちが捜した被災直後の救出劇のほか、大災害に十分に機能できない行政を支える役割を果たしたのも地域のつながりだった。各地域代表の「総代」を中心に班長各家としっかりとまとまった枠組みがあり、災害情報の周知徹底、避難状況の把握、地域ニーズを自治体に伝えるなど役割を担った。

長引く避難生活で孤独死防止や復興にむけての「地域力」がこれから果たす役割にも期待が寄せられている。中越地震被災地では老人の孤独死が相次いだ阪神大震災を踏まえ、なるべく集落毎に仮設住宅に入居できるように配慮され、集会所も設けられた。長岡市内の山古志村仮設住宅では一人暮らしの高齢者をみんなで支えようと家族向けの部屋の間にお年寄りの部屋を混ぜた。集会所では定期的に集落が集まり、長引く避難生活での疲れを癒やしたり復興へむけて励ましあったりする場になっている。

取材の先々で被災地のコミュニティの力に感心すると同時に、目の前の災害状況を都市部での自らの生活に当てはめると、ほとんど地域のつながりのない都市部での生活に危機感も覚えた。中越地震でも取り上げられた避難所でのプライバシーのない共同生活のストレスや車内生活からくるエコノミー症候群などの問題も地域のつながりが希薄になりがちな都心のほうが深刻になるだろう。被災地を狙う不審者への警戒も住民同士の顔が見えない地域では難しい。とはいっても都会の地域性を考えると、雪

かきや農業を通じて長年多くの地元の人達が培ってきた中越地方と同じような地域力を多種多様な人たちが入り交じる社会で培うのはなかなか困難だ。そんな中、二〇〇四年度の消防白書では事前に登録したお年寄りを災害時に地域の住民団体がおんぶをして運び出す「おんぶ隊」の取り組みを紹介している。中越地方の近所同士の助け合いとは異なるが、都会の現状を考え登録制を取り入れたこれも地域住民が助け合う「地域力」の一つだろう。

昨年二月のインタビューで、危機管理アドバイザーに就任した大貫啓行さんも阪神

大震災の教訓として「近所のパワー」を挙げ、「警察や消防の対応力を越えた被災地で住民を助けた地域のつながりが大事。近所付き合いが希薄になりがちな川崎のよう大都市でもPTAや商店会地域の団体などを活かし川崎らしい地域の連携の方法があるはず」と語った。大都市の中でも南北に広がり南部の臨海部の工業地帯、北部に新興住宅地など異なった状況を抱える川崎市。社会インフラの耐震強化などハード面の災害対策はもちろん、それとともに川崎市の『地域力』強化というソフト面での対策も必要だと感じた。

バックナンバー紹介

政策情報かわさき14号特集

【特集】 これからの地域福祉を探る／共創的市民福祉社会の構築へ向けて

◆（リレートーク） これからの地域福祉を探る ●（千葉大学教授 大森彌氏に聞く） 社会福祉基礎構造改革の意義／契約への転換が意味するもの ●（武蔵野女子大学教授 三浦文夫氏に聞く） 地域福祉を考える意義／地域福祉計画の策定をきっかけとして ●（法政大学法学部教授 武藤博巳氏に聞く） 市民活動支援の意義／市民が市民を支える相互支援 ●（リレートークを終えて）（編集部）

●「共創的市民福祉社会」の実現に向けて／地域福祉ネットワークの構築（小板橋厚） ●新たな企画と協働による地域福祉計画の策定に向けて（佐田東等） ●福祉を担う市民の現場から／地域におけるコミュニティ・ビジネスの可能性について（湯東玲子）

◆市民が市民を支えることで作り出す地域の介護力、育児力／川崎市事例22から ●（高齢者①川崎区）「おおひん地区まちなかほっとライン・高齢者交流センター」 ●

川崎区「ハナさんハウス」 ●（中原区）「つきやま会・つきやまサロン」 ●（高津区）「あけぼの会」 ●（宮前区）「すずの会」と介護雑誌「タッチ」 ●（多摩区）「コスモスの家」 ●（特定非営利活動法人秋桜舎） ●（麻生区）「ワーカース・コレクティブあい・あい」 ●（子ども①幸区）「子育てサークル「たつこの」」 ●（中原区）「子育てネットワーク紫陽花」 ●（高津区）「フリースペース「たまりば」」 ●（宮前区）生活クラブ・子育て協同センター「すきっぷ」 ●（多摩区）「特定非営利活動法人 ままとんきつず」 ●（麻生区）国際子育てクラブ「ファンキーキッズ」 ●（障害者①川崎区）「あおぞら共生会」 ●（川崎区）精神障害者地域福祉作業所「サボン草作業所」 ●（幸区）精神保健ボランティアグループ「フレンド93」 ●（中原区）「社会福祉法人 しいの実会」 ●（多摩区）「社会福祉法人 なごみ福祉会」 ●（麻生区）「障害者地域作業所「映像工房へり」」 ●（その他①幸区）「滞日外国人と連帯し支援する会「カラカサン」」 ●（宮前区）「福祉ネットワークみやまえ」 ●（市内）「特定非営利活動法人 グループ・ピポ」 ●（取材を終えて）福祉概念のパラダイム転換／制度が規定する福祉から、地域社会が構築する福祉制度へ（編集部）

新ものづくり
ベンチヤーズの時代

有限会社 伊藤工業

財団法人川崎市産業振興財団
産学連携推進課 桜井亨

車椅子用の体重計から国内外の研究所、研究室のいろいろな実験・試験装置などあらゆる分野の機械を設計、開発する有限会社伊藤工業を紹介します（写真1）。

●研究者の駆け込み寺

川崎市高津区野川に奈良時代建立の影向寺（ようこうじ）があり、ここに程近い矢上川沿いに、研究者から研究装置開発の「駆け込み寺」と呼ばれる会社がある。「ここは工場ではなく、工人、なんです」と語る有限会社伊藤工業社長の伊藤直義氏は、昭和五八年に幸区で創業したが、平成元年に社屋の建設を機にここに移転してきた。

お客さんから「こんなものが欲しい」という形にならない要望を聞き取って、それを基に設計し、機械や装置を開発してしまふ伊藤社長は、機械づくりの頭脳と職人技をあわせ持っている。これまででその「想いを形にした製品は、百数十種類を超え、それに改良開発を含めると二〇〇種類にも上るといふ。

研究者等が理論的に可能と分かっている

から自分では実証データが得られず、困ったあげく、人づてに同社の噂を聞いて、門をたたくてくるのだという。

筆者が開発現場をのぞくと旋盤などの工作機械とともに、所狭しと開発中の装置や機器類がたくさん並んでいた。この日は、出荷を待つ「全自動で潤滑油の粘度を測定する検査装置」が梱包されようとしていたのが印象的だった。また、その奥には、ちよつと小ぶりの「レコードのジュークボックス」があり、最終段階のアームの調整が行われていた。この「ジュークボックス」は、真空管を使った本格的なもので東洋化成株式会社（横浜市鶴見区）が製造する直径一二センチの小さなレコードを自動演奏させる装置で、まもなく展示会用に出品されるのだという。

●工人誕生

機械、電気、化学の知識を組み合わせ、機械を次々と生み出す秘密は、伊藤社長の幼少時代に遡る。「私は普通の小学生とは変わっていて、親がオモチャや時計を買ってきてくれると、壊れるのを心待ちにしていたのです。壊れればしめたもので、バラバラに分解して、組み立て直したりすることが大変楽しかったんですよ」（伊藤社長）と、幼少のころからオモチャや時計の中身を「オモチャ」にしていた。また、機械仕掛けで動くものが面白くてたまらなかつたそうである。

「私が子供のころは、学校の行き帰りに、近くのうどん屋さんでうどんを握ねる機械が動いている様子や、橋の架け替え工事やどうやって橋を架け替えるのか、どんな機械を使っているのか、周辺に見ることが

でき、大変興味を持って見ていました。さらに、当時の機械はよく故障して、機械をバラバラにして修理をしている人の隣りでその様子を見ることができました。そんな光景を毎日見っていたので、自然と機械、モノづくりに興味を持ったのです。」

中学卒業後、迷わず工業高校に進学、その後、大手重電機メーカーに就職した。そこで、五年ぐらい水力発電所の水車の設計に携わり、何度も黒部ダムに出張するなどして、設計の基本、材料や加工の基本を学ぶことができた。

その間、仕事を終えると大学で経営学を学んでいましたが、そこで、転機が訪れた。大学で知り合った火災報知器メーカーの社長から、将来独立するならばと、火災報知器の工事を紹介され、昭和四五年に退職、火災報知器の工事を始めたのであった。ちよつと高度成長期で仕事の依頼も多く、当時は多忙を極め、夜中まで仕事をやる日が続いたそうである。

一方、父親は六〇歳に定年となつてから、ボール盤を二台買って、自宅で穴あけなどの部品加工をはじめていた。その様子を見て、昔から機械をいじるのが好きだったことを沸々と思ひ出し、「注文で機械をつくる仕事をしよう」と、特に当てがあつたわけではないが、工事の前の仕事を辞め、独立を決意した。

友人から「そんなサーカスみたいなことはやめて、ちゃんとした親会社を決めて、そこから仕事をもらつてやるのが仕事だよ」と言われたが、その当時の胸の内は「作ったものが形になり世に出れば胸を張れるのだ」といふ思いが大きかつた（伊藤社長）。独立しても仕事はあまりないので、何か

製造工程で困っていることはないかと高校時代の友人の工場を訪ねまわつた。東洋化成（株）の訪問もその会社の一つである。最初のころはよやく機械の修理、部品の加工など受注したものの、売上げがたつた三万円という月があるなど、必ずしも順調とは言えないスタートであつたとのこと。しかし、「人間は世のために働けるのは一〇年程度しかなく、それは人によつていつ訪れるかは分からない。自分にはまだその時期が来ていないのだ」と自分に言い聞かせながら一日一日を大切に、努力を積み重ねた。

そうしているうちに、「こんな巻き線機をつくつてくれないか」など、いくつか注文がよやく入るようになり、少しずつ軌道に乗つてきた。

設計図なしでもポンチ絵程度の図面で注文を聞き、「あなたが実現したいのはこういうことではないですか」と提案し、それを製品として具体化してきた。

伊藤社長は、「お客さんの要求性能を一〇〇とすると、費用は九五、性能は一〇五を目指して提供する」をモットーに取り組み、特に、今まで誰もやつたことが無いものやできなかつたという難しいテーマがあるとワクワクして、それを実現することが何よりも喜びなのだといふ。

●あらゆる分野の機械づくりのお手伝い

最近手がけたものを紹介すると、「恐竜ティラノサウルスの頭部の支持フレーム」がある。これまでは、恐竜の口を固定するために、上顎と下顎の間に目障りな支柱が不可欠であつた。これを何とかして欲しいということで、支柱がなくても、口を開けた状態で保てるフレーム構造を開発でき、無事、展覧



写真1 伊藤社長（右）とシャボン玉発生装置を持つ逸藤さん（左）



写真2 恐竜の写真（同社のHPから）



写真3 車椅子体重計（同社のHPから）

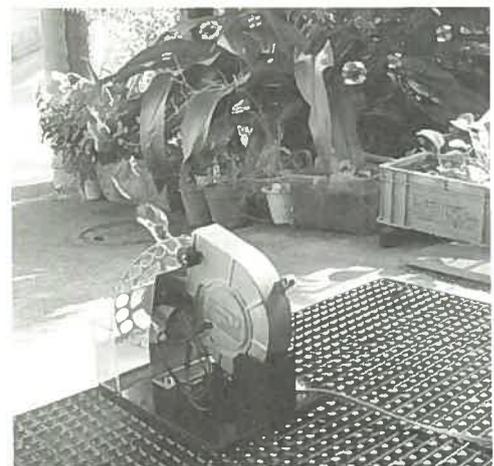


写真4 シャボン玉発生装置（同社のHPから）

会に出品することができたという。(写真2)

また、イベントで、「大量にシャボン玉を飛ばしたい」という依頼があつて、一々五センチメートルぐらいのシャボン玉を連続で発生する装置を開発した。大量にシャボン玉が出るようにと、噴出し口にスプリングを使ってみたり、円盤状の板にギザギザの穴を開けて吹き付けてみたりと、試行錯誤を何度も繰り返した。シンプルな構造にまとめた労策である。また、毎月、オーダーが舞い込んでいる商品である(写真4)。

車椅子に乗ったまま体重を計りたいという要望から、車椅子で乗れる体重計(写真3)も開発し注目を集めた。自社製品としてインターネット販売している製品は、生産現場で重宝されている「エア駆動圧着端子カシメ機」、「携帯コンロ用ガス詰替えバルブ」は登山家に愛用されている一品でもある。

そのほか、あげれば枚挙に暇が無いが、ベルト研磨機、水中での光合成計測装置、宇宙空間での訓練機器、燃料添加剤性能評価装置等生活用品から航空宇宙分野まであらゆるものを手がけている。まさに、機械づくりの達人である。

●モノづくり・人づくり

幅広いジャンルの開発をさらに広げたのは、三年ほど前に入社した遠藤豪人氏の存在である。美大出身の同氏は、大手カメラメーカーの開発部門にいた経歴を持つ。就職してはじめてのボーナスで旋盤をかうぐらい、モノづくりに喜びを持つ人である。そこに、同社のホームページが目に入り、同社に迷わず飛び込んできたという。

こういう青年が現れたことに目を細めながら、自ら励を磨くことを説いている。「勘は

当てずっぽうではない。様々な経験を積み、努力すれば必ず到達点にワープできるようになる」という。「現状では、日本の技術では、性能の良い潤滑油がでず米国の添加剤を加えて売り出している。機械についても同様に、肝心なところはアメリカ、ドイツのものを寄せ集めてこないといけない。それに勝てるような人を育てていかないといけない。そのためには小さいころから、モノづくりに興味が湧く環境づくりが必要であり、子どもたちの理科離れを防ぐためには、現場を見せること」だと伊藤社長は言う。

子どもたちが「どうやってつくるのか」という興味や疑問が生まれる環境をつくるのが何よりも大切だと、伊藤社長はさらに力説するのであった。

企業の事業化、大学の研究シーズ具体化のエキスパートとして期待されている。

会社名 有限会社 伊藤工業
所在地 〒二一三〇〇二七 神奈川県川崎市高津区野川三七三〇一六
ホームページ

<http://www.iodn.ne.jp/~koujin/>
TEL 〇四四一七六六一五一一
FAX 〇四四一七六六一八三九一
設立 昭和五八年八月二六日
資本金 三〇〇万円
従業員 五名

代表取締役 伊藤 直義
事業内容 化学試験装置、製造設備機器、医療機器器具等小型、中型、機械・装置の開発・設計・製作・販売、部品加工、組立加工、各種機械の改造の受託

川崎市政日誌

(2004年1月～6月)

一月九日

神奈川県、川崎市などは直下型地震などで首都圏が被害を受けた際の復旧拠点となる「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点」の整備基本計画を発表。

麻生区の小田急線新百合ヶ丘駅近くに二〇〇七年四月移転を計画している昭和音楽大学（厚木市関口、五十嵐喜芳学長）の新キャンパスの概要が発表。大ホールをアマチュアグループの演奏発表の場などとして地域に開放の予定。

一月二日

市は「成人の日を祝うつどい」を開催。新成人代表の男子学生が土足で舞台上立ち上がり、「こんな成人式望んでいない」「政治家の宣伝の場だ」などと批判。

一月三日

市は、京浜臨海部における国際環境特別区構想の実現を目指して、専門的な立場から助言などをする国際環境施策参与に「元環境庁地球環境部長でNPO法人「環境文明二一」代表理事の加藤三郎氏と国連環境計画金融イニシアチブスペシャルアドバイザーの末吉竹二郎氏を選任。

一月五日

市は、宮前区の白幡台地区と、多摩区南生田・麻生区高石地区を巡回するコミュニティバスの運行実験を開始。

一月六日

市は、二〇〇二年度末で閉鎖した市営鷺沼プール跡地の運動広場・公園ゾーンに、

国際試合にも使用できるフットサル場を整備する方針を発表。整備・運営は川崎フロンターレが行う。

一月二〇日

市は、市制八〇周年にあわせたシティセールスの一環として、記念のロゴマークを作成。職員の名刺や市の広報物などに用い、八〇周年機運を盛り上げる。

一月二一日

市は、ミュージア川崎シンフォニーホールへのファンをすそ野を広げ、運営を軌道に乗せるため、「友の会」を発足。ホールの事業を資金面で支えるホール・スポンサーとともに募集を開始。

一月二四日

川崎市民が三年間かけて構想を練り上げてきた臨海部・東扇島東緑地の整備計画がまとまり、市産業振興会館で発表が行われた。東緑地は一五・八ヘクタールで、国の基幹的広域防災拠点として整備され、平成一九年度から物流コントロール拠点として機能する予定。

一月二六日

市は、累積赤字が六二億円に及ぶ川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル(KCT)株式会社」の再建問題で、横浜地裁川崎支部に同社の破産を申立。市は同時に破産処理で港湾機能の停止を防止するため、財産の保全管理命令申立をし、同支部は命令を出した。

二月一日

市の危機管理アドバイザーに元警察庁国際部長の大貫啓行・麗澤大学教授が就任。

二月一〇日

市長は、二〇〇四年度の当初予算案を発表。一般会計は五二〇九億七百万円で二年前ぶりに減少。下げ幅は、過去最大の五・〇%で、一部の市債を特別会計へ変更し

た影響を除いても過去二番目の二・一%減という緊縮型予算に。市制八〇周年にあわせた魅力発信のための各種事業や福祉および環境分野での新産業創出に重点を置く「踊るこころ芽だし予算」としている。

二月一五日

第四期川崎市外国人市民代表者会議の最後の会議が開かれ、一年間にわたる調査・審議を踏まえ、教育、市制参加、住宅など五項目にわたる市長への提言をまとめた。

二月一七日

市の大木社一外部監査人は、平成一四年度の市教育委員会を対象とした監査結果報告書を市長に提出。

二月二〇日

市は、二〇〇三年度から導入したコスト削減奨励制度(メリットシステム)の成果をとりまとめた。市債発行時の経費節約など、計二六件の提案を基に総額二億二千五百万円の節減が図られ、そのうち〇四年度予算に五千五百万円を担当局の自主予算として財源配分された。

二月二七日

市環境保全審議会(座長・原田尚彦東大名誉教授)は、市長に循環型社会を目指した行動計画など三案件について答申。うち、行動計画に関する答申では、施策立案に際しては、排出抑制、再利用、再利用の「ごみの三R」を基本にすることや、着手すべき対策として五年後をめぐりにした新たな減量目標値の設定や、分別収集の拡充など十項目を掲げた。

三月一日

川崎の観光情報を提供する案内所がJR川崎駅東西自由通路にオープン。

三月三日

JR川崎駅東口に大規模商業施設「川崎ルフロン」が新装オープン。

三月六日

財団法人かわさき市民活動センター主催の「市民活動センターフェア」が市中小企業・婦人会館で開催。ワークショップで市民活動の進め方などについて考えたほか、「市民活動って何だろう」と題した講演も行われた。

三月八日

市教育委員会は、包括外部監査報告に対する事務事業改善プランを発表。事務局内に実行と検証のための対策会議を設置し、弁護士らモニタリングアドバイザーの助言を受けるほか、九月をめどに市民ミュージアムの方向性を提示する。

三月二二日

高津区役所は、日曜日である当日、午前一〇時～午後三時まで区民課窓口を臨時に開け、転出入手続きや印鑑登録、外国人登録などの業務を実施した。麻生区役所は四月一六日までの月曜日と金曜日、窓口案内サービスを行う区民ポランティアを配置することを決定。

三月二四日

いすゞ自動車は、閉鎖が決まっている川崎工場用地の約半分を、家電量販店のヨドバシカメラへ売却することを発表。新日本石油などが出資するベツトリバースは、使用済みペットボトルをリサイクルする国内初の完全再資源化工場を稼働。

三月二五日

市青少年問題協議会は、市長に「地域コミュニティにおける青少年活動の推進とこども文化センターのあり方」と題する意見書を提出。

三月二六日

市子ども会議のメンバーは、市長に街や

学校のあり方、大人や先生、子どもの権利条例などについての意見等をまとめた提言書を提出。学校の防犯体制の強化や、指導力不足の先生の指導、同条例の周知徹底などを求めた。

市中央卸売市場開設運営協議会（会長・増井好男東京農大教授）は、市長に南部市場の活性化策について答申。市民生活への影響などから南部市場の存続の方針を示した上で、取引の見直しや運営の効率化、北部市場への機能の一部集約化を求めた。

三月三〇日
市北部の多摩丘陵地に広がる生田緑地の将来像について協議してきた生田緑地整備構想検討委員会（委員長・糸井孝雄職業能力開発大学教授）は、「人間回帰の場の創造」を目指し、同緑地を「中央」「向ヶ丘遊園跡地」「ゴルフ場」に三区分別して整備する構想を市長に提出。

四月一日
市は、家庭系粗大ごみ収集有料化や下水道使用料値上げなどを実施。

市は、局長級二二人、部長級一三六八人、課長級三九六人の幹部職員の変動を発令。行財政改革の推進や活力ある市民生活の創造、安心都市づくり、区役所機能の強化、執行体制の強化に向けた担当部署の新設等が柱。

市は、全国の政令市で初めてインターネット利用の電子入札を全面導入。競争原理を働かせるための一般競争入札枠拡大や、談合など不正行為に対する罰則も大幅に強化し、業務効率化と契約の透明性を確保し、最大で二割程度のコスト削減を目指す。

市は、行財政改革プランの新人事評価制度導入の方針を受け、部長級以下の全職

員を対象に業績評価を中心とした人事評価制度を試行的に開始。

四月五日
川崎区の京急川崎大師駅前に川崎大師観光案内センターが新設。

四月六日
市の人口が一三〇万人を突破。

四月七日
宮前区にある鷺沼プール跡地の広場の活用策について広場検討委員会（柴原忠男委員長）は、市長に基本構想案を提出。

四月一〇日
県は、右肩上がり人口増を前提とした市街化区域と市街化調整区域の「線引き」を見直し、市町村の意向を踏まえて弾力化する方針を固め、次期見直しに向けた検討作業を開始。

四月一六日
市は、迅速な情報提供や大災害時の対応などを明記した「危機管理対処方針」を公表。

四月一八日
市が進める「音楽のまちづくり事業」で、音楽教育機関や文化団体、関連産業、メディアなどによる「音楽のまち・かわさき」推進協議会の設立総会を高津区の洗足学園音楽大学溝口キャンパスで開催。

四月二一日
市は、地方自治法の一部改正に伴う指定管理者制度の導入を受けて、公の施設の管理運営者にかかわる方針を決定。二〇〇五年度末までに現在計約一七〇ある公の施設の指定管理者を定める予定。

四月二七日
「アートコースづくり隊」のメンバーは、川崎駅周辺の立ち寄りスポット約六〇箇所を盛り込んだ九つのアートコースを紹介したガイドブック「かわまに」を一万

二千部作成。

四月二八日
市環境政策審議会（会長・横山栄三元国立公衆衛生院院長）は、市長に二〇〇三年度版環境基本計画年次報告書にかかわる答申書を提出。大気汚染低減のために公共交通優先システムを導入・拡大することや屋上緑化へのきめ細かな対応、環境教育における市民意見の施策への反映などを求める。

四月三〇日
市マイコンシティ栗木地区事業審査委員会（委員長・鈴木真生副市長）が開かれ、精密機器企業等計七社が新たに入居することが決定。

五月一日
川崎大師平間寺で二五〇年以上前から続く一〇年に一度の大開帳が開始。

五月一〇日
市地域福祉計画策定委員会（委員長・三浦文夫武蔵野大学名誉教授）は、参加と協働を理念とする二〇〇四年度から向こう五年間の地域福祉計画案をまとめ、市長に提出。

市長が整備した野宿生活者（ホームレス）一時宿泊施設「愛生寮」が開所。

五月一一日
市長は中国・上海を訪問し、上海市と環境技術交流などを行う協定に調印したほか、上海交通大学（謝繩武学長）を訪れ、環境保全技術交流など四項目からなる提携書に調印するなど、トップセールスを展開。

五月二二日
市総務局は、市民サービスの向上を図るための「目指すべき職員像」をはじめ、明文化した職員に関する人材育成基本計画を公表。

八都県市首脳会議（首都圏サミット）を都市センターホテル（東京都千代田区）で開催。

五月一八日
市は、歌詞の一部を改定した新しい市歌を発表。

五月二一日
市は、男女平等かわさき条例に基づく行動計画をまとめ、冊子を刊行。市民と事業者、行政それぞれが意見交換できる会議の設置や行動計画の推進状況を点検・評価するためのシステムづくりなど四五項目の施策が盛り込まれる。

五月二二日
港の風景や多摩川沿いの景観を楽しんでもらおうと、川崎港から屋形船が運航、参加者は「産業遺産」が残る京浜臨海部の眺望を楽しんだ。

五月二五日
市は、二〇〇四年度版の市民意識調査を発表。「親しみはもてるがおしゃれではなく、市のイメージも良くない」「学校には、少人数学級と小学校からの英語指導を望む」という市民の思いとともに、四人に一人が川崎を表現する色として灰色と見ていることも明らかに。

五月二六日
市の区行政改革検討委員会（委員長・辻塚也政策研究大学院大学教授）は阿部市長に報告書を提出。任期付き採用職員を活用し、区長権限を強化することなどを提言。

五月二七日
市は、新しい農業振興計画案を市議会市民委員会で報告。農業・農地の維持保全に向け、農業体験学習の場や市民のいこの場所など、様々な側面を持つ都市の農地の大切さを市民によりよく知ってもらう

らうしくみづくりなどの方針を提示。
五月二八日

市が具体化を目指す自治基本条例と住民投票制度、区行政改革について各論議の調整を図る市民自治制度検討委員会（委員長・石原信雄）地方自治研究機構理事長）が開催、自治基本条例検討委員会の中間報告と区行政改革検討委員会の改革の基本方向を題材に意見交換。

五月二八日

二〇〇九年度の羽田空港拡張・国際化と川崎臨海部活性化をセットで推進する「川崎臨海部活性化・国際空港促進同盟」の結成会が千代田区の経団連会館で開催。川崎市側に空港関連施設や物流拠点などを設ける「神奈川口構想」の具体化に向けた応援団としての性格を有する。

五月二八日

川崎臨海部の川崎市南渡田地区にあるサイエンスパーク「テクノハブインキューベーション」の川崎（THINK）で関係者約一〇〇人が出席して「街開き」が行われた。JFE京浜製鉄所に隣接するTHINKは、「アジア起業家村」の拠点になるほか、環境、福祉分野など将来性のある業種が入居する。

市商工会議所は、地元名産品の消費拡大とPRを推進する「BUYかわさきキャンペーン」の一環として、市内の名産品を選び認定する「かわさき名産品認定事業」をスタートすることを明らかに。

五月三一日

市は、酒に酔って軽トラックを盗んで運転した消防局男性職員を停職処分に。

六月一日

最新の公害防止装置を備え、緑化にも配慮がなされた市内二箇所目の斎場となる「かわさき南部斎苑」が完成。

六月二日

市の人権オンブズパーソン（目々澤富子代表オンブズパーソン）は、二〇〇三年度の年次報告をまとめた。この間に寄せられた相談は、子どもの権利侵害については「いじめ」が、男女平等については「DV」がそれぞれ最多。相談・救済申し立ては計四〇五件、うち救済申し立てが一八件。

市市民オンブズマン（兼子仁代表市民オンブズマン）は、二〇〇三年度の活動報告をまとめた。苦情申立ての件数は一四件で、行政組織別では区役所が二三件で最多。

六月七日

川崎市土地開発公社の先行取得地保有額が昨年度末時点で約一・二六〇億円にまで圧縮されたことが明らかに。塩漬け土地の解消は着々と進むも、バブル期に購入した土地の早急な処分が必要があり、今後も差損の発生は避けられない見通し。

六月八日

二〇〇三年度中に市消費者行政センターに寄せられた出会い系サイトの利用料などにかかわる不当請求の相談件数が、前年度の三倍強に急増、全体の半数以上を占めたことが明らかに。

六月一六日

ミューザ川崎シンフォニーホールを絵柄に採用した自治宝くじの発売が決定。ミューザの絵柄は一八日から発売される市制八〇周年記念缶ビールのラベルにも登場する。

市は、市内初の人口砂浜がある川崎区東扇島東公園の基本整備計画を発表。市民の要望をもとに、平常時は公園、災害時には広域防災拠点として活用される。二〇〇七年度に完成の予定。

六月一八日

市議会は、本会議で地下室マンション規制条例案など三〇議案を可決・承認。同条例は階数や盛土などを制限する内容で九月一日に施行される。

六月二三日

夏至から秋分の日まで省エネのため冷房を二八度に設定し、市役所職員らに「半そで・ノーネクタイ」を呼びかけている市は、JR川崎駅東西自由通路で「夏の省エネイベント」を開催。

六月二三日

市の第三セクター「かわさきファズ株式会社」（FAZ・川崎区、青木茂夫社長）は、開業当初の見通しより四年早い、六年目で初めて単年度黒字となる当期利益約八千二百万円を計上した二〇〇三年度決算を発表。

六月二四日

市の姉妹都市、米国メリーランド州ボルティモアにあるサドブルック・マグネット中学校の生徒らが来川。市内の中学生宅にホームステイし、教室で美術や習字などを学ぶ。

六月二五日

市は、市内に本拠地を有するJ2川崎フロンターレを応援するために、マスコットやキャラクターをあしらったラッピンゴバスの運行を開始。

六月二七日

市財政局は、予算の仕組みなどを解説した冊子「財政読本」をはじめて作成。

バックナンバー紹介

政策情報かわさき15号特集

【特集】市民生活から見たまちの姿／首都圏に位置する川崎のまちづくりと総合計画

◆市民の暮らしから見た今後のまちづくり／川崎市新総合計画の策定に向けたタウンミーティングでの議論から（政策情報かわさき編集部）

◆首都圏における川崎のまちの姿

●川崎市民の生活圏から見たまちづくりの課題（まちづくり局事業推進課主任 小清水 孝・まちづくり局交通計画課 斎藤麻里子）

●商業から見た市民の暮らし／広域商業圏と地域のまちづくりから考える商業のあり方（経済局商業観光課 平井 孝）

●田園環境の保全に向けた土地利用の課題／市街化調整区域土地利用戦略研究会の議論から（経済局農業振興センター農地課主任 柏井幸博・環境局緑政部緑政課副主任 鈴木直仁・まちづくり局都市計画課主任 岡田 実・総合企画局政策部 鈴木洋昌）

●市民の暮らしから見た就業構造と市民就業者と市内就業者の流出入／ハタから考える地域政策（総合企画局企画部統計情報課主任 小松崎紀仁）

●人口動態から見た川崎市民（総合企画局企画部統計情報課 菅野珠礼）

◆「川崎都民」の生活から考えるまちづくり

●川崎市民の居住／首都圏に位置する川崎の住宅事情と課題／川崎市の住宅事情2001から（まちづくり局住宅整備課主任 藤原 徹）

●就学構造から見たかわさき都民像／富士見台小学校を事例として（政策情報かわさき編集部）

●都市における女性の暮らし／育児・介護の視点から（麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課 蛭川睦）

●終の棲家の居住選択と地域活動（麻生区役所区政推進課副主任 入口 茂）

◆川崎のまちを読み解く

●「川崎都民」をめぐって（政策情報かわさき編集部）

編集後記

◆今号から編集委員を務めさせていただくことになりました。

さて、今年度途中、職員研修所が中原市民館四階に移転をしました。新・職員研修所は、武蔵小杉駅から徒歩五分程度ということでも交通の便がよくなりました。因らずも、立地的にはちょうど川崎区から麻生区の間地点ですので、多摩・麻生区など北部に勤務する職員皆さんにとっても研修に参加しやすい条件が整いました。是非これまで以上に職員皆さんに研修に積極的に参加していただければ、と思っております。なお、川崎の北部に住み、細長い川崎の地形を日々実感しながら通勤していた私にとっても、「夜飲んだ後の帰り道がとても楽になる」というメリットがあったことも一応付け加えておきます。

(総務局職員研修所 日笠健二)

◆今年、新しく編集委員を務めさせていただいていますが、諸般の事情により、ほとんど会議に参加することができずに残念に思うとともに、他の編集委員、事務局にも大変ご迷惑をおかけしたことをこの場をお借りしてお詫びさせていただきます。

特集にもありましたが、社会状況の変化により新たな自治体のあり方が問われていますが、そのような中で、やはり基本となるものは市民本位のまちづくりであり、そのためには自治体が行えること、その地域に根ざしている資源・市民と自治体が協力し、補完しあえる運営方法を構築していくことが今後の大きな鍵になっていくと実感しました。(総合企画局企画調整課主任 高橋小百合)

◆予算担当者として予算編成もほぼ終わり、この半年間を振り返ってみると早かったこと、その中で、来年度一年間はこういう事業をしたと予算執行課が財政担当者に熱く考えを述べることができるとは、ほんのわずかなヒアリングと予算要求資料だけでしよう。熱意は十分でも資料(と話

術)次第で予算大幅カットとなったものを何件も見てきました。行方は難しですが、人に見せる文書を作るときは一球入魂ならぬ一筆入魂で悔いの残さないようにと、改めて思い直しました。

(環境局庶務課 神山武久)

◆資源の基本といえは物・金・人。「人的資源」が不足する社会が到来する。一方でこれからの時代が来るという。社会が大きく変わる。金の動きが変わる。見えない時代を見抜いて仕事をできるのが問われている。空気や水などの天然資源は資源。自由財という考え方が、枯渇や汚染を起こしてきた。天然資源の保全・再生には公的なコストがかかる。最適な管理として資源の涵養のほかに、コモンス(共有財)という概念や地域の人のつながりが必要なものではないか。遠い道のように見えても人が会うことが始まりなのだと思う。(まちづくり局建築審査課 齋藤蘭)

◆高校時代から卓球アレルギーはあったんですが、つい最近病院で検査を受けたら花粉症と診断されました。花粉症といっても杉からヒノキ、ブタクサと色々な種類があるみたいです。

私の仕事は税金の仕事なので確定申告が始まるこの時期が一番忙しくなるので、マスクが手放せなくなりそうです。

花粉症に負けないように気合いをいれてがんばらねばと思います。

(多摩区役所市民税課 田中創)

《事務局あとがき》

◆昨年末に自治基本条例が制定され、四月に施行される。その経緯については、本号「市民合意に基づく条例制定の実践と課題」においても触れているが、二回目の検討委員会において三〇人の市民委員から、今、自分のまちや川崎市全体について考えていること、感じていることをホストサイトに書いていただき、その一〇〇〇を超える意見を分類した項目そのものが、条例の規定の基礎となっている。そして、市民による討論会やタウンミーティング等に寄せられた多くの意見を加え、条例案が策定された。ここに至るまで一年。市民

委員をはじめ多くの市民の熱意に支えられた。市民の「意見」と「熱意」。これが、自治基本条例を作り上げた大きな資源であったと思う。

(総合企画局政策部主幹 海老名富夫)

◆「政策情報かわさき」の編集にはじめて携わり、私にも地方分権の波がかかってきたのを実感。創刊号を探し、松下圭一教授は、「職員による研究・開発の市民への公開、さらに日本の自治体全体での共有こそが、市内の政策情報誌に求められている」と。今号の特集テーマである川崎の地域資源、地域における「課題」も資源であり、その解決のために本誌を資源として活用していただければと。

(総合企画局政策部主査 袖山洋一)

◆ここ何年かで、川崎というまちに対する一種の幻想のようなものから、急に覚めつつあるような気がする。川崎で生まれ育ち、川崎のまちやその暮らし、そしてそこに住まうひとたちが大好きで、川崎のために働きたいという思いから、自治体職員の道を選んだ訳だか、いま、そうした自身のアイデンティティの一部が揺らいでいる。第三回市民自治創造・かわさきフォーラムのテーマは「川崎を生きる」続ぎあう私たちの夢」。ささやかな夢を追いかけても、自分なりの生き方に悩む日々が、しばらくは続きそうだ。

(総合企画局政策部主査 中村茂)

◆昨年は、「世界の中心で愛を叫ぶ」、「いま会いに行きます」など恋愛を主題にした邦画がヒットした。こうした映画では、出会い、別れという場面、場面で、恋人やパートナー間の思いのズレが変化していく。その過程が聴衆を魅了するのだと思う。自治体と市民のパートナーシップがいわれて久しいが、実際に地域社会の課題を考えていく上では、今回議論されたように、地域資源と自治体資源のズレ、そして受益と負担のズレといった認識の相違を前提として、場面場面に応じた調整を行う思考が求められている。映画のように相思相愛とはいかないが、こうした思考の上に、情報を共有しながら、調整を行い、課題解決につなげていくことが必要だと思つた。

(総合企画局政策部 鈴木洋昌)

◆今号の特集の資源であるが、我々基礎自治体で働くものにとつての資源は、やはり人に始まり人に終わるのではないかと日々痛感する。お金や場所がなくても、なにかの「思い」を共有し、ネットワークをつくっていくことで、信頼を形成し、つながっていくのが人という資源なのではないだろうか。そのためには、人を支える仕組みを絶えず見直すことも不可欠である。ホリエモンとは対極的なローテクでローカルな人の世界を大切にしたい。(総合企画局政策部 鴻巣玲子)



投稿をお待ちしています

本誌は職員皆さんが自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています。(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)

応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にとめて政策部担当までお送りください。



9784905913993

ISBN4-905913-99-3

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価=630円(本体 600円+税)

第 **17** 号
2005 February no.17

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第17号

2005年 2月4日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-3708 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640